

官報

(号 外)

規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を
改正する件（同二三）

〔公 告〕

裁判所

特殊法人等

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収
物還付関係
会社その他
会社決算公告

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

〔告示〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）

〔告示〕

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同七一～七三）
- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件（環境二二）

二四

七

—

三
○内閣府令第十四号
金融商品取引法

府令を次のように定める
令和七年三月十一日

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正する。 (平成11年1月1日施行)

改正後
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約 締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第八十三条 その締結しようとする金融商品</p>	<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約 締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第八十三条 「同上」</p>
---	---

係るものである場合における法第三十七条规定の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）とする。

九 当該有価証券が特定仕組債である場合

〔号を加える。〕

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号、第三十八条第九号（これらの規定を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十四第三号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣

イ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件その他の条件に基づき、公正な方法により算出した特定仕組債の価格（イにおいて「理論価格」といい、当該特定仕組債の発行、組成又は販売に係る業務を要する費用その他の金額を含まないものとする）。並びに理論価格と当該特定仕組債の取得価額との間に差額がある場合における当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

□ 特定仕組債の発行者又はその組成に係る主要な業務を行う者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用者の業務の実績に関する評価について特定仕組債の売買その他の取引を行つた場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

イ 当該金融商品取引業者等が受領する信託報酬の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る)及び当該信託報酬を対価とする役務の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨

□ 投資信託受益証券の発行者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

十

当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第一項第十号に掲げる有価証券(口及びハ並びに第二百七十五条第一項第三十五号において「投資信託受益証券」という)の売買その他の取引(法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項

[号を加える。]

4 〔2・3 略〕
 第一項第九号の「特定仕組債」とは、法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(次に掲げる要件の全てに該当するものを除く。)であつて、顧客が前条第三号口又は第五号口に掲げる事項を理解するために相当程度の知識及び経験を必要とするものをいう。

一 債還期限及び債還金額(確定金額に限る)の定めがあり、かつ、債還時に額面金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないこと。

二 元本の償還及び利息の支払が、払込みをする通貨と同じ通貨で行われない条件が付されていないこと。

三 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)に係る変動により期限前償還をする条件が付されていないこと。

四 指標(金利及び金利に基づいて算出される数値を除く。)に係る変動により利息の額が変動する条件が付されていないこと。

五 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

六 金融庁長官の指定する有価証券でないこと。

〔2・3 同上〕
 [項を加える。]

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用者の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行つた場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔禁止行為
五百十七条 法第三十八条第九号に規定する
内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為
とする。〕

〔一、五十 略〕

五十一 登録金融機関が顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債（第八十三条第四項に規定する特定仕組債をいう。）及びハ並びに第二百七十五条第一項第三十四号において同じ。）に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる

名称によるかを問わず、当該金融商品

仲介行為に関して登録金融機関が顧客

以外の者から受領する金額の額若しく

はその上限額又はこれらの計算方法

（当該計算方法が特定の数値に一定の

割合を乗ずる方法である場合には、当

該割合を含むものに限る。）及び当該金

銭を対価とする役務の内容並びに当該

金銭を受領することにより当該登録金

融機関と顧客との利益が相反するおそ

れがある旨

ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係

る主要な業務を行う者又は委託金融商

品取引業者と登録金融機関との間に資

本関係又は人的関係がある場合にあつ

ては、その旨並びにそれにより当該登

録金融機関と顧客との利益が相反する

おそれがある旨及びその理由

ハ 登録金融機関において行われるその

部署又はその役員若しくは使用人の業

務の実績に関する評価について特定仕

組債に関する金融商品仲介行為を行つ

た場合に特別の評価を行うこととして

いるときは、その旨並びにそれにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔禁止行為
五百十七条 同上〕

〔一、五十 同上
号を加える。〕

五十二 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる

名称によるかを問わず、当該行為に関

して金融商品取引業者等が顧客以外の

者から受領する金額の額若しくはその

上限額又はこれらの計算方法（当該計

算方法が特定の数値に一定の割合を乗

ずる方法である場合には、当該割合を乗

むものに限る。）及び当該金銭を対価

とする役務の内容並びに当該金銭を受

領することにより当該金融商品取引業

者等と顧客との利益が相反するおそれ

がある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方となる金

融商品取引業者等又は当該行為を行う

金融商品取引業者等に当該行為の委託

を行う者と当該行為を行う金融商品取

引業者等との間に資本関係又は人的関

係がある場合には、その旨並び

にそれにより当該行為を行う金融商品取

引業者等と顧客との利益が相反する

おそれがある旨及びその理由

ハ 当該行為を行う金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の代理又は媒介を行つた場合に特別の評価を行うこととしているときは、その

旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔二、五六十 略〕

〔金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為〕

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔二、三十三 略〕

〔二、三十三 同上〕

〔二、五六十 同上〕

〔金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為〕

三十四

顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行うこと。

- イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関する金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金額の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨。
- ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係る主要な業務を行う者又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用者の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- 三十五 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為
- イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該行為に関する金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金額の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- 三十六 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為
- イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該行為に関する金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金額の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。

〔号を加える。〕

の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨。

- ロ 投資信託受益証券の発行者又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用者の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- 三十七 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為
- イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該行為に関する金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金額の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。
- 三十八 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為
- イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該行為に関する金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金額の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金額を対価とする役務の内容並びに当該金額を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由。

〔号を加える。〕

<p>（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）</p> <p>第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加え。</p>	<p>備考</p> <p>表中の「」の記載は注記である。</p>
---	----------------------------------

<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約 締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第九十五条 その締結の媒介を行う特定金融 サービス契約（特定預金等契約及び特定保 険契約を除く。第三項において同じ。）が有 価証券の売買その他の取引に係るものであ る場合における準用金融商品取引法第三 七条の三第一項第七号に規定する内閣府令 で定める事項は、前条各号に掲げる事項の ほか、次に掲げる事項とする。</p>	<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約 締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第九十五条 「同上」</p>
--	---

<p>（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）</p> <p>第一百十一条 その締結の媒介を行う特定金融 サービス契約が特定預金等契約及び特定保 険契約以外の特定金融サービス契約である 場合における準用金融商品取引法第三十八 条第九号に規定する内閣府令で定める行為 は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>〔2・3 略〕</p> <p>八 相手方金融機関において行われるそ の部署又はその役員若しくは使用者の 業務の実績に関する評価について投資 信託受益証券の売買その他の取引を 行つた場合に特別の評価を行うことと しているときは、その旨並びにそれに より当該相手方金融機関と顧客との利 益が相反するおそれがある旨及びその 理由</p>
--	--

<p>〔2・3 同上〕</p> <p>十五 顧客（特定投資家（準用金融商品取 引法第三十四条の二第五項の規定により 特定投資家以外の顧客とみなされる者を 除き、準用金融商品取引法第三十四条の 三第四項（準用金融商品取引法第三十四 条の四第六項において準用する場合を含 む。）の規定により特定投資家とみなされ る者を含む。）を除く。以下この号、第二 十六号及び第二十七号並びに第百十八条 第四号及び第五号において同じ。）に対し て、有価証券に係る次に掲げる書類が英 語により記載される旨の説明を行わず、 又はその旨を記載した文書の交付（当該 計算方法（当該計算方法が特定の数値 に一定の割合を乗ずる方法である場合 には、当該割合を含むものに限る。）及 び当該信託報酬を対価とする役務の内 容並びに当該信託報酬を受領すること により当該相手方金融機関と顧客との 利益が相反するおそれがある旨 口 投資信託受益証券の発行者と相手方 金融機関との間に資本関係又は人的関 係がある場合にあつては、その旨並び にそれにより当該相手方金融機関と顧 客との利益が相反するおそれがある旨 及びその理由</p>

告 示

○財務省告示第48号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和7年11月11日を以て告示する。

令和7年11月11日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（2年）（第469回）
- 2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第69条第4項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 行 方 法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
- 5 募 入 決 定 の 方 法
- 価格競争入札発行
 - 非競争入札発行
 - 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
- 6 発 行 額
- 価格競争入札発行 額面金額1,964,400,000,000円
うち、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第69条第4項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で11,446,200,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,377,882,200,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で575,071,600,000円
 - 非競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で310,000,000円
 - 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で634,600,000,000円
 - 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で72,700,000,000円

7 払 込 金 額

- 価格競争入札発行 1,963,332,870,000円
- 非競争入札発行 309,832,600円
- 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 634,257,316,000円
- 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 72,660,742,000円

8 最 低 額 面 金 額 50,000円

9 振 替 单 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発 行 日 令和7年2月3日

11 発 行 価 格

- 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円94銭以上のそれぞれの応募価格
- 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円94銭6厘

12 利 率 年0.7%

13 経 過 利 子 の 払 込 み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{2}{365}$$

14 初 期 利 子 令和7年8月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

15 第 2 期 以 後 の 利 子 每年2月1日及び8月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

16 債 戻 期 限 令和9年2月1日

17 債 戻 金 額 額面金額100円につき100円

18 元 利 金 支 払 場 所 日本銀行

19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者

20 払 込 期 日 令和7年2月3日

○財務省告示第49号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和7年11月11日を以て告示する。

令和7年11月11日

財務大臣 加藤 勝信

1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（5年）（第176回）

2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項

3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）	14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
5 募入決定の方法			$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。	16 債還期限	令和11年12月20日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	17 債還金額	額面金額100円につき100円
6 発行額		18 元利金支払場所	日本銀行
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,737,700,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,131,892,450,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で605,807,550,000円	19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で12,000,000円	20 払込期日	令和7年2月17日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で561,700,000,000円	○財務省印長様に+11回	国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和7年11月5日に施行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
7 払込金額		令和7年11月1日+11回	財務大臣 加藤 勝信
(1) 価格競争入札発行	1,739,147,620,000円	1 名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第377回）
(2) 非競争入札発行	12,009,600円	2 発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	562,149,360,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
8 最低額面金額	50,000円	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により割り当てる。
10 発行日	令和7年2月17日	(1) 価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
11 発行価格		(2) 非競争入札発行	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき100円5銭以上のそれぞれの応募価格	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	
(2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円8銭	6 発行額	
12 利率	年1.0%	(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,963,200,000,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。		うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で100,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で111,900,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,963,088,000,000円
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{59}{365}$		

(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,322,000,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で634,900,000,000円	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札による発行
7 払込金額		5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(1) 価格競争入札発行	1,952,757,430,000円	6 発行額	額面金額で249,800,000,000円
(2) 非競争入札発行	1,314,993,400円	7 払込金額	263,014,759,728円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	631,535,030,000円	8 最低額面金額	100,000円
8 最低額面金額	50,000円	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年2月5日	10 発行日	令和7年2月13日
11 発行価格		11 発行価格	額面金額100円につき102円55銭
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円44銭以上のそれぞれの応募価格	12 利率	年0.005%
(2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円47銭	13 発行日の想定元金額	額面金額の総額×1.02672
12 利率	年1.2%	14 想定元金額の計算方法	各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の3月前の消費者物価指数(総務省統計局が統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。)を106.4で除して得た数(小数点以下第5位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数(小数点以下第5位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)に額面金額を乗じて得た額とする。
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	15 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。
	額面金額の総額× $\frac{1.2}{100} \times \frac{47}{365}$		額面金額の総額× $1.02672 \times \frac{0.005}{100} \times \frac{156}{365}$
14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)	16 初期利子	令和7年3月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。)
	額面金額× $\frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$		第14号の規定により算出された支払期における想定元金額× $\frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	17 第2期以後の利子	毎年3月10日及び9月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。
16 債還期限	令和16年12月20日		第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額× $\frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$
17 債還金額	額面金額100円につき100円	18 債還期限	令和16年3月10日
18 元利金支払場所	日本銀行	19 債還金額	第14号の規定により算出された債還期限における想定元金額
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者		ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20 払込期日	令和7年2月5日	20 元利金支払場所	日本銀行
○既済物指証紙第11回		21 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
国債の発行等に関する法律(昭和五十一年大蔵省令第11号)第56条第1項の規定に基づき、令和16年11月11日より発行した利付国債の発行条件等を次のとおり定めます。		22 払込期日	令和7年2月13日
令和16年11月11日			
1 名称及び記号	利付国庫債券(物価連動・10年)(第29回)		
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項		

財務大臣 加藤 謙信

○財務省告示第十五号		14 初期利子	
国債の発行等に関する省令（昭和五十一年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年1月19日より発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。		令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。	ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
令和七年1月19日		財務大臣 加藤 勝信	
1 名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第191回）	額面金額× $\frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$	
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第1項	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「債券市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）	令和26年12月20日	
4 発行方法		額面金額100円につき100円	
5 募入決定の方法		日本銀行	
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	財務大臣から通知を受けた者	
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	令和7年2月19日	
6 発行額		○財務省告示第十五号	
(1) 価格競争入札発行	額面金額で762,900,000,000円	国債の発行等に関する省令（昭和五十一年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年1月19日より発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。	財務大臣 加藤 勝信
うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で457,677,350,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で72,891,900,000円、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で232,330,750,000円		令和七年1月19日	
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で236,500,000,000円	1 名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第85回）
7 払込金額		2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第1項
(1) 価格競争入札発行	759,843,650,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	235,554,000,000円	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「債券市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「債券市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）
8 最低額面金額	50,000円	5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	(1) 価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
10 発行日	令和7年2月19日	(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行及び債券市場特別参加者・第II非価格競争入札発行	
11 発行価格		6 発行額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円5銭以上のそれぞれの応募価格	(1) 価格競争入札発行	額面金額で675,700,000,000円
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円60銭	うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で458,614,100,000円、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で217,085,900,000円	
12 利率	年2.0%	(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で223,900,000,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	(3) 国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で43,700,000,000円
	額面金額の総額× $\frac{2.0}{100} \times \frac{61}{365}$		

7 払込金額	1 名称及び記号	利付国庫債券(10年)(第358回及び第359回)、利付国庫債券(20年)(第116回、第117回、第118回、第119回、第121回、第123回、第138回、第140回、第141回、第170回、第171回、第172回及び第173回)及び利付国庫債券(30年)(第2回、第3回、第5回、第7回、第9回、第30回、第31回及び第32回)
(1) 價格競争入札発行 676,869,200,000円	2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 224,280,630,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 43,774,290,000円	4 発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
8 最低額面金額 50,000円	5 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
9 振替単位	6 発行額	額面金額で649,700,000,000円 内訳(別表のとおり)
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	7 払込金額	644,414,851,000円
10 発行日 令和7年2月7日	8 最低額面金額	50,000円
11 発行価格	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
(1) 價格競争入札発行 額面金額100円につき100円10銭以上のそれぞれの応募価格	10 発行日	令和7年2月21日
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額100円につき100円17銭	11 発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額
		$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12 利率 2.3%	12 利率	(別表のとおり)
13 経過利子の払込み	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。		各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)／365
額面金額の総額× $\frac{2.3}{100} \times \frac{49}{365}$		
14 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)	14 利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。)。
額面金額× $\frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$		各発行対象国債の額面金額× $\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第2期以後の利子 每年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	15 債還期限	(別表のとおり)
16 債還期限 令和36年12月20日	16 債還金額	額面金額100円につき100円
17 債還金額 額面金額100円につき100円	17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回りは、令和7年2月20日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18 元利金支払場所 日本銀行	18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者	19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日 令和7年2月7日	20 払込期日	令和7年2月21日
○最終回札長既に付す		
国債の発行等に関する命令(昭和41年大蔵省令第11号)第5条第1項の規定に依り、令和7年1月11日付で日本銀行が発行した利付国債の発行条件等を次のとおり公示する。		
令和7年1月11日		
	財務大臣 加藤 謙信	

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額(額面金額)
利付国庫債券(10年)(第358回)	0.1%	令和12年3月20日	63,600,000,000円
利付国庫債券(10年)(第359回)	0.1%	令和12年6月20日	41,600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第116回)	2.2%	令和12年3月20日	141,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第117回)	2.1%	令和12年3月20日	86,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第118回)	2.0%	令和12年6月20日	22,700,000,000円
利付国庫債券(20年)(第119回)	1.8%	令和12年6月20日	38,500,000,000円
利付国庫債券(20年)(第121回)	1.9%	令和12年9月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第123回)	2.1%	令和12年12月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第138回)	1.5%	令和14年6月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券(20年)(第140回)	1.7%	令和14年9月20日	1,600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第141回)	1.7%	令和14年12月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第170回)	0.3%	令和21年9月20日	2,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第171回)	0.3%	令和21年12月20日	29,600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第172回)	0.4%	令和22年3月20日	83,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第173回)	0.4%	令和22年6月20日	10,200,000,000円
利付国庫債券(30年)(第2回)	2.4%	令和12年2月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第3回)	2.3%	令和12年5月20日	5,600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第5回)	2.2%	令和13年5月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第7回)	2.3%	令和14年5月20日	39,400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第9回)	1.4%	令和14年12月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券(30年)(第30回)	2.3%	令和21年3月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券(30年)(第31回)	2.2%	令和21年9月20日	43,500,000,000円
利付国庫債券(30年)(第32回)	2.3%	令和22年3月20日	1,700,000,000円

○財務省印長様に付す

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第111号)第五条第十一項の規定に基づき、令和7年1月11日付に発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。

令和7年1月11日

財務大臣 加藤 謙信

1 名称及び記号	利付国庫債券(20年)(第174回、第175回、第176回、第178回、第180回及び第181回)、利付国庫債券(30年)(第42回、第43回、第44回、第45回、第51回、第52回、第55回、第59回、第60回、第61回、第62回、第63回、第64回及び第65回)及び利付国庫債券(40年)(第8回、第9回、第10回、第11回及び第12回)
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第47条第1項及び第62条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6 発行額	額面金額で399,900,000,000円 内訳(別表のとおり)
7 払込金額	293,692,362,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年2月26日
11 発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12 利率	(別表のとおり)
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
14 利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。) $\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15 偿還期限	(別表のとおり)
16 偿還金額	額面金額100円につき100円
17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回りは、令和7年2月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和7年2月26日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行の根拠法律及びその条項	発行額(額面金額)
利付国庫債券(20年)(第174回)	0.4%	令和22年9月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	45,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第175回)	0.5%	令和22年12月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	26,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第176回)	0.5%	令和23年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	43,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第178回)	0.5%	令和23年9月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	17,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第180回)	0.8%	令和24年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	4,700,000,000円
利付国庫債券(20年)(第181回)	0.9%	令和24年6月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	3,600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第42回)	1.7%	令和26年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	3,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第43回)	1.7%	令和26年6月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	5,500,000,000円
利付国庫債券(30年)(第44回)	1.7%	令和26年9月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	10,300,000,000円
利付国庫債券(30年)(第45回)	1.5%	令和26年12月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	6,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第51回)	0.3%	令和28年6月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	8,400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第52回)	0.5%	令和28年9月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	1,300,000,000円
利付国庫債券(30年)(第55回)	0.8%	令和29年6月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	2,200,000,000円
利付国庫債券(30年)(第59回)	0.7%	令和30年6月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	1,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第60回)	0.9%	令和30年9月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	13,100,000,000円
利付国庫債券(30年)(第61回)	0.7%	令和30年12月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	2,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第62回)	0.5%	令和31年3月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	25,500,000,000円
利付国庫債券(30年)(第63回)	0.4%	令和31年6月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	57,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第64回)	0.4%	令和31年9月20日	特別会計に関する法律第62条第1項分	35,300,000,000円

利付国庫債券(30年)(第65回)	0.4%	令和31年12月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	35,500,000,000円
利付国庫債券(40年)(第8回)	1.4%	令和37年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	600,000,000円
利付国庫債券(40年)(第9回)	0.4%	令和38年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	15,200,000,000円
利付国庫債券(40年)(第10回)	0.9%	令和39年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	6,400,000,000円
利付国庫債券(40年)(第11回)	0.8%	令和40年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	16,900,000,000円
利付国庫債券(40年)(第12回)	0.5%	令和41年3月20日	特別会計に関する法律第47条第1項分	13,500,000,000円

○財務省担当課長十代

国債の発行等に関する件(昭和五十七年六月三十日付)案に係る第1回の取扱い基づいて、令和7年1月11日以降に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり定めます。

財務大臣 加藤 勝信

- 令和7年1月11日
- 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第468回)
 - 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
 - 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
 - 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
 - 発行額 額面金額4,706,100,000円
 - 払込金額 4,709,394,270円
 - 最低額面金額 50,000円
 - 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
 - 発行日 令和7年2月12日
 - 発行価格 額面金額100円につき100円7銭
 - 利率 年0.6%
 - 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{42}{365}$$
 - 初期利子 令和7年7月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$
 - 第2期以後の利子 每年1月1日及び7月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
 - 償還期限 令和9年1月1日
 - 償還金額 額面金額100円につき100円
 - 元利金支払場所 日本銀行
 - 払込期日 令和7年2月12日

○財務省指令第十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第六条第十一項の規定に基づつて、令和七年1月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり公示する。

令和七年1月11日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（5年）（第175回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で2,368,650,000円
- 6 払込金額 2,378,124,600円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年2月13日
- 10 発行価格 額面金額100円につき100円40銭
- 11 利率 年0.9%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{55}{365}$$

- 13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 14 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

- 15 償還期限 令和11年12月20日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年2月13日

○財務省指令第十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第六条第十一項の規定に基づつて、令和七年1月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり公示する。

令和七年1月11日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（10年）（第377回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で6,676,050,000円
- 6 払込金額 6,738,137,265円
- 7 最低額面金額 50,000円

- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

9 発行日 令和7年2月12日

10 発行価格 額面金額100円につき100円93銭

11 利率 年1.2%

- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{54}{365}$$

- 13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 14 第2期以後の利子 每年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

- 15 償還期限 令和16年12月20日

- 16 償還金額 額面金額100円につき100円

- 17 元利金支払場所 日本銀行

- 18 払込期日 令和7年2月12日

○財務省指令第十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づつて、令和七年1月11日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり公示する。

令和七年1月11日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（固定・3年）（第176回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で55,368,590,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年2月17日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 利率 年0.62%
- 10 初期利子 令和7年8月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.62}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

- 11 第2期以後の利子 每年2月15日及び8月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

- 12 償還期限 令和10年2月15日

- 13 償還金額 額面金額100円につき100円

- 14 払込期日 令和7年2月17日

- 15 払込場所 日本銀行の本店又は支店

16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年2月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年2月15日から令和8年8月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ +第2期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$) (2) 令和8年8月15日以後の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ × 2	11	第2期以後の利子	毎年2月15日及び8月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年2月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年8月15日から令和8年2月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ +経過利子に相当する金額) (2) 令和7年8月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額	12	償還期限	令和12年2月15日
18	元利金支払場所	日本銀行	13	償還金額	額面金額100円につき100円
	○財務省監査課十七川官		14	払込期日	令和7年2月17日
	個人向け国債の発行等に關する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和十七年11月17日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告白する。 令和十七年11月17日 財務大臣 加藤 勝信		15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・5年）(第166回)	16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年2月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年2月15日から令和8年8月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ +第2期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$) (2) 令和8年8月15日以後の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ × 2
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項	17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年2月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年8月15日から令和8年2月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79,685}{100}$ +経過利子に相当する金額) (2) 令和7年8月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	18	元利金支払場所	日本銀行
4	発行額	額面金額で115,858,810,000円		○財務省監査課十七川官	個人向け国債の発行等に關する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和十七年11月17日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告白する。 令和十七年11月17日 財務大臣 加藤 勝信
5	最低額面金額	10,000円	1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）(第178回)
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
7	発行日	令和7年2月17日	3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
8	発行価格	額面金額100円につき100円	4	発行額	額面金額で149,533,520,000円
9	利率	年0.77%	5	最低額面金額	10,000円
10	初期利子	令和7年8月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。） 額面金額× $\frac{0.77}{100}$ × $\left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365}\right)$	6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
			7	発行日	令和7年2月17日
			8	発行価格	額面金額100円につき100円
			9	初期利子の適用利率	年0.75%

10 第2期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。	(2) 令和8年8月15日以後の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）+その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$
11 初期利子	令和7年8月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{0.75}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$	
12 第2期以後の利子	毎年2月15日及び8月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 $\text{額面金額} \times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$	
13 償還期限	令和17年2月15日	
14 償還金額	額面金額100円につき100円	
15 払込期日	令和7年2月17日	
16 払込場所	日本銀行の本店又は支店	
17 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年2月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年2月15日から令和8年8月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-（初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +第2期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）	(1) 令和7年8月15日から令和8年2月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-（初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）+経過利子に相当する金額 (2) 令和7年8月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額
18 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年2月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。	
19 元利金支払場所	日本銀行	

○環境省告示第111号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第115号）第1条の11第17項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十一号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用する。

令和七年二月十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のとおりに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののとおりに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
一～四（略）			一～四（略）		
別表第一（第一号関係）			別表第一（第一号関係）		
(1) 試料採取			(1) 試料採取		
施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設内でばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。			施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設内でばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。		
ア 排出ピット等から、シャベル、スコップ等の採取具を用いて数箇所から採取し、容器（アルミ製バット等のダイオキシン類の吸着のない材質製のものに限る。）に移し入れ、 <u>異物</u> を取り除き、十分に均一化する。			ア 排出ピット等から、シャベル、スコップ等の採取具を用いて数箇所から採取し、容器（アルミ製バット等のダイオキシン類の吸着のない材質製のものに限る。）に移し入れ、 <u>不燃物</u> 等の異物を取り除き、十分に均一化する。		
イ・ウ（略）			イ・ウ（略）		

(2) 試料の前処理
 ア・イ (略)
 ウ 試料の調製
 (削る)

(削る)

- (ア) 灰試料の場合は、5mmの目のふるいを用いてふるい分けし、風乾後、乳鉢中で均一にすりつぶして混合する。
- (イ) 固化物試料の場合は、試料を粒径2mm程度以下まで粉碎する。
- (ウ) 汚泥の場合は、試料を湿状のまま秤量する。
- (エ) 採取した試料を(ア)から(ウ)まで従い調製し、その一部を用いて分析試料の含水率を求め、記録する。試料5g以上をはかり取り、105℃以上110℃以下で約2時間乾燥する。デシケーター内で放冷後、秤量する。その重量の差から、含水率を算出する。含水率の算出に用いた分析試料はダイオキシン類分析に使用しない。
- (オ) 調製した試料10g以上をビーカーに秤取し分析する。
- エ 抽出及び内標準物質の添加
 (ア) ウの操作で得られた試料について、日本産業規格K0311の6.4.2a)に規定する方法により塩酸処理、洗浄及び風乾を行い、日本産業規格K0311の6.4.1に規定する方法により、ろ紙上の残さにクリーンアップスパイク用内標準物質を添加し、ソックスレー抽出又はこれと同等の抽出方法で抽出する。
- (イ) (ア)の操作で得られた塩酸溶液及びメタノール又はアセトン洗浄液を分液漏斗に入れ、クリーンアップスパイク用内標準物質を添加し、溶液1ℓ当たりトルエン又はジクロロメタン100mℓで3回、液一液振とう抽出を行い、硫酸ナトリウムを用いて脱水する。
- (ウ) (ア)及び(イ)の操作で得られた抽出液を合わせて、一定量とし、抽出液とする。ただし、試料中のPCDDs・PCDFs又はCo-PCBsの濃度が予想できず、(ア)の操作から再度行う可能性が考えられる場合には、試料からの抽出操作によって得られた抽出液を一定量にした後、その適量を正確に分取してから、クリーンアップスパイク用内標準物質を添加してもよい。

(2) 試料の前処理
 ア・イ (略)
 ウ 試料の調製等
 (ア) 試料の調製
 ① 灰試料の場合は、5mmの目のふるいを用いてふるい分けし、風乾後、乳鉢中で均一にすりつぶして混合する。

② 固化物試料の場合は、試料を粒径2mm程度以下まで粉碎する。

③ 汚泥の場合は、試料を湿状のまま秤量する。この場合において、汚泥に含まれる固型分の重量比は、当該汚泥20g以上100g以下(Ag)を平型量り瓶(容量50mℓ以上)のもので、あらかじめ乾燥したものに限る。又は蒸発皿(容量100mℓ以上のもので、あらかじめ乾燥したものに限る。)に正確に計り取り、沸騰しないように注意して水分を蒸発させ、105℃以上110℃以下で2時間程度乾燥させ、デシケーター中で30分間程度放冷させた後、当該平型量り瓶又は蒸発皿に残留した物質の重量(Bg)を正確に求め、これを固型分の重量とし、次に掲げる式により求める。

$$\text{固型分の重量比 (\%)} = B / A \times 100$$

- (イ) 内標準物質の添加
 (ア) の操作により調製した試料20g以上100g以下をビーカーに秤取し、日本産業規格K0311の6.4.1に規定する方法により、ダイオキシン類内標準物質を加える。
 (新規)

(新規)
 (新規)
 (新規)

- (新規)
 エ 抽出
 (ア) ウの操作で得られた試料について、日本産業規格K0311の6.4.2a)に規定する方法により塩酸処理及び洗浄を行い、ソックスレー抽出を行う。

- (イ) (ア)の操作で得られた塩酸溶液及びメタノール又はアセトン洗浄液を分液漏斗に入れ、溶液1ℓ当たりジクロロメタン50mℓで3回、液一液振とう抽出を行い、硫酸ナトリウムを用いて脱水する。
- (ウ) (ア)及び(イ)の操作で得られた抽出液を合わせて溶媒を加え、一定量とし、抽出液とする。

オ 前処理

- (ア) エの(ウ)の操作で得られた抽出液について、日本産業規格K0311の6. 4. 5に規定する方法により濃縮操作を行い、日本産業規格K0311の6. 4. 6に規定する方法により、硫酸処理—シリカゲルカラムクロマトグラフ操作又は多層シリカゲルカラムクロマトグラフ操作のいずれかの方法により妨害物質を取り除く。
- (イ) 日本産業規格K0311の6. 4. 7に規定する方法によりその他の精製操作を行い、測定用試料とする。

(3) 同定及び定量

ア (略)

イ 相対感度の算出

ダイオキシン類標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度（以下「RR」という。）を算出する。

$$RR = (A_s / A_{IS}) \times (C_{IS} / C_s)$$

この式において、 A_s 、 A_{IS} 、 C_{IS} 及び C_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_s ダイオキシン類標準物質のクロマトグラムのピーク面積

A_{IS} クリーンアップスパイク用内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_{IS} ダイオキシン類標準溶液中のクリーンアップスパイク用内標準物質の量
(pg)

C_s ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類標準物質の量 (pg)

ウ ダイオキシン類の定量

- (ア) (2)のオで得られた測定用試料を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。

$$C_i = (A_s / A_{IS}) \times (I_{IS} / RR) \times (1 / W)$$

この式において、 C_i 、 A_s 、 A_{IS} 、 I_{IS} 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 試料中の当該塩素化物の濃度 (ng/g)

A_s 当該塩素化物のクロマトグラムのピーク面積

A_{IS} 当該塩素化物に対応するクリーンアップスパイク用内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

I_{IS} 試料に添加したクリーンアップスパイク用内標準物質の量 (ng) (2. エ. (ウ)において抽出液から一定量を分取してクリーンアップスパイク用内標準物質を添加した場合には、分取率から補正した量を用いる)

W 試料量 (2. ウ. (エ)で算出した含水率で補正した量) (g)

- (イ) クリーンアップスパイク用内標準物質の回収率が50%以上120%以下の範囲内であることを確認し、回収率が範囲外であるときは、再度前処理を行い再測定する。

オ 前処理

- (ア) エの(ウ)の操作で得られた抽出液について、日本産業規格K0311の6. 4. 4に規定する方法により、硫酸処理—シリカゲルカラムクロマトグラフ操作又は多層シリカゲルカラムクロマトグラフ操作のいずれかの方法により妨害物質を取り除く。

- (イ) 日本産業規格K0311の6. 4. 5に規定する方法によりアルミナカラムクロマトグラフ操作を行い、測定用試料とする。汚泥については、高速液体クロマトグラフ操作又は活性炭カラムクロマトグラフ操作を追加する。

(3) 同定及び定量

ア (略)

イ 相対感度の算出

ダイオキシン類標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化合物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度（以下「RRF」という。）を算出する。

$$RRF = (A_s \times C_{IS}) / (A_{IS} \times C_s)$$

この式において、 A_s 、 C_{IS} 、 A_{IS} 及び C_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_s ダイオキシン類標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_{IS} ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類内標準物質の濃度

A_{IS} ダイオキシン類内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_s ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類標準物質の濃度

ウ ダイオキシン類の定量

- (ア) (2)のオで得られた測定用試料を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化合物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。

$$C_i = (A_s \times I_{IS}) / (A_{IS} \times RRF) / W$$

この式において、 C_i 、 A_s 、 I_{IS} 、 A_{IS} 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 試料中の当該塩素化合物の濃度 (ng/g-dry)

A_s 当該塩素化合物のクロマトグラムのピーク面積

I_{IS} 試料に添加したダイオキシン類内標準物質の量 (ng)

A_{IS} 当該塩素化合物に対応するダイオキシン類内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

W 試料の採取量 (g-dry)

- (イ) ダイオキシン類内標準物質の回収率が50%以上120%以下の範囲内であることを確認し、回収率が範囲外であるときは、再度前処理を行い測定する。

エ 毒性等量への換算

次に掲げる式により試料中のダイオキシン類の濃度を2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算する。この場合において、それぞれの塩素化物の濃度が定量下限未満であるときは、当該塩素化物の濃度は0として計算する。

$$C = \sum (C_i \times TEF_i)$$

この式において、C, C_i, TEF_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C ダイオキシン類の毒性等量 (ng-TEQ/g)

C_i 3の(3)のアで得られた塩素化物の種類ごとの濃度 (ng/g)

TEF_i ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表

第三の中欄に掲げる塩素化物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数

別表第二（第三号イ関係）

(1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ヘキサン

イ (略)

ウ トルエン（体積分率10%）を含むヘキサン混合液

エ (略)

オ ヘキサン飽和のDMSO

カ ヘキサン洗浄水

蒸留水をヘキサンで十分に洗浄したもの

キ～サ (略)

シ デカン

ス 水酸化カリウム（質量分率2%）を含むシリカゲル

シリカゲルに1mol/l水酸化カリウム水溶液を加え、ロータリーエバボレーターを用いて約50°Cで減圧脱水し水分を除去した後、80°Cで1時間減圧脱水し、粉末状にしたものであって、シリカゲルに対して水酸化カリウムを質量分率2%となるよう調製したもの

セ 硫酸（質量分率44%）を含むシリカゲル

シリカゲルに濃硫酸を質量分率44%となるように加え、十分振とうし、粉末状にしたもの

ソ 硫酸（質量分率22%）を含むシリカゲル

シリカゲルに濃硫酸を質量分率22%となるように加え、十分振とうし、粉末状にしたもの

タ (略)

チ 硝酸銀（質量分率10%）を含むシリカゲル

シリカゲルに40%硝酸銀水溶液を加え、ロータリーエバボレーターを用いて約50°Cで減圧脱水し水分を除去した後、80°Cで1時間減圧脱水し、粉末状にしたものであって、シリカゲルに対して硝酸銀を質量分率10%となるよう調製したもの

ツ 校正用標準物質

ペルフルオロケロセン（PFK）などの質量分析用高沸点成分であるもの

エ 毒性等量への換算

次に掲げる式により試料中のダイオキシン類の濃度を2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算する。この場合において、それぞれの塩素化物の濃度が定量下限未満であるときは、当該塩素化物の濃度は0として計算する。

$$C = \sum C_i \times TEQ_i$$

この式において、C, C_i, TEQ_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C ダイオキシン類の毒性等量 (ng-TEQ/g-dry)

C_i 3の(3)のアで得られた塩素化物の種類ごとの濃度 (ng/g-dry)

TEQ_i ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表

第三の中欄に掲げる塩素化物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数

別表第二（第三号イ関係）

(1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ノルマルヘキサン

イ (略)

ウ 10%トルエン含有ノルマルヘキサン溶液

エ (略)

オ ノルマルヘキサン飽和のDMSO

カ ヘキサン洗浄水

蒸留水をノルマルヘキサンで十分に洗浄したもの

キ～サ (略)

シ ノルマルデカン

ス 2%水酸化カリウム被覆シリカゲル

シリカゲルに1mol/l水酸化カリウム水溶液を加え、ロータリーエバボレーターを用いて約50°Cで減圧脱水し水分を除去した後、80°Cで1時間減圧脱水し、粉末状にしたものであって、シリカゲルに対して水酸化カリウムを2w/w%となるよう調製したもの

セ 44%硫酸被覆シリカゲル

シリカゲルに濃硫酸を44w/w%となるように加え、十分振とうし、粉末状にしたもの

ソ 22%硫酸被覆シリカゲル

シリカゲルに濃硫酸を22w/w%となるように加え、十分振とうし、粉末状にしたもの

タ (略)

チ 10%硝酸銀被覆シリカゲル

シリカゲルに40%硝酸銀水溶液を加え、ロータリーエバボレーターを用いて約50°Cで減圧脱水し水分を除去した後、80°Cで1時間減圧脱水し、粉末状にしたものであって、シリカゲルに対して硝酸銀を10w/w%となるよう調製したもの

ツ ペルフルオロケロセン

質量分析用高沸点成分であるもの

テ PCB標準物質

塩素化物のうち4-MoCB、2, 4'-DiCB、2, 4, 4'-TriCB、2, 2', 5, 5'-TeCB、2, 2', 4, 5, 5'-PeCB、2, 3', 4, 4', 5-PeCB、2, 2', 3, 4, 4', 5'-HxCB、2, 2', 4, 4', 5, 5'-HxCB、2, 2', 3, 4, 4', 5, 5'-HpCB、2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5'-OcCB、2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5', 6-NoCB及び2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5', 6, 6'-DeCB

ト クリーンアップスパイク用標準物質

PCB標準物質のC (13) 体

ナ PCB標準溶液

PCB標準物質及びクリーンアップスパイク用標準物質をノナン、デカン、トルエン又は2, 2', 4-トリメチルベンタンに溶かしたもので、クリーンアップスパイク用標準物質の濃度が40pg/μl以上100pg/μl以下程度で一定であり、PCB標準物質の濃度が0.5pg/μl以上1ng/μl以下の範囲内で5段階となるよう設定したもの

二 (略)

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

ア～キ (略)

ク 濃縮器

クデルナダニッシュ濃縮器又はロータリーエバボレーター

ケ 高分離能ガスクロマトグラフ

(ア) 試料導入部

スプリットレス方式で温度を250°C以上300°C以下にできるもの又はオンカラム方式で温度を150°C以上300°C以下にできるもの

(イ) カラム

内径0.25mm以上0.32mm以下及び長さ25m以上60m以下のキャビラリーカラム（PCB塩素化物の溶出順位の判明しているものに限る。）

(ウ)・(エ) (略)

コ 高分解能質量分析計

次の条件を満たしているもの

(ア) 二重収束形で、10,000以上の分解能で測定できるものであって、校正用標準試料を用いたロックマス方式による選択イオンモニタリング法（以下「SIM法」という。）で測定できるもの

(イ) イオン源温度を250°C以上に保つことができ、電子イオン化方式が可能で、SIM法における磁場の周期を最大1秒以上にできるもの

(ウ) TeCBのうち1種類のPCB塩素化物の標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、0.2pgのTeCBを検出できるもの

(3) 測定手順

ア 次に掲げる操作により抽出を行う。

(ア) 試料約1gを秤量し、ヘキサン20ml又はトルエン（体積分率10%）を含むヘキサン混合液20mlに溶かす。このうち2mlを分取し、(1)テに掲げるPCB標準物質ごとにクリーンアップスパイク用標準物質1ngを加える。

テ PCB標準物質

塩素化合物のうち4-M1CB、2, 4'-D2CB、2, 4, 4'-T3CB、2, 2', 5, 5'-TeCB、2, 2', 4, 5, 5'-PeCB、2, 3', 4, 4', 5-PeCB、2, 2', 3, 4, 4', 5, 5'-HxCB、2, 2', 4, 4', 5, 5'-HxCB、2, 2', 3, 4, 4', 5, 5'-HpCB、2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5'-OcCB、2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5', 6-NoCB及び2, 2', 3, 3', 4, 4', 5, 5', 6, 6'-DeCB

ト PCB内標準物質

PCB標準物質のC (13) 体

ナ PCB標準溶液

PCB標準物質及びPCB内標準物質をトルエン又はノルマルデカンに溶かしたもので、PCB内標準物質の濃度が40pg/μl以上100pg/μl以下程度で一定であり、PCB標準物質の濃度が0.5pg/μl以上1ng/μl以下の範囲内で5段階となるよう設定したもの

二 (略)

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

ア～キ (略)

ク 濃縮器

クデルナダニッシュ濃縮器又はロータリーエバボレーター

ケ 高分離能ガスクロマトグラフ

(ア) 試料導入部

スプリットレス方式で温度を250°C以上280°C以下にできるもの又はオンカラム方式で温度を150°C以上300°C以下にできるもの

(イ) カラム

内径0.25mm以上0.32mm以下及び長さ25m以上60m以下のキャビラリーカラム（PCB塩素化物の溶出順位の判明しているものに限る。）

(ウ)・(エ) (略)

コ 高分解能質量分析計

次の条件を満たしているもの

(ア) 二重収束形で、10,000以上の分解能で測定できるものであって、ペルフルオロケロセンを用いたロックマス方式による選択イオンモニタリング法（以下「SIM法」という。）で測定できるもの

(イ) イオン源温度を250°C以上に保つことができ、衝撃イオン化方式が可能で、SIM法における磁場の周期を最大1秒以上にできるもの

(ウ) T4CBのうち1種類のPCB塩素化物の標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、0.2pgのT4CBを検出できるもの

(3) 測定手順

ア 次に掲げる操作により抽出を行う。

(ア) 試料約1gを秤量し、ノルマルヘキサン20ml又は10%トルエン含有ノルマルヘキサン溶液20mlに溶かす。このうち2mlを分取し、(1)テに掲げるPCB標準物質ごとにPCB内標準物質1ngを加える。

(イ) 分液漏斗にヘキサン飽和のDMSO 25mLを入れ、これに(ア)の操作で得られた試料を8mLのヘキサンで洗浄しながら移し入れ、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。

(ウ) 分液漏斗にヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(イ)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。

(エ) (ウ)の操作で得られた合計約225mLのヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

イ 次のいずれかの方法により前処理を行う。なお、いずれの方法による場合であっても、クリーンアップスパイク用標準物質が十分に回収されていることを確認すること。

(ア) ア(エ)の操作で得られた濃縮液をヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。ヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつではほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。内径10mm及び長さ300mmのクロマト管にシリカゲル3gをヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。受器をクロマト管下端においていた後、得られた試料を濃縮器からクロマト管に移し入れ、ヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。流出液は濃縮器で約5mLに濃縮し、デカン又はトルエン100μLを加えた後、窒素気流により約100μLに濃縮する。

(イ) 内径15mm及び長さ300mmのクロマト管にシリカゲル0.9g、水酸化カリウム(質量分率2%)を含むシリカゲル3g、シリカゲル0.9g、硫酸(質量分率44%)を含むシリカゲル4.5g、硫酸(質量分率22%)を含むシリカゲル6g、シリカゲル0.9g、硝酸銀(質量分率10%)を含むシリカゲル3g及び硫酸ナトリウム(無水)6gを順次充てんし、ヘキサンで充てん剤を十分洗浄する。受器をクロマト管下端においていた後、ア(エ)の操作で得られた濃縮液をクロマト管に移し入れ、ヘキサン120mLを流下させて流出液を得る。流出液は、濃縮器で約5mLに濃縮し、デカン又はトルエン100μLを加えた後、窒素気流により約100μLに濃縮する。

ウ PCB標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、得られたクロマトグラムから、PCB塩素化合物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度(以下「RR」という。)を算出する。PCB塩素化合物のうち5塩素化合物及び6塩素化合物のRRについては、2種類の標準物質のクロマトグラムから算出されたRRの平均値とする。

$$RR = (A_s / A_{IS}) \times (C_{IS} / C_s)$$

この式において、As、A_{IS}、C_{IS}及びC_Sはそれぞれ次の数値を示すものとする。

A_s PCB標準物質のクロマトグラムのピーク面積

A_{IS} クリーンアップスパイク用標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_{IS} PCB標準溶液中のクリーンアップスパイク用内標準物質の量(pg)

C_S PCB標準溶液中のPCB標準物質の量(pg)

(イ) 分液漏斗にノルマルヘキサン飽和のDMSO 25mLを入れ、これに(ア)の操作で得られた試料を8mLのノルマルヘキサンで洗浄しながら移し入れ、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ノルマルヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。

(ウ) 分液漏斗にノルマルヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(イ)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。

(エ) (ウ)の操作で得られた合計約225mLのノルマルヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

イ 次のいずれかの方法により前処理を行う。なお、いずれの方法による場合であっても、PCB内標準物質が十分に回収されていることを確認すること。

(ア) ア(エ)の操作で得られた濃縮液をノルマルヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。ノルマルヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつではほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。内径10mm及び長さ300mmのクロマト管にシリカゲル3gをノルマルヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。受器をクロマト管下端においていた後、得られた試料を濃縮器からクロマト管に移し入れ、ノルマルヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。流出液は濃縮器で約5mLに濃縮し、ノルマルデカン又はトルエン100μLを加えた後、窒素気流により約100μLに濃縮する。

(イ) 内径15mm及び長さ300mmのクロマト管にシリカゲル0.9g、2%水酸化カリウム被覆シリカゲル3g、シリカゲル0.9g、44%硫酸被覆シリカゲル4.5g、22%硫酸被覆シリカゲル6g、シリカゲル0.9g、10%硝酸銀被覆シリカゲル3g及び硫酸ナトリウム(無水)6gを順次充てんし、ノルマルヘキサンで充てん剤を十分洗浄する。受器をクロマト管下端においていた後、ア(エ)の操作で得られた濃縮液をクロマト管に移し入れ、ノルマルヘキサン120mLを流下させて流出液を得る。流出液は、濃縮器で約5mLに濃縮し、ノルマルデカン又はトルエン100μLを加えた後、窒素気流により約100μLに濃縮する。

ウ PCB標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、得られたクロマトグラムから、PCB塩素化合物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度係数(以下「RRF」という。)を算出する。PCB塩素化合物のうち5塩素化合物及び6塩素化合物のRRFについては、2種類の標準物質のクロマトグラムから算出されたRRFの平均値とする。

$$RRF = (A_s \times C_{IS}) / (A_{IS} \times C_s)$$

この式において、As、C_{IS}、A_{IS}及びC_Sはそれぞれ次の数値を示すものとする。

A_s PCB標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_{IS} PCB標準溶液中のPCB内標準物質の濃度

A_{IS} PCB内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_S PCB標準溶液中のPCB標準物質の濃度

エ イの操作で得られた濃縮液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、得られたクロマトグラムから、P C B 塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。なお、P C B 塩素化物の同定に当たっては、相対溶出時間及びピークにおける同位体比がP C B標準物質及びP C B同定用物質のものとほぼ同等であること。

$$C = (A_s / A_{Is}) \times (I_s / R R) \times (1 / W)$$

この式において、C、A_s、A_{Is}、I_s及びWはそれぞれ次の数値を表すものとする。

C 当該塩素化物の濃度 (ng/g)

A_s 当該塩素化物のクロマトグラムのピーク面積

A_{Is} 当該塩素化物に対応するクリーンアップスパイク用標準物質のクロマトグラムのピーク面積

I_s 試料に添加したクリーンアップスパイク用内標準物質の量 (ng)

W 試料量 (別表第一(2)、ウ、エで算出した含水率で補正した量) (g)

オ 廃油中のP C B濃度は、エで得られた塩素化物の濃度の総和とする。

カ (略)

別表第三 (第三号口、ホ及びヘ関係)

第一 洗浄液試験法

(1) 試葉 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ヘキサン

イ (略)

ウ トルエン (体積分率10%) を含むヘキサン混合液

エ (略)

オ ヘキサン飽和のD M S O

カ～コ (略)

(2) (略)

(3) 試験操作

ア 試料溶液の調製

洗浄液1 gをヘキサンで希釈した溶液5 ml又は洗浄液5 mlを試料溶液とする。

イ (略)

備考

洗浄液に含まれる油分等の妨害物質により分析に支障を与えるおそれがある場合には、以下により前処理を行った上で試料溶液とする。

ア D M S O分配

(ア) 試料として採取した洗浄液1 gをヘキサン20 ml又はトルエン (体積分率10%) を含むヘキサン混合液20 mlで希釈する。

(イ) 分液漏斗にヘキサン飽和のD M S O25 mlを入れ、これに(ア)の試料20 mlを加え、振とう抽出を4回行つて得られた合計約100 mlのD M S O抽出液に、ヘキサン40 mlを加え、残存する油分を除去する。

(ウ) 分液漏斗にヘキサン75 ml及びヘキサン洗浄水100 mlを入れ、(イ)の操作で得られたD M S O抽出液約100 mlを加え、振とう抽出を3回行う。

(エ) (ウ)の操作で得られた合計約225 mlのヘキサンを分液漏斗に入れ、2 mol/l水酸化カリウム水溶液10 mlによる洗浄を行う。さらに、水25 mlで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1 mlに濃縮する。

エ イの操作で得られた濃縮液を高分離能ガスクロマトグラフに注入し、得られたクロマトグラムから、P C B 塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。なお、P C B 塩素化物の同定に当たっては、相対溶出時間及びピークにおける同位体比がP C B標準物質及びP C B同定用物質のものとほぼ同等であること。

$$C = (A_s \times I_s) / (A_{Is} \times R R F) / W$$

この式において、C、A_s、I_s、A_{Is}及びWはそれぞれ次の数値を表すものとする。

C 当該塩素化物の濃度 (ng/g)

A_s 当該塩素化物のクロマトグラムのピーク面積

I_s 試料に添加したP C B内標準物質の量 (ng)

A_{Is} 当該塩素化物に対応するP C B内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

W 試料量 (g)

オ 廃油中のP C B濃度は、エで得られた塩素化物の濃度の総和とする。

カ (略)

別表第三 (第三号口、ホ及びヘ関係)

第一 洗浄液試験法

(1) 試葉 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ノルマルヘキサン

イ (略)

ウ 10%トルエン含有ノルマルヘキサン溶液

エ (略)

オ ノルマルヘキサン飽和のD M S O

カ～コ (略)

(2) (略)

(3) 試験操作

ア 試料溶液の調製

洗浄液1 gをノルマルヘキサンで希釈した溶液5 ml又は洗浄液5 mlを試料溶液とする。

イ (略)

備考

洗浄液に含まれる油分等の妨害物質により分析に支障を与えるおそれがある場合には、以下により前処理を行つた上で試料溶液とする。

ア D M S O分配

(ア) 試料として採取した洗浄液1 gをノルマルヘキサン20 ml又は10%トルエン含有ノルマルヘキサン溶液20 mlで希釈する。

(イ) 分液漏斗にノルマルヘキサン飽和のD M S O25 mlを入れ、これに(ア)の試料20 mlを加え、振とう抽出を4回行つて得られた合計約100 mlのD M S O抽出液に、ノルマルヘキサン40 mlを加え、残存する油分を除去する。

(ウ) 分液漏斗にノルマルヘキサン75 ml及びヘキサン洗浄水100 mlを入れ、(イ)の操作で得られたD M S O抽出液約100 mlを加え、振とう抽出を3回行う。

(エ) (ウ)の操作で得られた合計約225 mlのノルマルヘキサンを分液漏斗に入れ、2 mol/l水酸化カリウム水溶液10 mlによる洗浄を行う。さらに、水25 mlで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1 mlに濃縮する。

イ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

(ア) ア(エ)の操作で得られた濃縮液をヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。

(イ) ヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。

(ウ) クロマト管にシリカゲル3gをヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

(4) (略)

第二 拭き取り試験法

(1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ヘキサン

イ (略)

ウ ヘキサン飽和のDMSO

エ ヘキサン洗浄水

蒸留水をヘキサンで十分に洗浄したもの

オ～コ (略)

(2) (略)

(3) 試験操作

ア 試料の採取

ヘキサンを染み込ませた脱脂綿等により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずの表面500cm²を拭き取る。

イ 抽出

(ア) フラスコにアで得られた脱脂綿等を入れ、更にヘキサン50mLを加え、激しく振とうし、静置した後、ガラス纖維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。

(イ) フラスコ内容物をヘキサン20mLずつで3回洗い、洗浄液をろ過して、(ア)の操作で得られたろ液と混ぜ、これを濃縮器で25mLに濃縮する。

ウ DMSO分配

(ア) 分液漏斗にヘキサン飽和のDMSO25mLを入れ、これにイの操作で得られた試料を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。

(イ) 分液漏斗にヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。

(ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

イ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

(ア) ア(エ)の操作で得られた濃縮液をノルマルヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。

(イ) ノルマルヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。

(ウ) クロマト管にシリカゲル3gをノルマルヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ノルマルヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

(4) (略)

第二 拭き取り試験法

(1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ノルマルヘキサン

イ (略)

ウ ノルマルヘキサン飽和のDMSO

エ ヘキサン洗浄水

蒸留水をノルマルヘキサンで十分に洗浄したもの

オ～コ (略)

(2) (略)

(3) 試験操作

ア 試料の採取

ノルマルヘキサンを染み込ませた脱脂綿等により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずの表面500cm²を拭き取る。

イ 抽出

(ア) フラスコにアで得られた脱脂綿等を入れ、更にノルマルヘキサン50mLを加え、激しく振とうし、静置した後、ガラス纖維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。

(イ) フラスコ内容物をノルマルヘキサン20mLずつで3回洗い、洗浄液をろ過して、(ア)の操作で得られたろ液と混ぜ、これを濃縮器で25mLに濃縮する。

ウ DMSO分配

(ア) 分液漏斗にノルマルヘキサン飽和のDMSO25mLを入れ、これにイの操作で得られた試料を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ノルマルヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。

(イ) 分液漏斗にノルマルヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。

(ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのノルマルヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

第三 部材採取試験法

- (1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ヘキサン

イ (略)

ウ ヘキサン飽和のDMSO

エ ヘキサン洗浄水

蒸留水をヘキサンで十分に洗浄したもの

オ～ケ (略)

- (2) (略)

(3) 試験操作

ア (略)

イ 抽出

- (ア) フラスコにアで得られた試験試料を入れ、更にヘキサン50mL(試料の容量に応じて増加させる)を加え、超音波洗浄器等を用いて十分に抽出し、ガラス纖維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- (イ) フラスコ内容物をヘキサン20mLずつで3回洗い、洗浄液をろ過して、(ア)の操作で得られたろ液と混ぜ、これを濃縮器で25mLに濃縮する。

ウ DMSO分配

- (ア) 分液漏斗にヘキサン飽和のDMSO25mLを入れ、これにイの操作で得られた試料を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。
- (イ) 分液漏斗にヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。
- (ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をノルマルヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ノルマルヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをノルマルヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ノルマルヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

第三 部材採取試験法

- (1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ノルマルヘキサン

イ (略)

ウ ノルマルヘキサン飽和のDMSO

エ ヘキサン洗浄水

蒸留水をノルマルヘキサンで十分に洗浄したもの

オ～ケ (略)

- (2) (略)

(3) 試験操作

ア (略)

イ 抽出

- (ア) フラスコにアで得られた試験試料を入れ、更にノルマルヘキサン50mL(試料の容量に応じて増加させる)を加え、超音波洗浄器等を用いて十分に抽出し、ガラス纖維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- (イ) フラスコ内容物をノルマルヘキサン20mLずつで3回洗い、洗浄液をろ過して、(ア)の操作で得られたろ液と混ぜ、これを濃縮器で25mLに濃縮する。

ウ DMSO分配

- (ア) 分液漏斗にノルマルヘキサン飽和のDMSO25mLを入れ、これにイの操作で得られた試料を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのDMSO抽出液に、ノルマルヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。
- (イ) 分液漏斗にノルマルヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたDMSO抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。
- (ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのノルマルヘキサンを分液漏斗に入れ、2mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。さらに、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

オ (略)

(4) (略)

別表第四(第三号ニ関係)

- (1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ヘキサン

イ～エ (略)

オ ヘキサン飽和のDMSO

カ ヘキサン洗浄水

蒸留水をヘキサンで十分に洗浄したもの

キ 2mol/l水酸化カリウム水溶液

ク～コ (略)

- (2) 器具及び装置 (試薬とともに空試験を行い、P C Bの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。)

ア～ウ (略)

エ メンブレンフィルタ

オ～ク (略)

(3) 試験操作

ア 検液の作成

(ア)～(ウ) (略)

- (エ) (ウ)の操作で得られた混合液について、(ウ)の操作終了後1時間以内に、孔径0.45μmのメンブレンフィルタを用いてろ過する。

イ 抽出

- (ア) 分液漏斗にア(エ)の操作で得られたろ液及びろ液の入っていた容器の内壁をヘキサン50mLで洗浄した洗液を加え(懸濁物が非常に多い試料の場合は、アセトン50mLを加える)、約10分間振り混ぜた後、ヘキサン層と水層が十分に分離するまで静置する(エマルジョンが生ずる場合は、硫酸を数滴加えて振り混ぜる)。水層を別の分液漏斗に移し、水層に再びヘキサン50mLを加えて同様に抽出を行い、分離したヘキサン層と先のヘキサン層を混合する。

- (イ) (ア)の操作で得られたヘキサン層を硫酸ナトリウム(無水)約10gを用いて脱水した後、濃縮器を用いて25mLに濃縮する。

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をノルマルヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ノルマルヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム(無水)で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し、更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをノルマルヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム(無水)を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ノルマルヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

オ (略)

(4) (略)

別表第四(第三号ニ関係)

- (1) 試薬 (P C Bの分析に妨害を生じないものに限る。)

ア ノルマルヘキサン

イ～エ (略)

オ ノルマルヘキサン飽和のDMSO

カ ヘキサン洗浄水

蒸留水をノルマルヘキサンで十分に洗浄したもの

キ 2mol/l水酸化カリウム水溶液

ク～コ (略)

- (2) 器具及び装置 (試薬とともに空試験を行い、P C Bの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。)

ア～ウ (略)

エ メンブレンフィルター

オ～ク (略)

(3) 試験操作

ア 検液の作成

(ア)～(ウ) (略)

- (エ) (ウ)の操作で得られた混合液について、(ウ)の操作終了後1時間以内に、孔径0.45μmのメンブレンフィルターを用いてろ過する。

イ 抽出

- (ア) 分液漏斗にア(エ)の操作で得られたろ液及びろ液の入っていた容器の内壁をノルマルヘキサン50mLで洗浄した洗液を加え(懸濁物が非常に多い試料の場合は、アセトン50mLを加える)、約10分間振り混ぜた後、ノルマルヘキサン層と水層が十分に分離するまで静置する(エマルジョンが生ずる場合は、硫酸を数滴加えて振り混ぜる)。水層を別の分液漏斗に移し、水層に再びノルマルヘキサン50mLを加えて同様に抽出を行い、分離したノルマルヘキサン層と先のノルマルヘキサン層を混合する。

- (イ) (ア)の操作で得られたノルマルヘキサン層を硫酸ナトリウム(無水)約10gを用いて脱水した後、濃縮器を用いて25mLに濃縮する。

ウ D M S O分配

- (ア) 分液漏斗にヘキサン飽和のD M S O 25mLを入れ、これにイの操作で得られた濃縮液を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのD M S O抽出液に、ヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。
- (イ) 分液漏斗にヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたD M S O抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。
- (ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのヘキサンを分液漏斗に入れ、2 mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。更に、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム（無水）で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

備考 (略)

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム（無水）で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム（無水）を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

オ (略)

(4) (略)

ウ D M S O分配

- (ア) 分液漏斗にノルマルヘキサン飽和のD M S O 25mLを入れ、これにイの操作で得られた濃縮液を加え、振とう抽出を4回行って得られた合計約100mLのD M S O抽出液に、ノルマルヘキサン40mLを加え、残存する油分を除去する。
- (イ) 分液漏斗にノルマルヘキサン75mL及びヘキサン洗浄水100mLを入れ、(ア)の操作で得られたD M S O抽出液約100mLを加え、振とう抽出を3回行う。
- (ウ) (イ)の操作で得られた合計約225mLのノルマルヘキサンを分液漏斗に入れ、2 mol/l水酸化カリウム水溶液10mLによる洗浄を行う。更に、水25mLで2回洗浄し、硫酸ナトリウム（無水）で脱水した後、濃縮器で1mLに濃縮する。

備考 (略)

エ 硫酸処理及びシリカゲルカラムクロマトグラフ処理

- (ア) ウ(ウ)の操作で得られた濃縮液をノルマルヘキサン50mL以上150mL以下で洗浄しながら分液漏斗に移し入れ、濃硫酸を適量加える。穏やかに振とうし、静置した後、硫酸層を除去する。この操作を硫酸層の着色が薄くなるまで繰り返す。
- (イ) ノルマルヘキサン層をヘキサン洗浄水50mLずつでほぼ中性になるように洗浄し、硫酸ナトリウム（無水）で脱水した後、濃縮器で約5mLに濃縮し更に窒素気流により約1mLに濃縮する。
- (ウ) クロマト管にシリカゲル3gをノルマルヘキサンで湿式充てんし、その上に硫酸ナトリウム（無水）を約10mm重層する。これに(イ)の操作で得られた濃縮液を移し入れ、ノルマルヘキサン150mLを流下させて流出液を得る。

(エ) (略)

オ (略)

(4) (略)

○環境省告示第111号

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第11条第1項第1号の規定に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第11条第1項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年11月環境省告示第80号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

環境大臣 浅尾慶一郎

令和7年3月11日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の後縁を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の後縁を付した部分のようないめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重後縁を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよりなめ、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にいれに付するものを掲げてはいられないものは、それを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にいれに付するものを掲げてはならないのは、それを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
別表			別表		
(1) 試料採取			(1) 試料採取		
焼却施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設内ではばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したもの採取する。			焼却施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設内ではばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したもの採取する。		
ア 排出ピット等から、シャベル、スコップ等の採取具を用いて数箇所から採取し、容器(アルミ製バット等のダイオキシン類の吸着のない材質製のものに限る。)に移し入れ、異物を取り除き、十分に均一化する。			ア 排出ピット等から、シャベル、スコップ等の採取具を用いて数箇所から採取し、容器(アルミ製バット等のダイオキシン類の吸着のない材質製のものに限る。)に移し入れ、不燃物等の異物を取り除き、十分に均一化する。		
イ・ウ (略)			イ・ウ (略)		

(2) 試料の前処理

- ア・イ (略)
ウ 試料の調製
(削る)

(削る)

(ア) 灰試料の場合は、5mmの目のふるいを用いてふるい分けし、風乾後、乳鉢中で均一にすりつぶして混合する。

(イ) 固化物試料の場合は、試料を粒径2mm程度以下まで粉碎する。
(ウ) 採取した試料を(ア)又は(イ)の操作に従い調製し、その一部を用いて分析試料の含水率を求め、記録する。試料5g以上をはかり取り、105°C以上110°C以下で約2時間乾燥する。デシケーター内で放冷後、秤量する。その重量の差から、含水率を算出する。含水率の算出に用いた分析試料はダイオキシン類分析に使用しない。

(エ) 調製した試料10g以上をビーカーに秤取し分析する。

エ 抽出及び内標準物質の添加

(ア) ウの操作で得られた試料について、日本産業規格K0311の6.4.2a)に規定する方法により塩酸処理、洗浄及び風乾を行い、日本産業規格K0311の6.4.1に規定する方法により、ろ紙上の残さにクリーンアップスパイク用内標準物質を添加し、ソックスレー抽出又はこれと同等の抽出方法で抽出する。

(イ) (ア)の操作で得られた塩酸溶液及びメタノール又はアセトン洗浄液を分液漏斗に入れ、クリーンアップスパイク用内標準物質を添加し、溶液1ℓ当たりトルエン又はジクロロメタン100mℓで3回、液一液振とう抽出を行い、硫酸ナトリウムを用いて脱水する。

(ウ) (ア)及び(イ)の操作で得られた抽出液を合わせて、一定量とし、抽出液とする。ただし、試料中のPCDDs・PCDFs又はCo-PCBsの濃度が予想できず、(ア)の操作から再度行う可能性が考えられる場合には、試料からの抽出操作によって得られた抽出液を一定量にした後、その適量を正確に分取してから、クリーンアップスパイク用内標準物質を添加してもよい。

オ 前処理

(ア) エの(ウ)の操作で得られた抽出液について、日本産業規格K0311の6.4.5に規定する方法により濃縮操作を行い、日本産業規格K0311の6.4.6に規定する方法により、硫酸処理—シリカゲルカラムクロマトグラフ操作又は多層シリカゲルカラムクロマトグラフ操作のいずれかの方法により妨害物質を取り除く。

(イ) 日本産業規格K0311の6.4.7に規定する方法によりその他の精製操作を行い、測定用試料とする。

(2) 試料の前処理

- ア・イ (略)
ウ 試料の調製等
(ア) 試料の調製

① 灰試料の場合は、5mmの目のふるいを用いてふるい分けし、風乾後、乳鉢中で均一にすりつぶして混合する。

② 固化物試料の場合は、試料を粒径2mm程度以下まで粉碎する。

(イ) 内標準物質の添加

(ア)の操作により調製した試料20g以上100g以下をビーカーに秤取し、日本産業規格K0311の6.4.1に規定する方法により、ダイオキシン類内標準物質を加える。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

エ 抽出

(ア) ウの操作で得られた試料について、日本産業規格K0311の6.4.2a)に規定する方法により塩酸処理及び洗浄を行い、ソックスレー抽出を行う。

(イ) (ア)の操作で得られた塩酸溶液及びメタノール又はアセトン洗浄液を分液漏斗に入れ、溶液1L当たりジクロロメタン50mℓで3回、液一液振とう抽出を行い、硫酸ナトリウムを用いて脱水する。

(ウ) (ア)及び(イ)の操作で得られた抽出液を合わせて溶媒を加え、一定量とし、抽出液とする。

オ 前処理

(ア) エの(ウ)の操作で得られた抽出液について、日本産業規格K0311の6.4.4に規定する方法により、硫酸処理—シリカゲルカラムクロマトグラフ操作又は多層シリカゲルカラムクロマトグラフ操作のいずれかの方法により妨害物質を取り除く。

(イ) 日本産業規格K0311の6.4.5に規定する方法によりアルミナカラムクロマトグラフ操作を行い、測定用試料とする。

(3) 同定及び定量

ア (略)

イ 相対感度の算出

ダイオキシン類標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度（以下「RR」という。）を算出する。

$$RR = (A_s / A_{IS}) \times (C_{IS} / C_s)$$

この式において、 A_s 、 A_{IS} 、 C_{IS} 及び C_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 A_s ダイオキシン類標準物質のクロマトグラムのピーク面積 A_{IS} クリーンアップスパイク用内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

C_{IS} ダイオキシン類標準溶液中のクリーンアップスパイク用内標準物質の量
(pg)

 C_s ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類標準物質の量 (pg)

ウ ダイオキシン類の定量

ア (2)のオで得られた測定用試料を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。

$$C_i = (A_s / A_{IS}) \times (I_{IS} / RR) \times (1 / W)$$

この式において、 C_i 、 A_s 、 A_{IS} 、 I_{IS} 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 C_i 試料中の当該塩素化物の濃度 (ng/g) A_s 当該塩素化物のクロマトグラムのピーク面積

A_{IS} 当該塩素化物に対応するクリーンアップスパイク用内標準物質のクロマトグラムのピーク面積

 I_{IS} 試料に添加したクリーンアップスパイク用内標準物質の量 (ng) (2).

エ. (ウ)において抽出液から一定量を分取してクリーンアップスパイク用内標準物質を添加した場合には、分取率から補正した量を用いる)

 W 試料量 (2). ウ. (ウ)で算出した含水率で補正した量) (g)

イ クリーンアップスパイク用内標準物質の回収率が50%以上120%以下の範囲内であることを確認し、回収率が範囲外であるときは、再度前処理を行い再測定する。

エ 毒性等量への換算

次に掲げる式により試料中のダイオキシン類の濃度を2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算する。この場合において、それぞれの塩素化物の濃度が定量下限未満であるときは、当該塩素化物の濃度は0として計算する。

$$C = \sum (C_i \times TEF_i)$$

この式において、 C 、 C_i 、 TEF_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 C ダイオキシン類の毒性等量 (ng-TEQ/g) C_i 3の(3)のアで得られた塩素化物の種類ごとの濃度 (ng/g)

TEF_i 規則別表第三の中欄に掲げる塩素化物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数

(3) 同定及び定量

ア (略)

イ 相対感度の算出

ダイオキシン類標準溶液を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって相対感度（以下「RRF」という。）を算出する。

$$RRF = (A_s / C_{IS}) / (A_{IS} \times C_s)$$

この式において、 A_s 、 C_{IS} 、 A_{IS} 及び C_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 A_s ダイオキシン類標準物質のクロマトグラムのピーク面積 C_{IS} ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類内標準物質の濃度 A_{IS} ダイオキシン類内標準物質のクロマトグラムのピーク面積 C_s ダイオキシン類標準溶液中のダイオキシン類標準物質の濃度

ウ ダイオキシン類の定量

ア (2)のオで得られた測定用試料を高分離能ガスクロマトグラフに注入して得られたクロマトグラムから、塩素化物の種類ごとに、次に掲げる式によって試料中の濃度を算出する。

$$C_i = (A_s \times I_{IS}) / (A_{IS} \times RRF) / W$$

この式において、 C_i 、 A_s 、 I_{IS} 、 A_{IS} 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 C_i 試料中の当該塩素化合物の濃度 (ng/g-dry) A_s 当該塩素化合物のクロマトグラムのピーク面積 I_{IS} 試料に添加したダイオキシン類内標準物質の量 (ng) A_{IS} 当該塩素化合物に対応するダイオキシン類内標準物質のクロマトグラムのピーク面積 W 試料の採取量 (g-dry)

イ ダイオキシン類内標準物質の回収率が50%以上120%以下の範囲内であることを確認し、回収率が範囲外であるときは、再度前処理を行い測定する。

エ 毒性等量への換算

次に掲げる式により試料中のダイオキシン類の濃度を2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算する。この場合において、それぞれの塩素化物の濃度が定量下限未満であるときは、当該塩素化物の濃度は0として計算する。

$$C = \sum C_i \times TEQ_i$$

この式において、 C 、 C_i 、 TEQ_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 C ダイオキシン類の毒性等量 (ng-TEQ/g-dry) C_i 3の(3)のアで得られた塩素化物の種類ごとの濃度 (ng/g-dry)

TEQ_i 規則別表第三の中欄に掲げる塩素化物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数

公報

掲示欄

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和6年(フ)第1857号

札幌市北区屯田7条6丁目4番6号

債務者 村井 聰美

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2376号

札幌市北区新琴似9条1丁目2番25-302号

債務者 横田美保子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2407号

札幌市白石区菊水元町4条1丁目4番24号

エースマンション103号

債務者 阿部向日葵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2458号

札幌市中央区南6条西17丁目1番15-101号

債務者 小林夏菜子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第4号

札幌市手稲区富丘2条3丁目9番13号

債務者 清水 乃春

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第98号

札幌市中央区南5条西9丁目1008番地2 クイーン南5条501号

債務者 石田 輝

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第127号

札幌市豊平区平岸4条7丁目6番15号 アルファヒル平岸203号

債務者 鈴木 芽衣

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第150号

札幌市白石区本郷通6丁目北5番10-403号

債務者 米澤 爽音(旧姓加藤)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第177号

札幌市白石区北郷3条13丁目1番32号 富樺ビル303号

債務者 塩野 和子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第182号

札幌市東区北34条東1丁目2番31号 マンション茂木405号

債務者 鹿野 烈

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2808号

神奈川県茅ヶ崎市浜之郷344番地

債務者 片山美和子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2903号

横浜市旭区東希望が丘190番地 パナハイツK205

債務者 内田 達志

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2997号

横浜市保土ケ谷区天王町2丁目42番地の2

天王町団地2棟722号

債務者 小林 金二

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第37号

神奈川県鎌倉市笛田4丁目1番36号 鎌倉山エレガンス笛田202

債務者 八嶋奈穂子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第118号

横浜市青葉区あかね台2丁目18番地3 パークサイドあかねA-201

債務者 沖山 仁宏

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第237号

神奈川県大和市下和田262番地 いちょう団地72-116

債務者 高橋 哲八

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第261号
 横浜市戸塚区前田町520番地1 ふれんでい
 東戸塚寮253号
 債務者 大川 隼人
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第328号
 横浜市戸塚区戸塚町2075番地 コーポ金子
 201号
 債務者 前澤 希来
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第105号
 京都市西京区桂塙町12番地2 コーポ藤岡
 208
 債務者 柳井 幸代
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第110号
 京都市左京区岩倉長谷町1206番地1 コー
 ト・ラファエル208号室
 債務者 オフィス裕こと 小楠 鉄男
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第112号
 京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井2番
 地の8
 債務者 勘平 淳
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第111号
 京都府亀岡市追分町谷筋16番地2 澤田マン
 ション503号、前住所大阪市淀川区新北野1
 丁目9番25-303号
 債務者 角 直哉
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第5号
 京都府舞鶴市字森250番地府営住宅3棟201号
 債務者 藤井 洋子
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第20号
 堺市西区浜寺元町3丁275番地 リバティ浜
 寺203号
 債務者 西尾 克子
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第37号
 堺市中区東八田3番地3 フォーリストナノ
 108号
 債務者 池本 雄樹(旧姓先谷)
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第38号
 堺市中区土塔町79番地5 土塔クリスタル
 102号
 債務者 中野 弘
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第65号
 大阪府羽曳野市碓井4丁目8番5-501号
 債務者 皆木 美香
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第6号
 大阪府高石市加茂3丁目11番1-105号
 債務者 吉田万佐美
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第81号
 大阪府松原市高見の里1丁目7番21-502号
 債務者 中野運送こと 中野躍優唯
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第92号
 堺市西区浜寺石津町中3丁15番10-404号
 債務者 小張 宏幸
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第112号
 大阪府藤井寺市沢田3丁目6番32号
 債務者 東野 誠霸
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第115号
 堺市堺区三条通6番20号(201号)
 債務者 田邊 宏
 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第411号

奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1 中登
美園地D6-302号
債務者 清水 正昭
1 決定年月日時 令和7年2月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第3号

松江市東出雲町揖屋2742番地1 フェリー
チエ1105号室
債務者 森本 博明
1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和6年(フ)第126号

岡山県津市横山1217番地
債務者 下谷 憲佑
1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第5号

香川県観音寺市流岡町1347番地47 鹿隈リ
ゾートタウン31-201号
債務者 岡部 孝則
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和6年(フ)第312号

高知市鴨部2丁目10番11-201号
債務者 山崎 浩司
1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第4号

秋田県湯沢市清水町2丁目3番60号 平元ハ
イツ109号室
債務者 泉 千津子(旧姓高橋)
1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第17号

旧住所 山梨県甲府市富竹1丁目8番2号、
甲府市富竹1丁目6-3
債務者 川邨 歩(旧姓横森)
1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時45
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号

山梨県笛吹市春日居町小松808番地1 市営
春日居小松団地A-105、前住所山梨県笛吹
市石和町広瀬535番地 メゾンスコレ 105
債務者 前田 麻衣
1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時45
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第284号

奈良県桜井市大字西之宮5番地 205号室
債務者 更谷 晃
1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第393号

奈良市南永井町132番地の45 アビタシオン
奈良A棟102号
債務者 藤田 利夫
1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第11号

香川県高松市香川町東谷1995番地2
債務者 佐立ゆき子
1 決定年月日時 令和7年2月26日午前9時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第146号

香川県仲多度郡まんのう町炭所西2942番地2
債務者 井浦 準子
1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第6043号

大阪市住之江区新北島3丁目7番45-1307号
債務者 山本由美子
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第316号

大阪府吹田市佐竹台2丁目4番8-602号
債務者 大岩 智恵
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第361号

大阪市旭区新森4丁目24番26号 マンション
天下101
債務者 甲斐 聰子
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第466号

大阪市東住吉区住道矢田4丁目6番6号 株
式会社 DAIKO 201号
債務者 達岡 了一
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第498号
大阪市東住吉区公園南矢田2丁目17番15号
山幸ビル 305号
債務者 永谷 澄靖
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第501号
大阪府寝屋川市梅が丘1丁目3番13—102号
債務者 大住 英子
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第513号
大阪市平野区長吉六反4丁目8番1—808号
債務者 彼末 篤志
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第538号
大阪府東大阪市吉田4丁目2番22—303号
債務者 藤井 靖枝
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第543号
大阪市生野区中川西2丁目15番6号
債務者 LEE SANG SOOK 李相淑

1 決定年月日時 令和 7 年 2 月 25 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 4 月 25 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 6 年 (フ) 第 7 7 4 号
神戸市東灘区西岡本 4 丁目 9 番 12 号 ローヤルハイツ 402 号
債務者 吉川 智
1 決定年月日時 令和 7 年 2 月 21 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 4 月 25 日まで
 神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 7 7 5 号
神戸市東灘区西岡本 4 丁目 9 番 12 号 ローヤルハイツ 402 号
債務者 吉川 純子
1 決定年月日時 令和 7 年 2 月 21 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 4 月 25 日まで
 神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 3 9 7 号
和歌山市福島 674 番地 3 ひろみ
債務者 山本 明美
1 決定年月日時 令和 7 年 2 月 25 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 4 月 25 日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 1 5 号
和歌山市津秦 169 番地 5 コーポオレンジ 203 号室
債務者 藤原 聰江

1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第27号
和歌山市本脇46番地1 グリーン二里ヶ浜B
201
債務者 野嶋 和子
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第42号
和歌山市島105番地2 ニュー川永団地1—
6—49
債務者 日高ゆみ子
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第51号
和歌山県有田市千田1331番地の6
債務者 玉置 健三
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第3号
青森県八戸市大字壳市字右水門下8番地50
債務者 瀧本 正光
1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第15号
青森県八戸市沼館1丁目18番44号 沼館アパート A-3
債務者 桑田 誠
1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第11号
仙台市青葉区西勝山32番16号
債務者 和田 潤季
1 決定年月日時 令和7年2月25日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第151号
仙台市太白区八木山香澄町20番11号 丘とそよ風のラ・フルール101
債務者 高橋 寧々
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第10号
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦54番地2
債務者 佐藤みゆき
1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和6年(フ)第283号 秋田市檜山古川新町89番地 債務者 藤原 直子 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年2月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第27号 三重県三重郡菰野町大字千草6455番地3 菰野千草園 債務者 水谷 翔騎 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第23号 福島県伊達市靈山町山戸田字山在家4番地 債務者 小手森悦子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年2月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第14号 兵庫県相生市那波野2丁目11番4号 ウイング相生東203、従前の住所兵庫県相生市相生5丁目10番7号 債務者 井上 幹夫 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第12号 茨城県稲敷市浮島5282番地 債務者 日下部明美 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年2月26日午前11時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第388号 奈良県大和郡山市北郡山町194番地1 シティハイム明希102 債務者 鍋田 一 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第31号 茨城県古河市三和222番地3 債務者 鈴木 英人 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 水戸地方裁判所下妻支部	1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 長野地方裁判所松本支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和6年(フ)第301号 鳥取県米子市米原8丁目12番34号 303号 債務者 富士原伸哉 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 奈良地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第89号 川崎市幸区塚越2丁目194番地4 KKFハイツ 202 債務者 小池 昌幸	1 決定年月日時 令和7年2月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第8号 岐阜県大垣市室村町3丁目16番地2 南、前住所岐阜県養老郡養老町宇田490番地1 債務者 堤 良子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ) 第7号 大分県豊後高田市高田2096番地6 債務者 代 聰子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 令和7年(フ) 第19号 宮崎県日向市亀崎東4丁目22番地 債務者 黒木 拓武 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部 令和7年(フ) 第23号 宮崎県東臼杵郡門川町平城西5番5号 県営平城団地51棟4-7号 債務者 黒木 崇 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部 令和7年(フ) 第35号 福島県郡山市西ノ内1丁目16番1号 シャイン西の内201号 債務者 相原江津子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ) 第36号 福島県郡山市大槻町字広町54番地の7 債務者 井上 浩介	1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ) 第10号 富山市五艘1435番地1 市営住宅301号 債務者 中村 勝吉 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 富山地方裁判所民事部 令和6年(フ) 第297号 兵庫県川西市多田桜木2丁目6番18号 308、 前住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台2丁目1 番地49 債務者 服部 円(旧姓土井) 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ) 第4号 佐賀県武雄市山内町大字宮野1031番地 債務者 渡口 芳広 1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 神戸地方裁判所武雄支部 令和7年(フ) 第14号 佐賀県武雄市山内町大字宮野1031番地 債務者 渡口 芳広 1 決定年月日時 令和7年2月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係 令和7年(フ) 第187号 東京都福生市大字福生2458番地2 債務者 我妻 栄 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ) 第15号 青森市大字三内字稻元5番地3 渡辺アパー ト1号 債務者 福井あき子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後1時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 青森地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ) 第22号 神奈川県秦野市鶴巻南5丁目9番14号 山口 荘 201号 債務者 小田 俊太 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和6年(フ) 第1205号 広島市東区戸坂中町3番16-601号 債務者 名本 佑太 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ) 第16号 広島市中区本川町2丁目3番26-404号 債務者 中川 晃 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ) 第26号 広島県東広島市西条町西条187番地1 シャ ローム丸山5号 債務者 菅田紀代香 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所民事第4部
--	---

破産手続廃止及び免責許可決定

令和6年(フ)第168号

愛知県田原市福江町沢1番地

破産者 マスマン原本工所こと 原 敏夫

1 決定年月日 令和7年2月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第262号

愛知県豊川市蔵子6丁目8番地17、従前の住所愛知県豊川市御油町下川原89番地 コーポ並木202号

破産者 NAM HWAJI 南 和枝

1 決定年月日 令和7年2月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第20号

代替住所A、旧住所長崎県佐世保市潮見町1番30-205号

破産者 中里 敏枝

1 決定年月日 令和7年2月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第176号

長崎県佐世保市天神4丁目3番12号

破産者 田中 恵子

1 決定年月日 令和7年2月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第1641号

札幌市東区北23条東16丁目3番6号 立雲館

306号

破産者 加藤 聰志

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1953号

札幌市西区西野10条8丁目15番1-106号

破産者 尾崎 聖

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2157号

札幌市中央区南3条西5丁目21番地 クリオ

札幌大通905号

破産者 藤原 直樹

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第226号

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割45番地

1 フローラルハウスB101号

破産者 高橋さやか

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第227号

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割45番地

1 フローラルハウスB101号

破産者 高橋 静香

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第1065号

宮城県黒川郡大衡村大衡字尾無37番地

破産者 羽渕 賢

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1207号

宮城県名取市ゆりが丘3丁目2番地の9

破産者 小松 裕之

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第10号

秋田県由利本荘市矢島町城内字上野56番地

7、申立時の住民票上の住所秋田県由利本荘市石脇字田尻野32番地120

破産者 佐藤 修

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所本荘支部

令和6年(フ)第89号

栃木県小山市東城南1丁目1番地3 シャトル

レ海老沼703号、前住所栃木県小山市東城南

1丁目1番地3 シャトル海老沼506号

破産者 谷島 偵一

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和3年(フ)第196号

群馬県館林市堀工町1490番地

破産者 中村 弘

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第135号

群馬県太田市台之郷町1102番地1

破産者 金子 真也

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第173号

群馬県太田市内ヶ島町1120番地1 アヴァンセA-101号

破産者 斎藤 竜治

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第1205号

埼玉県白岡市新白岡8丁目15番地4

破産者 福島 州晃

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第174号

埼玉県熊谷市玉作3710番地2

破産者 高久 友唯

1 決定年月日 令和7年2月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第251号 埼玉県比企郡小川町大字青山1185番地3 破産者 松矢 紀吉 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和5年(フ)第1067号 神戸市長田区腕塚町3丁目4番8号 破産者 宮本和俊こと 鄭 和俊 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和6年(フ)第294号 埼玉県深谷市東方3386番地7 破産者 石渡 志朗 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第680号 神戸市垂水区名谷町3598番地の1、住民票上の住所神戸市須磨区道正台1丁目1番1—308号 破産者 牛尾 幸弘 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第311号 埼玉県東松山市大字野田1126番地2、旧住所埼玉県東松山市沢口町13番地5 破産者 大竹 正洋 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第1352号 名古屋市名東区平和が丘3丁目75—1 サンコート平和が丘305号、住民票上の住所名古屋市中川区万場2丁目1042番地 破産者 宮松 秀行 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第338号 埼玉県東松山市松葉町4丁目5番34号 シリウス202号室 破産者 高橋 一真 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府東大阪市旭町17番5号、前住所大阪府東大阪市吉田本町3丁目5番56号 コンフォールセゾン 203号 破産者 春芽 信義 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第649号 岡山市北区厚生町1丁目5番20号 大野マンション201、旧住所鹿児島県鹿児島市郡元町25番10—701号 破産者 百瀬 彰宏 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第348号 埼玉県深谷市後槇沢364番地 破産者 千川 博之 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(フ)第218号 青森市大字羽白字沢田436番地 市営住宅野木和第3団地6—20 破産者 藤本 明江 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第905号 埼玉県深谷市後槇沢364番地 破産者 千川 博之 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第90号 宮城県東松島市矢本字閑の内318番地47 メゾネットMK B 破産者 井上 邦翔 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(火曜日)48号 1851号

横浜市港南区野庭町666番地 野庭住宅4棟
201号
破産者 徳江 三夫

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(火曜日)48号 2202号

横浜市中区赤門町1-4 森ビル201、住民票上の住所横浜市南区六ツ川2丁目95番地10
破産者 秋山 利次

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(火曜日)48号 2492号

横浜市泉区岡津町1733番地 ヴューラ岸井A
103号
破産者 遠山 孝一

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(火曜日)48号 513号

神奈川県伊勢原市伊勢原4丁目7番1号 伊勢原コーポラス202号
破産者 大平 貴史

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(火曜日)48号 428号

相模原市中央区矢部2丁目8番6号 清富荘
101

破産者 松本アントニアこと マツモト アン
トニア カデナス (MATSUMOTO A
NTONIA CARDENAS)

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(火曜日)48号 465号

相模原市緑区大島2812番地11

破産者 奥本 哲美 (旧姓河原)

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(火曜日)48号 620号

神奈川県座間市相模が丘1丁目6番8号 ベ
ルハイツB棟101号

破産者 坂元 英之

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(火曜日)48号 39号

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪612番地1

破産者 小宮山理恵

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所伊那支部

令和6年(火曜日)48号 563号

静岡県牧之原市道場18番地1 ソシアA
201、旧住所静岡県掛川市柳町88番地

破産者 余田 寿

令和6年(火曜日)48号 428号

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(火曜日)48号 673号

静岡県牧之原市静波2000番地1 グリーンヒ
ルズ201

破産者 長野 英史

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(火曜日)48号 341号

静岡県浜松市浜名区細江町小野391番地の3
デイリーハイツA-205、前住所静岡県浜松
市浜名区細江町気賀8018番地の9

破産者 村越 亮介

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(火曜日)48号 405号

静岡県浜松市中央区西町358番地の2 ウィ
スティアフラット202

破産者 須藤 里子 (旧姓塩沢)

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(火曜日)48号 262号

愛知県一宮市春明字神宮89番地

破産者 中谷 優太

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所五條支部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(火曜日)48号 419号

滋賀県草津市青地町581番地1-1707 コン
フォート太陽、前住所滋賀県草津市南笠町
1192番地

破産者 キャンアイドレッサー守山店こと松陰
塾瀬田東校こと 黒川 勇佑

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和6年(火曜日)48号 954号

京都府相楽郡精華町桜が丘2丁目25番地5
破産者 山崎 潤

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(火曜日)48号 72号

兵庫県加西市北条町古坂3丁目75番地
破産者 水田 英明

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

令和6年(火曜日)48号 14号

奈良県吉野郡十津川村大字湯之原718番地の
1

破産者 上田 尚紀

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所五條支部

令和6年(フ)第105号 広島県江田島市能美町鹿川4605番地13 破産者 静間ひとえ 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第41号 千葉県香取市佐原イ1253番地 第3グリーンハイツ7号室 破産者 木村 竜也 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐原支部
令和6年(フ)第35号 山口県下関市秋根北町7-10、前住所山口県下関市豊田町大字矢田269番地1 破産者 山本 忠行 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部	令和6年(フ)第139号 宮崎県延岡市川原崎町9番地1 グラウビュンデン ヴィレッジ 101 破産者 小笠原悠馬 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第275号 高知市朝倉南町3番12-7号 一翠館202号室 破産者 片岡 修 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第140号 栃木県栃木市梅沢町929番地、前住所神奈川県相模原市中央区田名10138番地3 破産者 金ヶ瀬義生 1 決定年月日 令和7年2月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年(フ)第637号 相模原市中央区宮下本町2丁目32番18号 グリーンパレス田野倉201 破産者 大野明日香 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第63号 福岡県八女郡広川町大字新代1415番地18 破産者 清崎 重人 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係	令和6年(フ)第245号 三重県松阪市曾原町240番地1 レオパレスペアート松阪110号 破産者 下地 美鈴 1 決定年月日 令和7年2月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係	令和6年(フ)第644号 相模原市南区相模大野5丁目2番10号 荒井ビル201号 破産者 岡 純子 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第306号 長崎県長崎市エミネント葉山町17番1号 破産者 落水 洋子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第249号 三重県亀山市みづきが丘40番地10 破産者 青木 幸代 1 決定年月日 令和7年2月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係	令和6年(フ)第31号 静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須393番地の3 破産者 藤井三枝子 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所下田支部
令和6年(フ)第59号 岩手県釜石市栗林町第24地割72番地4 破産者 佐々木亜希子 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	令和6年(フ)第435号 静岡県浜松市浜名区新原4431番地 破産者 市川 和宏 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第435号 静岡県浜松市中央区貴平町571番地の1 グループホーム言の葉の家、前住所静岡県浜松市中央区大原町187番地 大原ケアハウス2508 破産者 松井 住夫 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第436号 静岡県浜松市中央区寺島町17番地 フレクション浜松1 325号室 破産者 杉浦 貴志 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第436号 静岡県浜松市中央区貴平町571番地の1 グループホーム言の葉の家、前住所静岡県浜松市中央区大原町187番地 大原ケアハウス2508 破産者 松井 住夫 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第438号 静岡県袋井市宇刈143番地の1 破産者 岩田喜美子 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第439号 静岡県袋井市川井852番地の10 プロムナードB 201号室 破産者 下山 祐也 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第446号 静岡県浜松市浜名区貴布祢167番地の4 コーポ愛 201号 破産者 江原麻里弥 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第450号 静岡県浜松市中央区上新屋町205番地の5 ネオキャッスルB 201 破産者 大石 拓未 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第456号 静岡県磐田市見付3070番地1 エミネンス加茂川312 破産者 茂田クリスチーネ 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第457号 静岡県浜松市中央区寺島町17番地 フレクション浜松1 325号室 破産者 杉浦 貴志 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第460号 静岡県浜松市浜名区細江町中川7421-1 介護老人保健施設 三方原ベテルホーム、住民票上の住所静岡県浜松市浜名区細江町中川804番地の2 破産者 牟田百合子 1 決定年月日 令和7年2月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第461号
静岡県袋井市山崎4660番地の1 ニューシティ三輪 101号室
破産者 川畑 雄一
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第462号
静岡県浜松市中央区馬郡町1251番地 フリーデンハウス201
破産者 村松由季子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第463号
静岡県磐田市二之宮995番地2 サザン雅202
破産者 杉山 育子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第467号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家2570番地の2、住民票上の住所静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家2569番地
破産者 高橋 真理
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第474号
静岡県浜松市浜名区染地台6丁目9番21号 シティハイツユタカ2-106号
破産者 若山 智子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第2493号
愛知県日進市浅田町東前田43番地1 グランディスII103、従前の住所愛知県北名古屋市徳重米野82番地 コットンハウス202号室
破産者 濱本 拓未
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2610号
愛知県愛知郡東郷町清水3丁目4番地5 レイクヒルズ105号
破産者 山口 道代
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2613号
名古屋市南区宝生町2丁目1番地 宝生荘9棟701号
破産者 今津 明彦
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2637号
名古屋市西区八筋町102番地 シンエービル2B号
破産者 阿部 ゆき
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2642号
名古屋市千種区西崎町2丁目47番地の1 第10プロスパー城山103号
破産者 本江 智
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2672号
名古屋市南区堤起町3丁目1番地 堤起荘1棟504号
破産者 前田 芹那(旧姓木造)
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2687号
名古屋市守山区喜多山1丁目11番2号 エスポワール102号
破産者 渡辺 愛美
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2730号
名古屋市港区津金1丁目13番11号 コンフォート津金103号
破産者 藤谷 将太

1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2739号
名古屋市西区笹塚1丁目21番地 市営笹塚荘3棟304号
破産者 佐藤ルスピミンダ ウィノこと SA TO LUZ VIMINDA WINO
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2756号
名古屋市昭和区南分町6丁目6番地の1 メゾンジュネス402号
破産者 杉野 望
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2766号
名古屋市昭和区陶生町1丁目7番地の14 第88プロスパービル403号
破産者 中村 早苗
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2769号
名古屋市千種区萱場2丁目3番35号 レジデンス大和3B
破産者 岩崎 勝子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2777号
名古屋市中区上前津2丁目13番27号 J SコートII 602号
破産者 渡邊 直子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2780号
名古屋市守山区八反9番9号
破産者 小山 智由
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2788号
名古屋市中区法華西町3丁目27番地の2 メゾンド・アンジュ法華西町104号
破産者 布目 穂弘
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2807号
名古屋市千種区橋本町1丁目44番地 グレン清友本山306号
破産者 石原 譲
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2823号
名古屋市千種区猪高町大字猪子石字猪々道145番地の6 第1アリストマンション303号
破産者 山鹿邊 保
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2826号
愛知県あま市七宝町川部三屋敷46番地4
破産者 今津 早苗
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第903号
広島県東広島市高屋町杵原1477番地10 H1号
破産者 八家 梓
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第952号
大阪府羽曳野市伊賀6丁目6番1-207号
破産者 辻西フーズこと 辻西ヒサ子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第974号
堺市南区檜尾135番地1 ブリーゼII 205号
破産者 西野 成人
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

- 令和6年(フ)第1013号
大阪府松原市一津屋3丁目4番4-503号
破産者 浅澤 薫
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1023号
堺市西区鳳中町5丁166番地2 三原ハイツ
203号
破産者 村井 和人
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1037号
大阪府富田林市大字新堂2099番地6、前住所
大阪府南河内郡河南町大宝3丁目12番9号
破産者 下須崎義人
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1042号
堺市堺区大町東2丁2番21-3号
破産者 飯田 航介
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1050号
大阪府松原市高見の里4丁目5番35号
破産者 西口 正士
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1054号
大阪府松原市阿保6丁目12番31-205号、前
住所大阪府松原市田井城2丁目199番地の1
(205号)
破産者 片桐 鈴代
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1061号
堺市東区白鷺町3丁19番7-307号
破産者 中本 早紀

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1075号
堺市西区神野町3丁5番5号 レジデンス
パートIV 1-H号
破産者 柴田工務店こと 柴田 篤
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1084号
堺市堺区中向陽町1丁1番9号 コーポ河中
501号
破産者 村井 江美
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1087号
堺市西区北条町2丁18番4号
破産者 菅原商会こと 菅原 孝子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1118号
大阪府富田林市甲田2丁目2番5-101号
破産者 岡本 武史
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第69号
兵庫県朝来市和田山町土田298番地1
破産者 キャンディ美容室こと 町野三千代
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和6年(フ)第74号
兵庫県豊岡市日高町池上398番地
破産者 上田 由衣
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和6年(フ)第88号
山口県岩国市保津町1丁目26番3-2号
破産者 石黒愛美こと イシグロ メグミ ア
ナベル
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第91号
山口県大島郡周防大島町大字久賀1119番地1
八幡住宅222号(旧住所 同町大字椋野1338
番地3砂田住宅1号、埼玉県桶川市泉1丁目
13番18号)
破産者 清田 武範(旧姓島崎)
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第71号
佐賀県唐津市唐房1丁目4733番地
破産者 坂本 敏美
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部
令和6年(フ)第225号
長崎県佐世保市早苗町474番地1 ツインズ
白石參番館202号、前住所長崎県佐世保市三
川内本町95番地1
破産者 竹田 誠
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第226号
長崎県佐世保市戸尾町14番27号 初山アバ
ト101
破産者 濱田 節子
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第52号
沖縄県島尻郡伊平屋村字前泊453番地
破産者 島袋祐一郎
1 決定年月日 令和7年2月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那霸地方裁判所名護支部
令和6年(フ)第155号
北海道苦小牧市豊川町2丁目8番6号
破産者 木村 明美
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第164号
北海道苦小牧市青葉町1丁目3番2-102号
破産者 長谷川 均
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部
令和6年(フ)第441号
北海道北斗市常盤2丁目13番1号
破産者 成田めぐみ
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和6年(フ)第110号
岩手県大船渡市盛町字馬場23番地7 市営住
宅盛中央団地2号棟201号
破産者 小向 公一
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部
令和6年(フ)第1045号
仙台市宮城野区栄2丁目19番37号 フアミー
ル栄102
破産者 平田安祐美
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1195号
宮城県富谷市三ノ関太子堂上6番地6、從前
の住所宮城県大崎市古川稲葉字土手内107番
地2
破産者 加藤 愛加
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1216号
仙台市青葉区水の森3丁目1番39号 K' ク
レスト水の森公園203
破産者 若生まゆみ
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1277号	仙台市宮城野区福室7丁目6番41号 フレン ドフィールド104、従前の住所仙台市青葉区 大町2丁目2番2-806号 破産者 大場 敬子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1294号	仙台市太白区青山2丁目18番18号 青山壱番 館103 破産者 我妻 秀栄 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第90号	宮城県柴田郡川崎町支倉台1丁目4番2 破産者 星 樹梨 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部
令和6年(フ)第106号	宮城県角田市岡字道下2番地 破産者 佐藤 大輝 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部
令和6年(フ)第130号	宮城県遠田郡涌谷町字立町22番地12 破産者 及川 卓巳 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第125号	山形県東置賜郡高畠町大字蛇口308番地 破産者 渡部 宏美 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部
令和6年(フ)第151号	福島県二本松市油井字南屋敷37番地1 ユニゾ ンM202号 破産者 菊地 康浩 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所

令和6年(フ)第262号	福島市 笹谷字佐場野古屋24番地の2リベル ハイツA102、従前の住所福島市 笹谷字下成 出5番地の10 破産者 斎藤 慎 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和6年(フ)第270号	福島市御山字中川原51番地の3 小川ハイム 202、従前の住所福島市大森字北内町65番地 の1 ラーク大森207 破産者 高橋 利沙 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和6年(フ)第38号	福島県南相馬市原町区本陣前1丁目31番地 荒川貸家5号棟、従前の住所福島県南相馬市 原町区西町3丁目24番地 破産者 鈴木 教代 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部
令和6年(フ)第258号	福島県田村郡三春町大字斎藤字町田56番地 破産者 過足 博行 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第259号	福島県須賀川市森宿字安積田70番地188 サ ニーホーム1-A号 破産者 松本亜矢子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第260号	福島県郡山市亀田1丁目26番8号 カーサ・ フェリーチェⅡ205号 破産者 渡辺久美子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第97号	茨城県北茨城市中郷町上桜井3068番地 コー ボラス天神Ⅱ105 破産者 丹野 良輝 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和6年(フ)第116号	茨城県日立市東成沢町3丁目18番B-3号 破産者 和地 廣子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和6年(フ)第238号	茨城県筑西市二木成1943番地 第3紫峰荘 206 破産者 仙波 優忠 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第129号	栃木県栃木市藤岡町藤岡4368番地15、前住所 静岡県裾野市千福162番地の1 ミルボヌー ル105 破産者 酒井 翔太 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和6年(フ)第1336号	東京都立川市砂川町4丁目30番地の4ハイム サンドリバー101号 破産者 篠崎未結希(旧姓工藤) 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1837号	東京都八王子市裏高尾町273 医療法人財団 青溪会駒木野病院、住民票上の住所東京都八 王子市東浅川町30番地なつめハイツ201号 破産者 和田 浩之 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1846号	東京都八王子市長沼町810番地1 アルシオン 北野310号 破産者 河西 祐子
1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和6年(フ)第1847号	東京都八王子市長沼町810番地1 アルシオン 北野310号 破産者 河西 明 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1991号	東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1891番地1 ア メニティ瑞穂Ⅱ102号 破産者 近藤 康之 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1998号	東京都府中市押立町1丁目24番地の1 車返団 地2-1-426 破産者 木村 典史 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2020号	東京都八王子市中野町2546番地2市営住宅西 中野団地2-103 破産者 高橋 郁恵 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2048号	東京都小平市小川東町1丁目37番10-203号 破産者 濱里 洋子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2078号	東京都立川市砂川町4丁目14番地の2 ヴエル ドミールヤジマ107 破産者 斎藤 美穂 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2091号 東京都八王子市大和田町4丁目18番11号市営住宅大和田台団地1号棟26号 破産者 伏黒 秀 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2477号 横浜市港北区下田町2丁目16番9号 日吉ハイツ202 破産者 岡本 彩(旧姓長岩) 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2645号 横浜市中区長者町5丁目51番地1 ライオンズプラザ横浜大通り公園610号室 破産者 藤澤 利江 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2100号 東京都八王子市中野山王3丁目20番1-404号 破産者 田中 静代 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2489号 神奈川県藤沢市下土棚1712番地の5 サンハイム湘南205号 破産者 梁 幸子(YANG HENG JA) 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2671号 神奈川県大和市福田2591番地8 ウイングヤマシタB-201 破産者 藤山 佑哉 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1990号 神奈川県藤沢市花の木16番24号 シャンブルコモード212 破産者 國納八重子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2510号 横浜市港南区野庭町659番地46 破産者 飯塚彩恵子 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2686号 神奈川県茅ヶ崎市西久保2004番地2 レオパレスフォーティ103 破産者 櫛谷 和也 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2355号 横浜市保土ヶ谷区境木本町67番2-B304号 破産者 吉田亜希子(旧姓半澤) 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2553号 横浜市南区高根町4丁目25番地 第二福井ビル202号 破産者 糸谷 雪枝 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2705号 神奈川県大和市西鶴間7丁目9番5号 グリーンアヴェニューE201 破産者 奈良部浩亮 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2447号 横浜市港北区高田東1丁目11番47-202号 破産者 村瀬 風 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2566号 神奈川県海老名市東柏ヶ谷1丁目6番5-202号 破産者 岡村ゆき乃 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2763号 横浜市都筑区富士見が丘13番27号 ロイヤルビル富士見ヶ丘301 破産者 黒坂 満 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2475号 神奈川県高座郡寒川町岡田1丁目23番地6 ラルーチェ103 破産者 大河原貴枝 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2639号 横浜市金沢区並木3丁目18番10-203号 破産者 仙石 弘美 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2810号 横浜市青葉区美しが丘西2丁目10番地1 サンアベニュー美しが丘B-202 破産者 小澤 和江(旧姓峠) 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2476号 横浜市都筑区茅ヶ崎南4丁目12番9-602号 破産者 赤池早代子	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2617号 横浜市中区扇町4丁目11番地2 HOTELしらゆき613 破産者 山口 祐司	令和6年(フ)第2825号 横浜市神奈川区白幡向町7番4号 ケイヒンオーガナイズ研修センター408号 破産者 寺田泰明こと 金 泰明 1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第512号
神奈川県厚木市栄町2丁目5番12号 リュミ
工本厚木115
破産者 佐々木香奈
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第557号
神奈川県伊勢原市桜台1丁目37番23号 レジ
デンツF K401号
破産者 内藤美栄子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第615号
神奈川県小田原市成田706番地の8 シティ
ハイムハウスM3 102号
破産者 菅井 博行
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第654号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1137番地5
破産者 内藤さおり
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第585号
相模原市南区南台4丁目2番23号 リーブ
ル、ペルセゾン201
破産者 田崎 幸子(旧姓古川)
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第622号
相模原市緑区久保沢2丁目7番7-201号
破産者 佐藤 陽子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第627号
相模原市中央区淵野辺4丁目29番17号 エム
ズ相模原103
破産者 下田 正和

1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第335号
石川県野々市市稻荷2丁目210番地 シャト
レ御園102号
破産者 山崎龍太郎
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第336号
石川県野々市市若松町7番15号、従前の住所
石川県能美市湯谷町赤43番地1
破産者 青柳 直美
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第93号
石川県小松市矢崎町148番地 ラ・ヴィプロ
スペレ202
破産者 番井 满
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和6年(フ)第51号
福井県敦賀市松栄町7番12号
破産者 谷川 紀康
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和6年(フ)第57号
福井県敦賀市岡山2号510番地(岡山町2丁
目) アルティーラ301号
破産者 形部 沙千
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和6年(フ)第58号
福井県小浜市小浜飛鳥84番地
破産者 和田 愛弓
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和6年(フ)第122号
岐阜県不破郡垂井町1335番地
破産者 小島 伸介
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第687号
静岡県藤枝市岡部町岡部468番地の34、旧住
所静岡県掛川市中647番地 アルクス103
破産者 増田あかね
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第706号
静岡市駿河区八幡2丁目15番5号 スクウェ
アガーデン八幡405
破産者 今野 一夫
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第708号
静岡市駿河区聖一色157番地の1 サーブラ
ス聖一色E2
破産者 佐野 祐一
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第718号
静岡市清水区折戸3丁目19番40号養護老人
ホーム清水松風荘、住民票上の住所静岡市清
水区北矢部町2丁目7番10号 内藤方
破産者 山口 利廣
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第736号
静岡県藤枝市泉町4番地の5 フローラ泉町
C-207号、旧住所静岡県藤枝市東町1番56
号 東町グランドハイツ3-D
破産者 長房 鮎香
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第285号
静岡県富士市永田町2丁目14番地の2 グラ
ンデール永田C-201号
破産者 下條 雅人

1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第227号
愛知県稻沢市南麻績町郷内27番地10、前住所
愛知県稻沢市小沢2丁目10番8号 シャトウ
北山201
破産者 稲野辺 茂
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第311号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字志水3番地3
石刀マンションA-1-1
破産者 長田 恵
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第265号
三重県鈴鹿市南玉垣町6873番地 サニープレ
イス103
破産者 吉田 美香
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第92号
三重県伊賀市上野田端町1082番地の7
破産者 岡田 勇
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和6年(フ)第303号
三重県三重郡菰野町大字千草6455番地3 菰
野千草園
破産者 小川 正弘
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第328号
三重県四日市市日永西5丁目8番22号 シャ
メリハイツ101
破産者 中川 牧子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第331号

三重県四日市市楠町北五味塚1758番地1
ザ・ミレニアムB-201、前住所三重県四日市市楠町北五味塚2181番地2 グレイスヴィラ103
破産者 坂西 晃奈
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第335号

三重県四日市市泊山崎町3番9号 中島莊里号
破産者 澤田 君江
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第4632号

大阪市淀川区木川東3丁目7番11号 学校通り202号
破産者 村上 千瑞
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5440号

東京都清瀬市竹丘2丁目24番1号 泉コーポ105号、前住所大阪市西淀川区千舟3丁目7番24号 西淀パッケージ内
破産者 林 正雄
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5483号

大阪市西成区花園南1丁目4番13号 コスモレジデンス花園南 405
破産者 黒田 博司
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5488号

大阪府高槻市玉川2丁目7番408号
破産者 橋本 恭子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5500号

大阪府豊中市熊野町3丁目18番4-203号
破産者 滝本 成美
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5514号

大阪府茨木市庄1丁目19番19号 アンフィニイ・庄1 202号
破産者 吉田 美紀
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5543号

大阪市東淀川区豊里2丁目11番58号 木元八イツ 206号
破産者 池田 夏実
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5587号

大阪市平野区瓜破東1丁目6番2-210号
破産者 涌田 明美(旧姓清水)
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5642号

大阪府東大阪市高井田本通2丁目2番31-203号
破産者 日鷹 瞳
1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5692号

大阪市北区天神橋2丁目5番31-601号
破産者 柴垣 寿香
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5714号

大阪市都島区内代町2丁目15番2号 D○内代 301号
破産者 滝島 浩貴

1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5722号

大阪府東大阪市吉田3丁目5番8号
破産者 西村美佐子
1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5728号

大阪市鶴見区茨田大宮4丁目30番1-912号
破産者 古川 翔一
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5756号

大阪府東大阪市瓜生堂2丁目1番35-407号、前住所大阪府東大阪市若江本町1丁目4番28号 グランドメゾン浅田Ⅱ 205号
破産者 木下小枝子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5759号

大阪府八尾市天王寺屋4丁目86番地
破産者 奥村久美子
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5821号

大阪府八尾市高砂町5丁目50番地 府営住宅27-891号、前住所大阪府八尾市高美町6丁目1番6-404号
破産者 川本藤逸郎
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5852号

大阪市港区田中3丁目1番130号 こうせいみなど
破産者 幸明 清
法定代理人成年後見人 名倉 佳子
1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第278号

兵庫県加古川市野口町北野1番地の1 ローズヴィラ103号
破産者 ヒストアルバート(HISTO ALBERT)

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第593号

兵庫県姫路市博労町127番地 朝日プラザ船場801
破産者 松島 佑亮
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第642号

兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の1 加古川西鉄筋3-201号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町北在家2011番地 朝日プラザ加古川ヴィラージュ306号
破産者 稲田 憲一

1 決定年月日 令和7年2月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第652号

兵庫県加古郡播磨町二子60番地の5
破産者 武田 高志
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第658号

兵庫県姫路市梅ヶ谷町8番23号、従前の住所兵庫県姫路市梅ヶ谷町11番6号
破産者 成田ゆかり
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第659号

兵庫県姫路市梅ヶ谷町8番23号、従前の住所兵庫県姫路市梅ヶ谷町11番6号
破産者 成田 珠希
1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第73号
兵庫県たつの市御津町室津37番地
破産者 戸田有希子

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和6年(フ)第163号
鳥取県鳥取市湯所町1丁目543番地 県住302号
破産者 佐藤 慶子

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第164号
鳥取県鳥取市安長844番地 県住2-106号、
旧住所埼玉県狭山市入間川1丁目18番12号
スカイ狭山市203、鳥取県鳥取市面影1丁目
37番1-111号 コーポ八幡54面影111号、鳥
取県鳥取市桂見831番地9 コーポ桂見202号
破産者 笹木 健司

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第165号
鳥取県鳥取市新108番地2 センターハイツ
103号、旧住所鳥取県鳥取市立川町5丁目100番地6
破産者 渡邊 優輔

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第156号
鳥取県米子市福市598番地1 モンリーブル
IV202号
破産者 山田 夏鈴

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第169号
鳥取県米子市西福原22番地 ハイツラフィネ
2号館101号
破産者 大浴 康男

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第643号
岡山市北区伊豆町3丁目5番41号 光コーポ
101、旧住所岡山市中区山崎292番地2
破産者 黒田 充亮

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第697号
岡山市北区田中116番地108 コーポ瑞穂B-
201
破産者 尼子 雅一

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第102号
広島県呉市三条4丁目17番10-303号
破産者 佐藤 蒼馬

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第115号
広島県竹原市田万里町1175番地
破産者 山沖 美穂

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第119号
広島県竹原市忠海中町3丁目11番37号
破産者 藤谷 良美

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第123号
広島県呉市音戸町北隱渡1丁目8番12号
破産者 下河内 茂

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第179号
山口県下関市大坪本町17番5-204号 ヴィ
ラコーラ
破産者 高山 幸恵

1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第182号
山口県下関市稗田西町9番22-1002号 アド
バス21川中
破産者 すえなが花園こと 末永 大悟

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第185号
山口県下関市新地町6番22-1006号 スカイ
プラザ下関
破産者 有地 莉奈

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第188号
山口県下関市豊浦町大字黒井1955番地
破産者 三井田正文

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第130号
香川県坂出市中央町8-25ウミノ住宅西側北
棟、住民票上の住所香川県坂出市林田町660
番地4
破産者 鎌田 直美

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第145号
香川県善通寺市稻木町415番地
破産者 牛田 稔

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第294号
愛媛県伊予市下吾川1396番地6 フィオーレ
102号
破産者 岩田 和満

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第323号
愛媛県松山市和泉南2丁目3番2号 和泉園
地2棟222号
破産者 日野 昇二

1 決定年月日 令和7年2月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第370号
愛媛県松山市山越1丁目16番29号 好本荘2
階西
破産者 今村 勝巳

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第120号
愛媛県新居浜市萩生1144番地の1
破産者 神野 真弓(旧姓石川)

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第278号
福岡県うきは市吉井町清瀬83番地25
破産者 金丸 優那

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第282号
福岡県久留米市三瀬町生岩388-2 ミホ・
コーポ1棟101号、住民票上の住所福岡県久
留米市三瀬町西牟田6344番地15
破産者 田中 孝子

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第60号
福岡県柳川市大和町栄633番地
破産者 鶴 秀穂

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和6年(フ)第543号
大分市明野西1丁目30番2-57号
破産者 田中 晃

- 1 決定年月日 令和7年2月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第554号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
大分市長浜町1丁目11番3号皐月マンション 第三大分403、住民票上の住所大分市長浜町 1丁目11番3号皐月マンション第三大分402 破産者 懸川 孝紀	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第573号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分県別府市幸町1番32号 レオパレス幸 208号 破産者 長野 智子
令和6年(フ)第501号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第507号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第515号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第519号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第523号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第190号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第524号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第48号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第173号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第174号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第177号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第184号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第191号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第192号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第195号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(再イ)第44号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件再生計画を認可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第116号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件再生計画を認可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第144号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 主文 本件再生計画を認可する。 埼玉県上尾市大字西門前372番地17 再生債務者 太田 幸雄
令和6年(再イ)第180号	1 決定年月日 令和7年2月25日 2 理由の要旨 令和7年2月12までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第183号	1 決定年月日 令和7年2月25日 2 理由の要旨 令和7年2月13までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 大阪地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第26号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 理由の要旨 令和7年2月14までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(再イ)第144号	1 決定年月日 令和7年2月26日 2 理由の要旨 令和7年2月17までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第153号	埼玉県志木市中宗岡4丁目17番2-201号 再生債務者 古川 洋介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月25日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第42号	川崎市宮前区けやき平1番30-404号 宮前平グリーンハイツ 再生債務者 連 哲智 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月26日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(再イ)第31号	奈良市南紀寺町5丁目86番地の6 フリューゲル南紀寺301号室 再生債務者 異 翔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月26日 奈良地方裁判所
令和6年(再イ)第23号	広島市南区字品東2丁目10番17-201号 再生債務者 南 公平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月26日 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第12号	宮崎県都城市都原町28番地19 再生債務者 塙 博文

1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第36号	三重県津市栗真町屋町349番地2 ハートランド栗真104号室 再生債務者 伊藤 誓志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月25日 宮崎地方裁判所都城支部
2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第19号	釧路市新釧路町4番9号 再生債務者 鈴木 竜矢 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月21日 津地方裁判所再生係
令和7年2月25日	令和6年(再イ)第289号	大阪府交野市南星台1丁目5番13号 再生債務者 土居 純子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日	令和6年(再イ)第96号	令和7年2月25日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年2月26日	東京都立川市砂川町7丁目11番地の61 再生債務者 蒲生 祐治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第101号
令和7年2月26日	東京地方裁判所立川支部民事第4部	神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18 夢野団地3-211号 再生債務者 水本 国雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日	令和6年(再イ)第54号	令和7年2月25日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年2月26日	川崎市高津区上作延4丁目25番18号 再生債務者 渡辺 竜生 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第21号
令和7年2月26日	横浜地方裁判所川崎支部破産係	北海道白糠郡白糠町西庶路東2条北4丁目2番地14 再生債務者 古川ひかり 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日	令和6年(再イ)第11号	令和7年2月26日 岐阜地方裁判所高山支部再生係
令和7年2月26日	岐阜県高山市漆垣内町1574番地 再生債務者 都竹 辰徳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第11号
令和7年2月26日	岐阜地方裁判所高山支部再生係	香川県善通寺市中村町1280番地3 シルエラ201号 再生債務者 白土 和樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日		令和7年2月26日 高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(再イ)第6号

青森県十和田市西一番町2番32-4号

再生債務者 長畠 大輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

青森地方裁判所十和田支部

令和6年(再イ)第7号

青森県上北郡おいらせ町若葉10丁目140番地62

再生債務者 福士 克也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月21日

青森地方裁判所十和田支部

令和6年(再イ)第72号

宮城県名取市愛島郷2丁目6番地の4

再生債務者 鈴木 一平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第49号

大阪府岸和田市藤井町2丁目2番30号 フレグランス光陽B110号

再生債務者 小倉 誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月21日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和6年(再イ)第90号

宮城県富谷市とちの木1丁目9番10号

再生債務者 大江田由紀美

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第4号

秋田県能代市字不老岱20番地10

再生債務者 鎌田 滋

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日 秋田地方裁判所能代支部

令和6年(再イ)第5号

秋田県能代市字不老岱20番地10

再生債務者 鎌田かおり

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日 秋田地方裁判所能代支部

令和6年(再イ)第8号

川崎市幸区小向西町3丁目82番地1 エレガンス幸 202

再生債務者 飯島 謙一

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第280号

名古屋市緑区桶狭間神明2811番地

再生債務者 村上 正和

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第50号

大津市大江5丁目16番5号

再生債務者 青木 大祐

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第125号

京都市伏見区小栗柄南後藤町6番地 住宅公園小栗柄北団地23-502

再生債務者 東書芸こと 東 忠美

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第105号

大阪府三島郡島本町高浜3丁目3番1-719号

再生債務者 小谷 甫

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第415号

大阪府吹田市垂水町3丁目25番12-405号(前住所 大阪府高槻市花林苑1番28号)

再生債務者 田中 沙織

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第422号

大阪府大東市野崎1丁目7番33号

再生債務者 山口由美子

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第504号

大阪府東大阪市若江西新町2丁目6番18号

再生債務者 伊藤 美幸

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第108号

兵庫県三田市東山1203番地2

再生債務者 小池 均

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第97号

岡山市中区神下171番地1 クレアール103号室

再生債務者 草薙 悅支

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月25日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第5号
徳島県三好市池田町津瀬端1283番地 フジ
モトハイツ西4-10
再生債務者 西島 綾斗
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 徳島地方裁判所美馬支部
令和6年(再イ)第6号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田西187番地
1
再生債務者 大川 勇人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 徳島地方裁判所美馬支部
令和6年(再イ)第181号
札幌市東区北35条東10丁目1番24-302号
再生債務者 大島 伸一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第13号
北海道小樽市オタモイ3丁目20番59号
再生債務者 赤川 早苗
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日 札幌地方裁判所小樽支部
令和6年(再イ)第15号
北海道小樽市望洋台3丁目14番11号
再生債務者 今野 貴美

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日 札幌地方裁判所小樽支部
令和6年(再イ)第35号
岩手県滝沢市巣子726番地13 サンコーポスゴ102号
再生債務者 高成 明子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(再イ)第8号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙4472番地235
再生債務者 鈴木 裕児
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
宇都宮地方裁判所真岡支部
令和6年(再イ)第39号
埼玉県熊谷市御正新田1196番地10
再生債務者 野村 忍
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(再イ)第187号
千葉県八千代市ゆりのき台1丁目25番地2
ヴィルグレース八千代102号
再生債務者 岡田 賢一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第83号
静岡市駿河区中島1403番地の1 サングリーゼン中島B棟103号
再生債務者 山崎 亮一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第63号
静岡県沼津市西間門240番地の3
再生債務者 高遠由季子(旧姓佐藤)
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(再イ)第58号
静岡県浜松市中央区上島6丁目14番6号
再生債務者 鈴木 國弘
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和6年(再イ)第71号
愛知県刈谷市井ヶ谷町中ノ嶋33番地1 ハイツイーストリバーサンシャインA棟201号(申立時の住所) 愛知県豊田市西岡町星ヶ丘50番地 第2高岡和風寮1204号
再生債務者 青山 匠
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第21号
愛媛県松山市富久町210番地
再生債務者 豊田 房人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日 松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第23号
愛媛県松山市北条500番地19
再生債務者 木原 純史
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月26日 松山地方裁判所民事部
裁判の公告
大阪弁護士会が令和6年5月16日に告知した同会所属弁護士山本明人会員(登録番号20812)に対する懲戒処分(戒告)について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年2月12日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年2月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。
令和7年2月17日 日本弁護士連合会
行旅死亡人
本籍・住所・氏名不詳、身長165センチメートル、体格やせ型、頭髪30センチメートル、80歳代位の女性
上記の者は、令和6年11月21日、東京都北区王子5丁目2番1-424号で発見されたもので、死亡日は令和6年10月25日頃と推定されます。
遺体は引取人がいないため火葬に付し、遺骨は当区で保管しています。お心当たりの方は、北区福祉部生活福祉課まで申し出てください。
令和7年3月11日
東京都 北区長 山田加奈子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定60歳ぐらいの女性、頭蓋骨の一部から繋がった背骨、骨盤及び左右大腿骨、着衣はタンクトップ、ショーツ。上記の者は、令和6年12月8日午前9時35分頃、石川県羽咋市一ノ宮町レ86番地所在の市立一ノ宮公民館から南方岡浦320m地点の砂浜にて発見されました。令和6年8月以前に死亡したと推定。死因は不明。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市市民福祉部健康福祉課まで申し出ください。

令和7年3月11日

石川県 羽咋市長 岸 博一

無縁墳墓等改葬公告

適正な靈園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁改葬することになりますのでご承知ください。

令和7年3月11日 埼玉県川口市 1 墓地等所在地 埼玉県川口市大字安行吉岡1392番地

2 墓地等の名称 川口市安行靈園

3 死亡者の本籍及び氏名 埼玉県川口市朝日6丁目10番 鈴木賢樹、東京都板橋区志村中町2081番地 川端大二、群馬県利根郡群馬村字石倉1755番地 小野亀代、埼玉県川口市元郷4丁目3番 小野清作

4 改葬を行おうとする者 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 川口市長 奥ノ木信夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁改葬することになりますのでご承知ください。

令和7年3月11日

八王子市

八王子市緑町靈園

八王子市緑町222番地

八王子市緑町576番地

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

埼玉県富士見市大字水子一八九七番地三

プレシールⅡ二〇一

清算人 安西 太郎

有限会社古田部米穀店

清算人 古田部 篤

解散公告

当社は、令和7年1月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

埼玉県富士見市大字水子一八九七番地三

清算人 安西 太郎

有限会社古田部米穀店

清算人 古田部 篤

解散公告

当社は、令和7年1月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

埼玉県深谷市岡一丁目一六番地五

長岡總研株式会社

代表清算人 高木 一優

解散公告

当社は、令和3年12月十五日存続期間の満了による解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

福島県いわき市平字久保町三五番地

有限会社古田部米穀店

清算人 本間 陸

解散公告

当社は、令和3年12月十五日存続期間の満了による解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

福島県南会津郡会津町田島字大坪一六番地一

株式会社田島コノタクト

代表清算人 寺島 潤子

解散公告

当社は、令和6年12月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

千葉県千葉市美浜区真砂四丁目四街区第三号棟五〇三号室

有限会社アーネマーキング・ジャパン

清算人 諸伏 淳子

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

茨城県龍ヶ崎市佐貫二二一四番地一三

株式会社桜井

代表清算人 櫻井 拓也

解散公告

当社は、令和7年1月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

埼玉県富士見市大字水子一八九七番地三

清算人 安西 太郎

有限会社古田部米穀店

清算人 古田部 篤

解散公告

当社は、令和7年2月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

埼玉県深谷市岡一丁目一六番地五

長岡總研株式会社

代表清算人 高木 一優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

千葉県船橋市二和東二二一四番一八号

有限会社モリヤエンジニアリング

清算人 森谷 和子

解散公告

当社は、令和6年11月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

千葉県千葉市美浜区真砂四丁目四街区第三号棟五〇三号室

有限会社アーネマーキング・ジャパン

清算人 諸伏 淳子

解散公告

当社は、令和6年12月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

千葉県千葉市美浜区真砂四丁目四街区第三号棟五〇三号室

有限会社アーネマーキング・ジャパン

清算人 諸伏 淳子

解散公告

当社は、令和7年3月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれて改葬することになります。

令和7年3月11日

配当公告

鹿児島県鹿児島市薬師一丁目一八番一三号
破産者 株式会社ビットマスター

右の者に対する東京地方裁判所令和元年(フ)第八三七〇号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇、三〇六、八七四、一四二円

一、配当することのできる金額

金三〇九、一九六、八四九円

令和七年三月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラ

ントウキヨウサウスター一 阿部・井窪・

片山法律事務所 破産管財人 伊藤 尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苦小牧市豊川町二丁目一四番

被相続人 亡 小原 悟

後の一住所北海道苦小牧市桜坂町三丁目一四番

被相続人 亡 小原 悟

一三号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十一日

北海道苦小牧市表町二丁目一一番一四号王子

不動産第3ビル五階弁護士法人小寺・松田

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 細谷 祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市郷ヶ丘三丁目二六番地一

二六番地の一四 被相続人 亡 鷹箸 二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十一日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ

七階浜通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福島 龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年三月十一日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ

七階浜通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鎌田 穀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市留町二二三八番地二、最後の住所茨城県水戸市備前町二番三一三〇三号

シャトーユゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十一日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セ

ントラルビル三階 丹下・小沼法律事務所

相続財産清算人 弁護士 牧野 拓真

本籍茨城県ひたちなか市平磯町二六番地一

二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 黒澤ツギヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十一日

事務所茨城県ひたちなか市東石川三丁目二

一一番八東功ビル二階二号室 弁護士法人萩

原総合法律事務所ひたちなか支所

相続財産清算人 弁護士 仙石 博人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡明和町矢島四一一番地二、

最後の住所群馬県邑楽郡明和町矢島四一一番

地二

被相続人 亡 大津 浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十一日

群馬県太田市浜町一八番九四号 福島法律

事務所

相続財産清算人 弁護士 福島 龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市七日市八六六番地、最後の

住所群馬県富岡市七日市六三五番地

被相続人 亡 中條 和子

被相続人 亡 中條 和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年三月十一日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ

七階浜通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鎌田 穀

令和七年三月十一日

東京都新宿区新宿二丁目八番五号新宿御苑

室町ビル五階三室・今井・池田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩下 明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十一日

長田屋ビル五階TOKYO大樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木下 泉

事務所東京都新宿区新宿一丁目二六番一号

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十一日

二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十一日

東京都町田市中町一丁目一一番一四号武友ビル

五階町田シビック綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 草道 倫武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十

三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十一日

被相続人 亡 増島恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十一日

本籍東京都豊島区西巣鴨一丁目七五八番地、

二二号北大塚つづじ苑六〇四号

被相続人 亡 高橋 達男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十

二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十一日

本籍東京都豊島区北大塚一丁目三三番

二二号北大塚つづじ苑六〇四号

被相続人 亡 高橋 達男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十

二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第36期決算公告 令和7年2月27日

北海道釧路市鳥取南5丁目12番5号

株式会社ポータス

代表取締役 栗林 周次

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目 金額(千円)

資の 産 部

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

資 産 流動資産

資 産 固定資産

資 産 合計

負 累 負債

負 債 負債

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県那賀郡三隅町大字矢原六九三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 寺戸 タツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十一日

島根県浜田市朝日町一五三二番地三浦司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 三浦 明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市大橋町常持九四一一番地一、九四一一番地二、最後の住所福岡県久留米市大橋町常持九四一一番地

被相続人 亡 鹿毛 壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十一日

福岡県久留米市日吉町二三番地三号 メディアビル六階 弁護士法人かばしま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大野智恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区水前寺公園一六番、最後の住所熊本県熊本市中央区本荘五丁目二番一六一四〇一号ロマネスク下通り南

被相続人 亡 渡辺 一実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十一日

熊本県熊本市中央区世安一丁目六番三八号一二F

相続財産清算人 司法書士 西森 大樹

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目一番一八号J.R.神戸駅NKビル七階 神戸セジヨン

不在者 矢部 英雄

從来の住所 東京都品川区勝島二丁目九番一

生年月日 昭和十四年十二月七日 一号

供託所 東京法務局

供託番号 令和六年度金第四五二八〇号

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家) 第七〇五七二号

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和七年三月十一日

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家) 第七〇五七二号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和七年三月十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番二六号 口イクラトン麹町一階 倫総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 宮川 倫子

裁判所 神戸家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家) 第八二七号

裁判所 神戸家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家) 第八二七号

裁判所 神戸家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家) 第八二七号

裁判所 神戸家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家) 第八二七号

裁判所 神戸家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家) 第八二七号

事件名 不在

所在不明株主の株式の譲売又は売却に伴つ異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却するにいたしましたので、これに付して異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月11日

東京都新宿区北新宿四丁目110番15号

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	
五十嵐 哲雄	千葉県市川市曾谷八一六一110
石川 光春	東京都新宿区四谷11-1
伊藤 仙太郎	東京都新宿区北新宿三一五八
古田 峰 稔	東京都八王子市散田町11-1111-1
杉田 嘉一	東京都中野区大和町1-1八-111
高垣 薫	和歌山県有田郡有田川町小川六110
都筑 ゆき	東京都杉並区荻窪11-四八一七
水見 周蔵	シャトーレー上野六〇一号
根津 富雄	東京都杉並区和泉四一1-1-10
星野 ぼさ	東京都杉並区和泉11-三九一六
山本 培	東京都新宿区西新宿六一〇-11
	東京都世田谷区豪徳寺11-111-11

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和7年3月11日

記

[掲載順序]

- ①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）

⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）

⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

*冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となつた場合をあらわす。

東京新宿青果株式会社
代表取締役 内田 実

株式の種類及び数	株券番号
普通株式 1100株	七一九
同 11910株	七一五
同 11150株	四九
同 同 大110株	1111四
同 同 大110株	三〇五
同 同 一五〇株	七一1
同 同 八七〇株	四〇七
同 同 一10株	四三五
同 同 七八〇株	七1〇
同 同 四五〇〇株	五一五
同 四五八〇株	六〇五

B ①株式会社C o C o R o ②地域限定旅行業 ③東京都知事登録旅行業 地域-7875号 ④株式会社C o C o R o 東京都文京区湯島一丁目2番13号 代表取締役 清原正光 ⑤E D O C C O S T U D I O 東京都千代田区外神田2丁目16番2号神田明神文化交流館B1階 ⑥令和元年11月14日 ⑦令和6年11月14日 ⑧15万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都文京区湯島一丁目2番13号 株式会社C o C o R o 代表取締役 清原正光

B ①株式会社R & G ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-6339号 ④株式会社R & G 東京都多摩市関戸二丁目2番地の7 代表取締役 篠原栄二 ⑤本社 東京都多摩市関戸2-2-7 ⑥平成22年7月15日 ⑦令和7年2月4日 ⑧300万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都多摩市関戸二丁目2番地の7 株式会社R & G 代表取締役 篠原栄二

B ①株式会社ティーエーエムインターナショナル（マイティーツアー） ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-4333号 ④株式会社ティーエーエムインターナショナル（マイティーツアー） 東京都台東区柳橋一丁目20番5号 代表取締役 斎藤毅人 ⑤本社営業所 東京都台東区柳橋一丁目20番5号タカビル5階 ⑥平成9年11月20日 ⑦令和7年2月14日 ⑧300万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都台東区柳橋一丁目20番5号 株式会社ティーエーエムインターナショナル（マイティーツアー） 代表取締役 斎藤毅人

B ①キヤノンツアーズ株式会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8425号 ④キヤノンツアーズ株式会社 東京都大田区下丸子三丁目30番2号 代表取締役 朝倉伸二 ⑤下丸子営業所 東京都大田区下丸子三丁目30番2号 ⑥昭和44年5月20日 ⑦令和7年1月31日 ⑧1000万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都大田区下丸子三丁目30番2号 株式会社キヤノンファミリーカンパニー 代表取締役 朝倉伸二

C ①富士国際ツーリスト株式会社 ②第3種旅行業 ③山梨県知事登録旅行業第3-137号 ④富士国際ツーリスト株式会社 山梨県富士吉田市中曾根二丁目4番21号 代表取締役 大石義則 ⑤本社営業所 山梨県富士吉田市中曾根二丁目4番21号 ⑥昭和62年8月27日 ⑦令和7年1月30日 ⑧450万円 ⑨山梨県知事 ⑩山梨県富士吉田市中曾根二丁目4番21号 富士国際ツーリスト株式会社 代表取締役 大石義則

B ①株式会社名古屋国際旅行社 ②第3種旅行業 ③愛知県知事登録旅行業第3-1247号 ④株式会社名古屋国際旅行社 名古屋市中村区則武一丁目19-3 加藤ビル2F 代表取締役 王立保 ⑤本社営業所 名古屋市中村区則武一丁目19-3 加藤ビル2F ⑥平成20年3月6日 ⑦令和5年3月3日 ⑧300万円 ⑨愛知県知事 ⑩名古屋市中村区則武一丁目19-3 加藤ビル2F 株式会社名古屋国際旅行社 代表取締役 王立保

C ①関大パンセ ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3-2810号 ④株式会社関大パンセ 大阪府吹田市山手町三丁目3番35号100周年記念会館内 代表取締役 重田勝紀 ⑤株式会社関大パンセ 大阪府吹田市山手町三丁目3番35号100周年記念会館内 ⑥平成28年3月3日 ⑦令和7年1月30日 ⑧300万円 ⑨大阪府知事 ⑩大阪府吹田市山手町三丁目3番35号100周年記念会館内 株式会社関大パンセ 代表取締役 重田勝紀

B ①株式会社マルナカツーリスト ②第2種旅行業 ③香川県知事登録旅行業第2-169号 ④株式会社マルナカツーリスト 香川県高松市多肥下町1552-17 代表取締役 福家慎二 ⑤高松本社営業所 香川県高松市多肥下町1552-17 ⑥平成6年10月27日 ⑦令和7年2月28日 ⑧1500万円 ⑨香川県知事 ⑩香川県高松市多肥下町1552-17 株式会社マルナカツーリスト 代表取締役 福家慎二

C ①小熊旅行 ②第3種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第3-1032号 ④株式会社協同国際貿易
福岡県糟屋郡新宮町花立二丁目6番1号 代表取締役 李凱 ⑤本社営業所 福岡県糟屋郡新宮
町花立二丁目6番1号 ⑥令和6年12月3日 ⑦令和7年2月7日 ⑩300万円 ⑪福岡県知事
⑫福岡県糟屋郡新宮町花立二丁目6番1号 株式会社協同国際貿易 代表取締役 李凱

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に關し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和7年3月11日

記

〔掲載順序〕（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①株式会社ビオスタイル ②第3種旅行業 ③京都府知事登録旅行業第3-794号 ④株式会社ビオスタイル 京都市下京区河原町通四条下ル富永町338番地 代表取締役 三浦達也 ⑤本社営業所 京都市下京区河原町通四条下ル2丁目稻荷町318番6 ⑥令和2年1月29日 ⑦令和7年1月29日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社ジョイフルツアーアジア ②第3種旅行業 ③広島県知事登録旅行業第3-316号 ④有限会社ジョイフルツアーアジア 廿日市市陽光台三丁目6番地の1 取締役 宮脇正行 ⑤本社営業所 廿日市市陽光台三丁目6番地の1 ⑥平成12年7月11日 ⑦令和7年1月22日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社スケヨシ（スケヨシ旅行サービス） ②第2種旅行業 ③沖縄県知事登録旅行業第2-244号 ④株式会社スケヨシ 島尻郡南風原町字宮平51番地 代表取締役 大城元太郎 ⑤本社営業所 島尻郡南風原町字宮平51番地 ⑥平成17年1月31日 ⑦令和7年1月31日 ⑧220万円 ⑨110万円

A ①株式会社ダイハツビジネスサポートセンター ②第2種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第2-2984号 ④株式会社ダイハツビジネスサポートセンター 池田市満寿美町2番25号 代表取締役 枝元俊典 ⑤本社営業所 池田市満寿美町2番25号 ⑥平成27年7月23日 ⑦令和7年2月3日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社東日本ツーリスト ②第3種旅行業 ③秋田県知事登録旅行業第3-69号 ④株式会社東日本ツーリスト 秋田市将軍野南四丁目3番38号 代表取締役 筒井武美 ⑤本社営業所 秋田市将軍野南四丁目3番38号 ⑥平成7年4月10日 ⑦令和7年2月6日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①山陽観光株式会社 ②第2種旅行業 ③広島県知事登録旅行業第2-141号 ④山陽観光株式会社 竹原市中央二丁目1番1号 代表取締役 藤川一也 ⑤本社営業所 竹原市中央二丁目1番1号 ⑥昭和59年3月28日 ⑦令和7年1月31日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①カナザワ・トラベル ②第2種旅行業 ③千葉県知事登録旅行業第2-941号 ④金澤弘二 旭市鎌数580番地2 ⑤本社営業所 旭市二の847 ⑥平成28年1月13日 ⑦令和7年1月31日 ⑧220万円 ⑨1100万円

B ①有限会社千田観光サービス ②第2種旅行業 ③岩手県知事登録旅行業第2-102号 ④有限会社千田観光サービス 一関市千厩町清田字境110番地2 代表取締役 千田善 ⑤本社営業所 一関市千厩町清田字境110番地2 ⑥昭和63年3月8日 ⑦令和7年1月31日 岩手県知事登録旅行業第3-102号 ⑧160万円 ⑨1100万円

B ①ハロー観光 ②第2種旅行業 ③栃木県知事登録旅行業第2-617号 ④ハロー観光 日光市森友1596番地16 福田武人 ⑤本社営業所 日光市森友1596番地16 ⑥平成17年5月30日 ⑦令和7年1月29日 栃木県知事登録旅行業第3-617号 ⑧160万円 ⑨1100万円

以上9件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 二階 俊博

A ①イーツアー株式会社 ②第1種旅行業 ③観光庁長官登録旅行業第1731号 ④イーツアー株式会社 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 代表取締役 伊藤友一 ⑤本社営業所 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 ⑥平成15年8月21日 ⑦令和7年2月5日 ⑧1400万円 ⑨7000万円

以上1件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告
一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

1、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
(一) 旅行業の登録番号 観光庁長官登録旅行業
第一七二二一
(二) 名称、住所及び代表者の氏名 イーツアーリ
株式会社 東京都新宿区新宿二丁目五番一〇
号 代表取締役 伊藤友一
11、当協会のボンド保証会員であった期間 平成
十七年六月三十日から令和7年1月4日まで
12、当協会に預託した保証金等の額 百九十万円
也

四、第一号の旅行業者との旅行業務に関する取引
で第一号の期間におけるものによって生じた債

権に關し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約に定める認証申出書及びボンド保証規程に定めるボンド弁済申請書を当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、併せて金七千九百九十万円です。

五、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行業者に取戻されます。

令和7年3月11日
東京都千代田区霞が関二丁目二番二号
一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和7年3月11日

東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年 度 番 号	商号又は 名 称	免 許 証 番 号	（代表者 の）氏名	主たる事務所 の所在地	営業保証金 相当額
令06全保2985	日神住宅流通 株式会社	国土交通大臣 (1)9773	代表取締役 菅原伸一	東京都新宿区新宿5— 8—1	1500万円
令06全保2986	有限会社興和 企業	北海道知事 (胆振1)1051	代表取締役 杉本卓斗	北海道室蘭市中島町 2—17—15—1 F	1000万円
令06全保2987	株式会社キヤ マ	東京都知事 (1)239365	代表取締役 関塚嘉平	東京都新宿区西早稲田 3—5—10	"
令06全保2988	株式会社マス ターハウス	東京都知事 (5)77578	代表取締役 下坪日和	東京都新宿区新宿2— 11—4	"
令06全保2989	株式会社ケ イ・リアル・ エステート	東京都知事 (4)83330	代表取締役 林佳治	東京都中央区銀座3— 11—17	"
令06全保2990	株式会社ユニ オン・ビルド	東京都知事 (4)83381	代表取締役 丸山誠一	東京都新宿区新宿2— 6—3	"
令06全保2991	株式会社サン ケイ	東京都知事 (4)83393	代表取締役 早見一貴	東京都千代田区内神田 1—18—11	"
令06全保2992	株式会社幸和 住宅	東京都知事 (4)83495	代表取締役 若林富子	東京都小平市小川町 1—2438—5	"
令06全保2993	津溶実業有限 会社	東京都知事 (4)83526	代表取締役 田津溶	東京都新宿区大久保 1—12—3—807室	"
令06全保2994	株式会社グ ローバルシ ティー	東京都知事 (4)84526	代表取締役 塚目哲也	東京都新宿区下落合 1—2—5	"
令06全保2995	株式会社総合 ハウジング	東京都知事 (3)90780	代表取締役 野田雅嗣	東京都世田谷区新町 2—14—11	"
令06全保2996	株式会社I P M	東京都知事 (3)90823	代表取締役 良川勝一	東京都新宿区歌舞伎町 2—13—2—4 F	"
令06全保2997	ビーシーエス ジャパン株式 会社	東京都知事 (2)97024	代表取締役 高大朋	東京都荒川区東日暮里 6—46—17—2 F	"
令06全保2998	M K 不動産開 発	東京都知事 (2)97050	種谷清文	東京都世田谷区成城 2—38—3—212	"
令06全保2999	株式会社下北 沢	東京都知事 (1)103739	代表取締役 戸嶋直人	東京都世田谷区北沢 2—38—10	"
令06全保3000	株式会社岩永 建設	東京都知事 (1)103783	代表取締役 岩永祐介	東京都板橋区三園1— 44—28	"
令06全保3001	株式会社A S T R O	東京都知事 (1)103923	代表取締役 戸軽健	東京都千代田区内神田 1—5—6—302号	"
令06全保3002	株式会社エム エフプランニ ング	東京都知事 (1)103926	代表取締役 相馬大	東京都新宿区北新宿 3—2—16	895万円

令06全保3003	株式会社開運 不動産	東京都知事 (1)103960	代表取締役 田中翔悟	東京都豊島区池袋1— 16—22—5階	1000万円
令06全保3004	古谷不動産	石川県知事 (4)3897	古谷勇	石川県金沢市高尾南 3—86	"
令06全保3005	株式会社光明	石川県知事 (3)4021	代表取締役 松下伸一	石川県河北郡津幡町潟 端466—8	"
令06全保3006	株式会社青山 財産ネット ワーカス金沢	石川県知事 (2)4290	代表取締役 畠善昭	石川県金沢市疋田1丁 目33	"
令06全保3007	イソライト建 材株式会社	石川県知事 (1)4319	代表取締役 橋本敏昭	石川県七尾市奥原町下 570	"
令06全保3008	サンコーハウ ジング	奈良県知事 (1)21518	山村滉	奈良県奈良市宝来3— 7—40	"
令06全保3009	ケーアイ・エ ステート	奈良県知事 (5)3446	乾清二	奈良県磯城郡田原本町 宮古338—2	"
令06全保3010	有限会社キシ タニ総合事務 所	和歌山県知事 (8)2695	代表取締役 岸谷幹生	和歌山県新宮市新宮 457—8	"
令06全保3011	トモ不動産	和歌山県知事 (4)3456	東幸生	和歌山県東牟婁郡那智 勝浦町宇久井1730—65	"
令06全保3012	松平産業株式 会社	岡山県知事 (9)3304	代表取締役 平田國松	岡山県岡山市北区今 4—15—21	"
令06全保3013	株式会社三河 工務店	岡山県知事 (8)3831	代表取締役 古河敦士	岡山県倉敷市沖新町 90—2	"
令06全保3014	岸田不動産	岡山県知事 (5)4569	岸田洋枝	岡山県岡山市北区大和 町2丁目7—4	"
令06全保3015	S T E L L A H O U S E N E T 株式会社	岡山県知事 (1)6023	代表取締役 亀山貴久美	岡山県岡山市北区寿町 1—3ウエストサイド 岡山1 F	"
令06全保3016	あい不動産	香川県知事 (5)3725	市村千鶴子	香川県丸亀市城西町 2—6—17	"
令06全保3017	有限会社三幸 ハウジング	高知県知事 (1)1457	代表取締役 高橋保	高知県高知市瀬戸西町 1—228—5号室	"
令06全保3018	合同会社一の 宮エステート	高知県知事 (2)2867	代表社員 新田優司	高知県高知市南久保 4—43	"
令06全保3019	大七不動産	高知県知事 (2)2891	大野宏樹	高知県高知市北金田12 番15号	"
令06全保3020	フユノ不動産	佐賀県知事 (8)1866	冬野英雄	佐賀県小城市小城町畠 田72—5	"
令06全保3021	Y E L L c o r p o r a t i o n	佐賀県知事 (1)2593	山崎洋一	佐賀県伊万里市伊万里 町甲709—1	"
令06全保3022	有限会社三井 ハウス	宮崎県知事 (5)4221	代表取締役 北村友宏	宮崎県宮崎市松山1丁 目8—13	"
令06全保3023	株式会社ニッ タク	宮崎県知事 (2)4743	代表取締役 三輪武久	宮崎県児湯郡川南町川 南13006—5	"
令06全保3024	株式会社伊東 商事	北海道知事 (石狩1)2382	代表取締役 佐々木卓	北海道札幌市東区北32 条東1丁目5—1	"
令06全保3025	株式会社まご ころ不動産	北海道知事 (石狩1)3481	代表取締役 梅木明子	北海道札幌市南区澄川 4条12丁目1—17	"
令06全保3026	明功不動産株 式会社	北海道知事 (石狩1)3539	代表取締役 安達真一	北海道札幌市白石区平 和通4丁目北3—5	"
令06全保3027	株式会社エイ ト	北海道知事 (石狩1)4199	代表取締役 畠中勝則	北海道札幌市南区澄川 4条1丁目1—47	"

令06全保3028	札幌不動産販売有限会社	北海道知事(石狩9)4637	代表取締役 杉本博	北海道札幌市北区篠路6条3丁目8-7	"	令06全保3052	メイセイ株式会社	愛媛県知事(1)5669	代表取締役 石丸元	愛媛県松山市鷹子町869-5	"
令06全保3029	株式会社富産	北海道知事(石狩7)6090	代表取締役 研波紳悟	北海道札幌市豊平区平岸4条8丁目6-1-101	"	令06全保3053	岩崎不動産	熊本県知事(1)12352	岩崎国雄	熊本県八代市日奈久竹之内町3044	"
令06全保3030	株式会社奥野工務店	北海道知事(石狩7)6153	代表取締役 犬野泰孝	北海道札幌市白石区本通8丁目北6-7	"	令06全保3054	サカイ不動産	熊本県知事(5)4283	神門伸行	熊本県熊本市西区池田1-31-28	"
令06全保3031	北海道リース株式会社	北海道知事(石狩6)6440	代表取締役 松永直己	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3	"	令06全保3055	株式会社ドラッグミユキ	熊本県知事(1)5415	橋本欣也	熊本県熊本市南区御幸笛田6丁目2-2	"
令06全保3032	株式会社アンソニア	北海道知事(石狩5)6641	代表取締役 河野豊	北海道札幌市厚別区上野幌3条2丁目26-22	"	令06全保3056	光洋不動産	鹿児島県知事(1)3938	柳富士江	鹿児島県鹿児島市下荒田3-17-24-405	"
令06全保3033	有限会社ライフ環境開発	北海道知事(石狩5)6985	代表取締役 中塚憲明	北海道札幌市北区北32条西3-1-26-203	"	令06全保3057	松山不動産	鹿児島県知事(4)5478	松山廣志	鹿児島県大島郡和泊町大字出花555-1	"
令06全保3034	ホーフ宅建株式会社	北海道知事(石狩4)7505	代表取締役 中島信明	北海道江別市大麻ひかり町48-12	"	令06全保3058	須田不動産株式会社	秋田県知事(1)2848	須田ミエ子	秋田県由利本荘市鶴沼42-2	"
令06全保3035	有限会社円山不動産	北海道知事(石狩5)8096	代表取締役 中谷修司	北海道札幌市西区福井3丁目5-47	"	令06全保3059	有限会社片山不動産	秋田県知事(6)1680	取締役 蝶川文雄	秋田県大館市片山字八坂16-2	"
令06全保3036	合同会社シバエステート	北海道知事(石狩2)8361	代表社員 松田朋広	北海道札幌市白石区北郷1条9丁目5-20	"	令06全保3060	株式会社大装	山形県知事(8)1621	代表取締役 五十嵐辰也	山形県酒田市千石町1-13-1	"
令06全保3037	株式会社イエストホーム	北海道知事(石狩1)8834	代表取締役 矢部尚哉	北海道札幌市白石区南郷通16丁目北1-18	"	令06全保3061	青柳弘索不動産	山形県知事(1)2739	青柳弘索	山形県東根市宮崎2-5-10	"
令06全保3038	フレイハウス	北海道知事(石狩2)9292	渡邊勝之	北海道札幌市中央区南22条西9丁目1-19イーシティ山鼻101号室	"	令06全保3062	山田不動産商事	宮城県知事(1)21915	山田邦雄	宮城県仙台市青葉区立町15-1	"
令06全保3039	有限会社エステート泉	福島県知事(7)1840	代表取締役 江尻弘	福島県いわき市泉もえぎ台1-25-4	"	令06全保3063	有限会社佐藤産業	宮城県知事(3)5886	代表取締役 佐藤正次	宮城県石巻市大街道西3-1-17	"
令06全保3040	有限会社さくら不動産	福島県知事(2)3284	代表取締役 須藤茂利人	福島県いわき市四倉町宇田戸85	"	令06全保3064	信越工業不動産	東京都知事(1)237660	渡邊鐵也	東京都足立区梅島1-12-15	"
令06全保3041	有限会社翠	千葉県知事(8)11045	代表取締役 越川宣雄	千葉県船橋市三山3-33-17	"	令06全保3065	有限会社リエントリー	東京都知事(1)046843	代表取締役 柴岡康彦	東京都千代田区内神田1-18-11-204	"
令06全保3042	有限会社S T総合企画	千葉県知事(4)15007	代表取締役 山田雅敏	千葉県千葉市美浜区真砂3-1-2千都ビル	"	令06全保3066	キャピタル不動産株式会社	東京都知事(1)047338	代表取締役 長谷川次男	東京都世田谷区祖師谷1-35-4	"
令06全保3043	三友地所	千葉県知事(1)17622	田島英喜	千葉県船橋市葛飾町2-403-2	"	令06全保3067	柊住宅サービス	東京都知事(9)49763	市川房男	東京都板橋区志村1-34-21-201号	"
令06全保3044	株式会社東雲堂	千葉県知事(1)18258	代表取締役 花澤正明	千葉県千葉市緑区高津戸町111-1	"	令06全保3068	エステートプラン	東京都知事(8)63345	金子治夫	東京都東村山市廻田町4-8-34	"
令06全保3045	トウケンコウ不動産株式会社	千葉県知事(1)18259	代表取締役 永井鉄真	千葉県千葉市若葉区加曾利町1475-38	"	令06全保3069	株式会社ソリッド・コーポレーション	東京都知事(8)63560	代表取締役 鈴木美恵子	東京都杉並区西荻北2-2-1	"
令06全保3046	1 i f e i n nature株式会社	千葉県知事(1)18340	代表取締役 川口亮一	千葉県山武郡九十九里町下貝塚963-7	"	令06全保3070	安全総業	東京都知事(7)71630	染谷清	東京都台東区竜泉3-39-10-202	"
令06全保3047	株式会社アイコンサルティング	東京都知事(1)105308	代表取締役 市川英夫	東京都渋谷区恵比寿南1-4-3	"	令06全保3071	有限会社総合建築企画	東京都知事(5)77749	代表取締役 島田久	東京都台東区台東3-16-7	"
令06全保3048	有限会社シティ不動産	福井県知事(5)1343	代表取締役 山本健司	福井県敦賀市三島町1丁目3番25号	"	令06全保3072	ロイヤルエスティー	東京都知事(5)80293	木村泰成	東京都立川市若葉町2-32-8	"
令06全保3049	白い雲不動産	福井県知事(4)1469	高村俊輝	福井県鯖江市東米岡1丁目4-19	"	令06全保3073	株式会社明豊プロパティーズ	東京都知事(4)90310	代表取締役 竹内智大	東京都目黒区目黒2-10-11	"
令06全保3050	有限会社ハウジング今治	愛媛県知事(8)3983	代表取締役 曽我部淳二	愛媛県今治市中寺546	"	令06全保3074	株式会社城北	東京都知事(3)92153	代表取締役 藤井徹	東京都練馬区田柄2-35-20	"
令06全保3051	高津不動産	愛媛県知事(4)4825	高津隆俊	愛媛県四国中央市川之江町1777	"	令06全保3075	有限会社エヌ・ワイ・シー	東京都知事(2)98129	代表取締役 石内雅信	東京都中央区八丁堀2-12-7	"
						令06全保3076	日本医療福祉マネジメント株式会社	東京都知事(2)99064	代表取締役 柿崎知	東京都稻城市矢野口3750-95	"

令06全保3077	株式会社アイリオ	東京都知事(2)99691	代表取締役石川英一	東京都東久留米市柳窪5-4-12	"	令06全保3102	こうの地建	長崎県知事(1)1411	河野直樹	長崎県長崎市城栄町24-5	"
令06全保3078	篠田不動産	東京都知事(2)100870	篠田啓子	東京都世田谷区用賀4-11-2	"	令06全保3103	有限会社北斗不動産	長崎県知事(1)1997	代表取締役種本啓子	長崎県長崎市滑石2-2-32	"
令06全保3079	コーソ不動産株式会社	東京都知事(2)101137	代表取締役高橋龍男	東京都北区堀船1-3-3	"	令06全保3104	アライ不動産	長崎県知事(1)4286	荒井晃	長崎県長崎市江戸町5-8-301	"
令06全保3080	株式会社スプーンキー	東京都知事(2)103482	代表取締役浅香智弘	東京都千代田区岩本町2-1-19	"	令06全保3105	日本住宅管理センター	鹿児島県知事(4)5436	川畠美咲	鹿児島県鹿児島市東谷山3-21-17-2	"
令06全保3081	株式会社ロギアデザイン	東京都知事(1)104049	代表取締役貝出一男	東京都港区港南2-3-1	"	令06全保3106	フタバ不動産	鹿児島県知事(1)6534	大山将永	鹿児島県鹿屋市新川町638	"
令06全保3082	貴瑞株式会社	東京都知事(1)104311	代表取締役八瑞宮瑞穂	東京都練馬区春日町3-19-19	"	令06全保3107	株式会社アーク・スタイル	国土交通大臣(2)9177	代表取締役黒田豊	東京都新宿区富久町10-19堀内ビル4F	1500万円
令06全保3083	株式会社リレーションズ	東京都知事(1)104423	代表取締役鈴木一隆	東京都新宿区西新宿8-11-10	"	令06全保3108	株式会社ハウスマーケティング	国土交通大臣(2)8896	代表取締役奥山秀昭	京都府京都市上京区御車道石薬師通上る二丁目栄町364番地	"
令06全保3084	株式会社ライズワイン	東京都知事(1)105987	代表取締役大塚隆寛	東京都千代田区内神田3-9-3	"	令06全保3109	おおぬま不動産	秋田県知事(6)1726	大沼実	秋田県横手市前郷一番町12-9	1000万円
令06全保3085	株式会社レジーナ	東京都知事(1)110530	代表取締役柴田千絵	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-8	"	令06全保3110	株式会社ナラティブ	宮城県知事(1)6970	代表取締役柏川洋介	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-5	"
令06全保3086	株式会社スタッフ・エージェント	東京都知事(1)110653	代表取締役鈴木麻里	東京都千代田区麹町4-3紅谷ビル5階	"	令06全保3111	櫛田建設株式会社	福島県知事(6)2165	代表取締役櫛田武伯	福島県いわき市沼部町鹿野43	"
令06全保3087	中西商事	石川県知事(2)1725	中西博志	石川県金沢市昌永町13-17	"	令06全保3112	丸仙	茨城県知事(4)1423	中澤正勝	茨城県つくば市竹園2-4-4	"
令06全保3088	富士物産株式会社	兵庫県知事(5)3930	代表取締役幸田富士子	兵庫県加古川市平岡町新在家3丁目289-5	"	令06全保3113	なかむら興業株式会社	茨城県知事(3)2263	代表取締役中村功	茨城県取手市双葉3-37-1	"
令06全保3089	株式会社カルム	兵庫県知事(9)9143	代表取締役山口勇	兵庫県神戸市長田区長尾町1丁目7-27	"	令06全保3114	海方商事有限会社	茨城県知事(2)2398	代表取締役出口隆	茨城県取手市野々井1113-3	"
令06全保3090	株式会社東輝コーポレーション	兵庫県知事(6)10225	代表取締役柴田一夫	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1-2大和地所三宮ビル302	"	令06全保3115	株式会社イワキ	茨城県知事(9)3731	代表取締役諫江浩子	茨城県古河市東1-4-20	"
令06全保3091	新神戸ハウジング	兵庫県知事(1)12363	五水井明子	兵庫県神戸市中央区宮本通5丁目6-4	"	令06全保3116	有限会社茨城商事	茨城県知事(4)6302	代表取締役高良浩和	茨城県稲敷郡阿見町青宿739-4	"
令06全保3092	三洋ホーム株式会社	兵庫県知事(3)200381	代表取締役小林謙三	兵庫県西宮市津門川町5-8	"	令06全保3117	リヴァイand株式会社	茨城県知事(1)7423	代表取締役橘涼太	茨城県日立市多賀町4-4-2	"
令06全保3093	芦屋不動産株式会社	兵庫県知事(6)203321	代表取締役高橋恵梨子	兵庫県芦屋市大原町15-18	"	令06全保3118	有限会社クリエート・ケヤキ	群馬県知事(9)3628	代表取締役武井朗	群馬県前橋市大手町二丁目18番8号	"
令06全保3094	有限会社カクノコンサルティング	兵庫県知事(5)203431	代表取締役覚野富雄	兵庫県尼崎市塚口本町1丁目4-1	"	令06全保3119	アクティー開発	群馬県知事(8)5361	太田美枝子	群馬県前橋市箱田町48番地8	"
令06全保3095	乾住宅産業	兵庫県知事(1)400288	乾雅雄	兵庫県加古川市野口町二屋2-1	"	令06全保3120	有限会社幸喜	群馬県知事(7)5392	代表取締役茂木康幸	群馬県富岡市田篠1115番地2	"
令06全保3096	すえよし不動産	兵庫県知事(1)400309	未吉幸男	兵庫県高砂市神爪2丁目13-8	"	令06全保3121	株式会社ケイズプランニング	群馬県知事(3)7012	代表取締役遊佐健策	群馬県伊勢崎市本町2番11号	"
令06全保3097	有限会社ランドサービス	兵庫県知事(4)401258	代表取締役岸本吉丈	兵庫県明石市藤江772-1	"	令06全保3122	株式会社ミッショ	群馬県知事(3)7081	代表取締役中村麻衣	群馬県高崎市檜物町162番地6-A	"
令06全保3098	太田工務店	兵庫県知事(3)401364	太田泰夫	兵庫県加古郡稻美町岡5丁目118	"	令06全保3123	群馬創建株式会社	群馬県知事(2)7281	代表取締役渡邊達夫	群馬県前橋市下小出町二丁目24番地15	"
令06全保3099	株式会社クプラス	兵庫県知事(1)451726	代表取締役高岸良多	兵庫県たつの市新宮町段之上747-1	"	令06全保3124	株式会社倭組	群馬県知事(2)7306	代表取締役内田和臣	群馬県藤岡市淨法寺686番地の7	"
令06全保3100	まるか不動産	兵庫県知事(3)750176	足立康裕	兵庫県丹波市青垣町西芦田992-6	"	令06全保3125	有限会社金と銀	群馬県知事(2)7372	代表取締役吉永直樹	群馬県伊勢崎市柏川町1602番地1	"
令06全保3101	株式会社シードコンサルタント	奈良県知事(4)3906	代表取締役扇谷俊樹	奈良県奈良市芝辻町2-10-6	"						

令06全保3126	株式会社A T O M	群馬県知事 (2)7562	代表取締役 館川剛博	群馬県伊勢崎市西久保町二丁目1453番地10	"	令06全保3151	有限会社レック	神奈川県知事 (5)24701	代表取締役 小黒武夫	神奈川県川崎市高津区 諏訪1-3-7	"
令06全保3127	イコールエス テート	群馬県知事 (1)7817	青木仁	群馬県太田市西本町 58-6	"	令06全保3152	株式会社プランニング不動産	神奈川県知事 (3)28603	代表取締役 伊藤隆史	神奈川県川崎市中原区 井田中ノ町19-15	"
令06全保3128	関根ハウジング株式会社	埼玉県知事 (2)7952	代表取締役 関根正男	埼玉県春日部市米崎 407-3	"	令06全保3153	ジーユニット	神奈川県知事 (3)28621	代表取締役 工藤元	神奈川県相模原市中央区南橋本2-2-4-103	"
令06全保3129	有限会社マルサン住宅	埼玉県知事 (10)12312	代表取締役 秋葉真吾	埼玉県さいたま市南区 四谷1-2-1	"	令06全保3154	株式会社杉崎工務店	神奈川県知事 (2)29096	代表取締役 杉崎勝成	神奈川県小田原市寿町 4-9-26	"
令06全保3130	株式会社アースハウジング	埼玉県知事 (8)16186	代表取締役 平良京子	埼玉県八潮市南川崎 947-1	"	令06全保3155	熊谷商事株式会社	神奈川県知事 (2)29855	代表取締役 熊谷輝幸	神奈川県横浜市泉区下和泉4-17-28	"
令06全保3131	アイル・ホームサービス有限公司	埼玉県知事 (6)18409	代表取締役 宮川博行	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-205	"	令06全保3156	株式会社C S I	神奈川県知事 (2)30220	代表取締役 柳本優介	神奈川県厚木市旭町 1-22-23-5 F	"
令06全保3132	エステート池ノ谷	埼玉県知事 (6)18615	池ノ谷喜文	埼玉県所沢市山口 1160-1	"	令06全保3157	堀本建設株式会社	神奈川県知事 (2)30319	代表取締役 堀本浩規	神奈川県藤沢市円行 1-14-11	"
令06全保3133	株式会社プラスアルファ	埼玉県知事 (5)19983	代表取締役 細小路稔	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-93-2	"	令06全保3158	株式会社みなと	神奈川県知事 (2)30444	代表取締役 杉山浩之	神奈川県横浜市鶴見区 矢向5-13-40-202	"
令06全保3134	有限会社ラ・ピーカ	埼玉県知事 (3)21993	代表取締役 鈴木寛	埼玉県南埼玉郡宮代町 東姫宮1-11-24	"	令06全保3159	藤和サッシ株式会社	神奈川県知事 (1)30696	代表取締役 長岡寛一	神奈川県藤沢市葛原 2237	"
令06全保3135	株式会社ピース	埼玉県知事 (2)23598	代表取締役 橋本政行	埼玉県さいたま市緑区 美園4-13-8	"	令06全保3160	株式会社アグリ王	神奈川県知事 (1)30780	代表取締役 徳丸義洋	神奈川県横浜市港北区 新横浜1-13-3	"
令06全保3136	有限会社根本ビル	埼玉県知事 (1)24116	代表取締役 根本榮一	埼玉県日高市高萩 685-8	"	令06全保3161	株式会社湘南企画	神奈川県知事 (1)31178	代表取締役 秋田百合	神奈川県秦野市大秦町 1-7半田ビル1 F	"
令06全保3137	株式会社ケーボールワン	東京都知事 (7)73317	代表取締役 菊地かおり	東京都新宿区西新宿 6-12-6-404	"	令06全保3162	丸一商事株式会社	神奈川県知事 (1)31219	代表取締役 大竹博紀	神奈川県相模原市南区 相武台2-22-5-1-104	"
令06全保3138	有限会社仲良ハウス	東京都知事 (5)83286	代表取締役 千田貴則	東京都文京区白山5-35-10	"	令06全保3163	株式会社未創コンサルティング	神奈川県知事 (1)31480	代表取締役 大黒隆二	神奈川県横浜市青葉区 萩田北1-7-10ヨシケイ北横浜ビル3 F	"
令06全保3139	株式会社恵総企画	東京都知事 (4)83906	代表取締役 義田一芳	東京都文京区本駒込 6-1-17	"	令06全保3164	ウエインズトヨタ神奈川株式会社	神奈川県知事 (1)31756	代表取締役 宮原漢二	神奈川県横浜市中区山下町33	"
令06全保3140	株式会社サンフィール	東京都知事 (4)86148	代表取締役 上池祐司	東京都新宿区新宿4-3-17	"	令06全保3165	株式会社O N	神奈川県知事 (1)31854	代表取締役 足立享	神奈川県逗子市久木8-14-1	"
令06全保3141	本葉国際資産管理株式会社	東京都知事 (3)96199	代表取締役 林彦宏	東京都港区芝大門2-4-1	"	令06全保3166	エール総合不動産	神奈川県知事 (1)31857	瀧元寛文	神奈川県横浜市港北区 日吉7-1-4メゾンタチバナA-103	"
令06全保3142	株式会社カインド	東京都知事 (2)97756	代表取締役 斎藤洋行	東京都港区六本木7-17-20	"	令06全保3167	株式会社エスケー不動産	神奈川県知事 (1)32332	代表取締役 塩谷幸史	神奈川県横浜市鶴見区 東寺尾4-1-1	"
令06全保3143	有限会社千代田ネオン	東京都知事 (2)103285	代表取締役 石黒雅也	東京都板橋区栄町19-3	"	令06全保3168	高木建設株式会社	長野県知事 (1)2037	代表取締役 高木正雄	長野県長野市大字安茂里小市1-3-31	"
令06全保3144	株式会社久米開発プロデュース	東京都知事 (1)104292	代表取締役 三浦健	東京都港区南青山1-1-1	"	令06全保3169	有限会社山本不動産	長野県知事 (1)2044	代表取締役 山本修巳	長野県松本市大字島内3503-1	"
令06全保3145	株式会社F o r C h i l d r e n	東京都知事 (1)104642	代表取締役 中嶋裕樹	東京都港区六本木3-4-5	"	令06全保3170	長野県労働者住宅生活協同組合	長野県知事 (1)2490	徳武淳	長野県長野市県町523 1500万円ろうきんビル7 F	"
令06全保3146	株式会社T H R E E C H	東京都知事 (1)107316	代表取締役 田村恵津子	東京都渋谷区広尾3-6-5	"	令06全保3171	竹村工業株式会社	長野県知事 (9)3165	代表取締役 鹿養広司	長野県下伊那郡松川町 1000万円上片桐3646-2	"
令06全保3147	株式会社ファースト	東京都知事 (1)108984	代表取締役 大森康隆	東京都世田谷区代田5-2-22-201	"	令06全保3172	軽井沢不動産	長野県知事 (1)5781	清水秀治	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢12番地3	"
令06全保3148	株式会社トラスティプリッジ	東京都知事 (1)109240	代表取締役 中山聰	東京都港区赤坂7-5-34-538号インペリアル赤坂フオラム	"	令06全保3173	有限会社トリ才土地開発	石川県知事 (7)3195	代表取締役 山田久充	石川県羽咋市寺家町 455	"
令06全保3149	株式会社キンガヨコハマ	神奈川県知事 (9)17795	代表取締役 金子貴彦	神奈川県横浜市中区扇町1-1-25	"						
令06全保3150	おふいすただ	神奈川県知事 (5)23616	多田孝	神奈川県横浜市南区永田北3-41-6-105	"						

令06全保3174	株式会社イー エムハウス	石川県知事 (1)4390	代表取締役 前山英規	石川県七尾市大田町 111部15	"
令06全保3175	株式会社岐阜 土地	岐阜県知事 (3)4626	代表取締役 平野由美子	岐阜県本巣郡北方町高 屋67-84	"
令06全保3176	株式会社兜	岐阜県知事 (1)5084	代表取締役 三摩浩	岐阜県岐阜市六条南 2-17-4	"
令06全保3177	東名不動産	静岡県知事 (6)850	小川善光	静岡県静岡市清水区辻 1-3-20	"
令06全保3178	理想不動産株 式会社	静岡県知事 (10)5963	代表取締役 豊田暁	静岡県浜松市中央区大 平台2-28-22	"
令06全保3179	株式会社スズ ヰ	静岡県知事 (8)10214	代表取締役 鈴木康詩	静岡県榛原郡吉田町神 戸283-1	"
令06全保3180	株式会社辻工 務店	静岡県知事 (5)11776	代表取締役 辻秀信	静岡県藤枝市高岡2- 2-20	"
令06全保3181	株式会社セブ ンホーム東海	静岡県知事 (1)14384	代表取締役 渡邊留美子	静岡県静岡市清水区横 砂東町23-15	"
令06全保3182	日東不動産	愛知県知事 (4)6673	佐藤次郎	愛知県豊橋市向山町字 中畑26-5	"
令06全保3183	株式会社愛信	愛知県知事 (10)13047	代表取締役 平林寿一郎	愛知県名古屋市中区新 栄1-28-6	"
令06全保3184	鳥羽屋不動産	愛知県知事 (10)13127	松井正勝	愛知県豊橋市大清水町 字大清水565-2	"
令06全保3185	鈴木ライフ サービス	愛知県知事 (9)14941	鈴木英植	愛知県岡崎市朝日町 2-30	"
令06全保3186	新美不動産	愛知県知事 (8)15570	新美久光	愛知県名古屋市南区元 桜田町5-10	"
令06全保3187	秋山不動産	愛知県知事 (5)19058	秋山勝成	愛知県岡崎市渡町字大 榎86-1	"
令06全保3188	株式会社小柳 商店	愛知県知事 (5)19326	代表取締役 小柳和康	愛知県名古屋市中区伊 勢山2-6-4	"
令06全保3189	安達不動産	愛知県知事 (5)19573	安達良久	愛知県一宮市大和町北 高井1190-1	"
令06全保3190	住宅総合サー ビス	愛知県知事 (5)19860	横井豊三	愛知県名古屋市緑区姥 子山3-615	"
令06全保3191	株式会社ハイ テックマツム ラ	愛知県知事 (4)21007	代表取締役 松村壮志	愛知県豊田市竜神町東 名17-2	"
令06全保3192	合資会社丸安 商店	愛知県知事 (4)21223	子安浩輔	愛知県名古屋市中区丸 の内2-14-18	"
令06全保3193	株式会社東和 キャスト	愛知県知事 (3)22227	代表取締役 山本政男	愛知県安城市三河安城 町1-16-5	"
令06全保3194	ファストワン	愛知県知事 (2)24022	成田恭子	愛知県豊田市高上2- 3-1	"
令06全保3195	合同会社みよ しホーム	愛知県知事 (1)24710	代表社員 日比野とみ 子	愛知県みよし市東陣取 山76	"
令06全保3196	大和建産株式 会社	三重県知事 (1)21250	代表取締役 伊藤考一	三重県四日市市大字西 阿倉川1620	"
令06全保3197	有限会社キタ モト	三重県知事 (9)1688	代表取締役 北本博靖	三重県志摩市阿児町鵜 方4018番地	"
令06全保3198	一級F P 技能 士プラザ株式 会社	三重県知事 (5)2856	代表取締役 平賀周作	三重県津市大門24番12 号マツダビル1階	"

令06全保3199	有限会社ナゴ ヤ・ミズタニ	三重県知事 (3)3266	代表取締役 水谷泰	三重県桑名市野田五丁 目10番地21	"
令06全保3200	株式会社R. Y. S	三重県知事 (1)3743	代表取締役 大原且也	三重県四日市市下之宮 町288-1-1-105	"
令06全保3201	五六七北川建 設株式会社	滋賀県知事 (2)3515	代表取締役 北川匠	滋賀県大津市馬場3- 13-22	"
令06全保3202	有限会社丸誠	京都府知事 (1)25481	代表取締役 波野正	京都府舞鶴市字万願寺 97-5	"
令06全保3203	株式会社ヤマ ヨシホーム	京都府知事 (5)11397	代表取締役 服部滋義	京都府京都市中京区小 川通御池下る壺屋町 453-302	"
令06全保3204	藤和建設	京都府知事 (4)12740	藤本和光	京都府京都市西京区御 陵北山町11番地14	"
令06全保3205	岡安工務店	京都府知事 (3)13012	岡田昌樹	京都府京丹後市網野町 網野1022番地	"
令06全保3206	檀不動産	京都府知事 (3)13306	檀潤一郎	京都府京都市左京区下 鴨膳部町103番地6	"
令06全保3207	洛東アセット 株式会社	京都府知事 (2)14160	代表取締役 柴地隆明	京都府京都市中京区新 町通六角下る六角町 363-2階	"
令06全保3208	株式会社オ フィス光	京都府知事 (1)14251	代表取締役 山本光子	京都府京都市右京区梅 津尻溝町41番地の1	"
令06全保3209	森産業株式会 社	大阪府知事 (4)11565	代表取締役 蓮子享	大阪府守口市菊水通 3-3-13	"
令06全保3210	広田建設	大阪府知事 (9)30763	広田義夫	大阪府東大阪市鳥居町 10-2	"
令06全保3211	関西総合ハウ ジング株式会 社	大阪府知事 (7)43678	代表取締役 田守健	大阪府大阪市天王寺区 上本町5-7-5	"
令06全保3212	日本コミュニ ティー株式会 社	大阪府知事 (6)45154	代表取締役 石渡逆	大阪府大阪市西区江戸 堀1-8-22	"
令06全保3213	有限会社さく ら総合管理	大阪府知事 (5)48123	代表取締役 藤本直哉	大阪府大阪市西成区岸 里2-3-36	"
令06全保3214	株式会社アミ ー建築事務所	大阪府知事 (4)51280	代表取締役 小田原昭夫	大阪府大阪市中央区北 久宝寺町1-2-1	"
令06全保3215	株式会社カン ソー	大阪府知事 (4)53197	代表取締役 大林義尚	大阪府大阪市西成区花 園南1-4-4	"
令06全保3216	株式会社E B I S U H o m e	大阪府知事 (4)53485	代表取締役 黒澤保志	大阪府茨木市若園町 37-29	"
令06全保3217	さくら不動産	大阪府知事 (3)54945	塙本由美	大阪府摂津市千里丘 5-5-29	"
令06全保3218	奈良建設	大阪府知事 (3)54974	中条栄太郎	大阪府大阪市住之江区 北島1-4-26	"
令06全保3219	エバーリッチ 株式会社	大阪府知事 (3)55236	代表取締役 松下季之	大阪府高槻市塙原1- 1-5	"
令06全保3220	株式会社アク シアプラス	大阪府知事 (3)55785	代表取締役 豊崎優	大阪府大阪市北区本庄 西1-8-12	"
令06全保3221	株式会社アド ホックス	大阪府知事 (3)56074	代表取締役 白石正行	大阪府大阪市淀川区新 北野3-7-21-5 F	"
令06全保3222	株式会社三祐	大阪府知事 (3)56800	代表取締役 山口正樹	大阪府大阪市東淀川区 菅原7-11-17	"

令06全保3223	株式会社オフィス・ユウビ	大阪府知事(3)57370	代表取締役佐々木純圓	大阪府大阪市住吉区長峡町2-1	"	令06全保3247	大坪木材	福岡県知事(1)26763	大坪大	福岡県八女市上陽町北川内196	"
令06全保3224	株式会社V e e g o	大阪府知事(2)58717	代表取締役北方武	大阪府豊中市桜の町1-3-32-201	"	令06全保3248	北野住宅	福岡県知事(0)9091	樋原スミカ	福岡県久留米市北野町鳥巣1242	"
令06全保3225	株式会社橋本不動産事務所	大阪府知事(2)59639	代表取締役橋本英樹	大阪府大阪市西区北堀江1-1-7-709	"	令06全保3249	山一不動産	福岡県知事(8)11080	久保辰好	福岡県筑後市熊野71-18	"
令06全保3226	株式会社J O Y F U L ハウス	大阪府知事(1)61825	代表取締役松尾和樹	大阪府大阪市北区本庄西3-1-18	"	令06全保3250	西原不動産	福岡県知事(8)12298	西原良輝	福岡県久留米市野中町178-1	"
令06全保3227	有限会社ライフ住宅	奈良県知事(2)4165	代表取締役山北信吾	奈良県生駒郡斑鳩町興留9丁目5-5	"	令06全保3251	鶴丸ブレーン株式会社	福岡県知事(8)12335	代表取締役柳鶴典	福岡県遠賀郡水巻町吉田西3-5-12	"
令06全保3228	湯村不動産	鳥取県知事(2)1381	湯村良介	鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津97-6	"	令06全保3252	株式会社ウイルリレーション	福岡県知事(4)15671	代表取締役中村健藏	福岡県福岡市城南区飯倉1-6-27	"
令06全保3229	富士ネット株式会社	島根県知事(2)1311	代表取締役山根博幸	島根県松江市大庭町1808番地5-101号室	"	令06全保3253	光太陽ハウス株式会社	福岡県知事(4)16374	代表取締役渡邊みどり	福岡県福岡市西区生の松原2-14-2	"
令06全保3230	アイライフ	岡山県知事(5)4672	伊藤憲治	岡山県笠岡市入江467-1	"	令06全保3254	オトナリホーム株式会社	福岡県知事(3)17092	代表取締役乙成雅英	福岡県太宰府市高雄1-3668-5	"
令06全保3231	株式会社ワンディス	岡山県知事(4)5092	代表取締役高橋和也	岡山県岡山市南区豊成2-8-35	"	令06全保3255	エステート福岡	福岡県知事(2)17593	香川絵美	福岡県福岡市東区和白東3-27-22	"
令06全保3232	株式会社F T W	岡山県知事(1)6052	代表取締役廣岡伸之	岡山県岡山市南区西市175-4	"	令06全保3256	株式会社もみ処癒し屋	福岡県知事(2)17748	代表取締役吉永健路	福岡県北九州市小倉北区吉野町10-19	"
令06全保3233	株式会社フロンティアスピリット	広島県知事(3)3556	代表取締役原田淳	広島県広島市東区二葉の里1-6-17	"	令06全保3257	一般社団法人あおきホーム	福岡県知事(1)18841	代表理事青木英明	福岡県福岡市西区橋本2-4-5	"
令06全保3234	株式会社広島工スケ-都市開発	広島県知事(1)5175	代表取締役下田邦博	広島県広島市中区八丁堀6-11	"	令06全保3258	株式会社ビーフォー	福岡県知事(2)18873	代表取締役馬場千恵子	福岡県福岡市早良区藤崎2-15-21-102号	"
令06全保3235	真心不動産企画	広島県知事(7)7815	中本勝	広島県呉市広文化町10-20	"	令06全保3259	ホーメーステート株式会社	福岡県知事(1)19087	代表取締役徳永隆則	福岡県柳川市三橋町高畑210-2	"
令06全保3236	山陽ホクト株式会社	広島県知事(4)9236	代表取締役大野力	広島県広島市中区十日市町2-5-23	"	令06全保3260	株式会社エボック	福岡県知事(1)19484	代表取締役添島慎輔	福岡県久留米市荒木町荒木1289-14	"
令06全保3237	株式会社トータルコミュニケーションズ	広島県知事(4)9383	代表取締役上西幸二	広島県広島市中区国泰寺町2-4-7	"	令06全保3261	株式会社草香江不動産	福岡県知事(1)20002	代表取締役無津呂賢一	福岡県福岡市中央区草香江2-6-14	"
令06全保3238	株式会社総合コンサルタント	広島県知事(2)10362	代表取締役生瀬肇	広島県広島市中区上八丁堀5-2	"	令06全保3262	合同会社C O C O I E	福岡県知事(1)20182	代表社員中山舞香	福岡県大野城市南ヶ丘5-2-23	"
令06全保3239	株式会社朝日ボイラーシステム	広島県知事(2)10541	代表取締役下宮鉄雄	広島県福山市千田町千田1898-2	"	令06全保3263	マーブル不動産管理	福岡県知事(1)20336	平野央之	福岡県福岡市東区松崎1-44-3-101	"
令06全保3240	有限会社高曾根商事	徳島県知事(2)763	代表取締役高曾根静代	徳島県徳島市大松町塚田6番地	"	令06全保3264	株式会社ゆたラボ	福岡県知事(1)20480	代表取締役尾畠真也	福岡県筑紫野市針摺中央2-12-6	"
令06全保3241	菊池建設有限会社	香川県知事(9)2909	代表取締役菊池浩司	香川県さぬき市鴨部4783-1	"	令06全保3265	ハウスネット企画	大分県知事(3)3041	工藤裕司	大分県由布市挾間町北方128-6	"
令06全保3242	有限会社ホームス不動産	香川県知事(9)2932	代表取締役新川一文	香川県高松市太田上町10-5	"	令06全保3266	日光不動産	宮崎県知事(8)3778	河野晃権	宮崎県宮崎市神宮東2-4-21	"
令06全保3243	美馬不動産	香川県知事(7)3423	美馬道子	香川県高松市由良町1229-42	"	令06全保3267	株式会社A i rラボ	宮崎県知事(1)4992	代表取締役村田顕佑	宮崎県東諸県郡綾町入野1974	"
令06全保3244	有限会社庵治土地開発	香川県知事(5)3756	代表取締役山本武	香川県高松市庵治町6371-5	"	令06全保3268	株式会社東洋土木工業	沖縄県知事(4)3602	代表取締役赤嶺武男	沖縄県豊見城市与根89-5	"
令06全保3245	戸城F P不動産	香川県知事(4)3994	戸城哲夫	香川県三豊市高瀬町新名字松下739-1	"	令06全保3269	大地建設株式会社	沖縄県知事(3)4468	代表取締役有嶋隆司	沖縄県石垣市新川2318-16	"
令06全保3246	株式会社ヒロコ-ボレーション	香川県知事(1)4611	代表取締役富澤和子	香川県丸亀市山北町446-8	"	令06全保3270	株式会社イクシー	沖縄県知事(2)4517	代表取締役徳元純二	沖縄県沖縄市高原2-1-1-2階	"
						令06全保3271	クリアス株式会社	沖縄県知事(1)5082	代表取締役知名紗由	沖縄県沖縄市久保田3-11-1	"
						令06全保3272	カフーシー株式会社	沖縄県知事(1)5300	代表取締役新里よしみ	沖縄県うるま市与那城饒辺2701-1	"
						令06全保3273	イワモト株式会社	沖縄県知事(1)5668	代表取締役岩本幹生	沖縄県那霸市泊2-10-4-301	"

第17期決算公告		令和7年2月21日
株式会社 北 濱		東京都港区新橋一丁目18番13号
代表取締役 金野 知典		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 520,099	
	固定資産 31,019	
資 産 合計	551,118	
負純 資産 及の び部	流動負債 213,844	
	固定負債 36,879	
	退職給付引当金 28,880	
	その他の資本 7,999	
	株主資本 300,394	
	資本剰余金 10,000	
	利益剰余金 290,394	
	利益準備金 2,350	
	その他利益剰余金 288,044	
	(うち当期純利益) (24,222)	
負債・純資産合計	551,118	

第30期決算公告		令和7年3月11日
日清紡都市開発株式会社		東京都新宿区新宿2丁目19番1号
代表取締役 松井 勇造		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 2,365,497	
	固定資産 3,850,966	
資 産 合計	6,216,464	
負純 資産 及の び部	流動負債 3,126,806	
	固定負債 401,217	
	資本剰余金 2,688,439	
	資本準備金 480,000	
	利益剰余金 30,000	
	利益準備金 30,000	
	その他利益剰余金 2,178,439	
	(うち当期純利益) 90,000	
	その他利益剰余金 2,088,439	
	(うち当期純利益) (168,058)	
負債・純資産合計	6,216,464	

第1期決算公告		令和6年12月19日
株式会社ミライプロジェクトHR		東京都渋谷区神宮前1-15-15
代表取締役 山際 聰		
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 33,255	
	固定資産 26	
資 産 合計	33,281	
負純 資産 及の び部	流動負債 6,914	
	固定負債 26,367	
	資本剰余金 25,000	
	利益剰余金 1,367	
	その他利益剰余金 1,367	
負債・純資産合計	33,281	

第13期決算公告		
		2025年3月11日
		京都市北区紫野雲林院町35番地4
ガーデン株式会社		
代表取締役社長 田中 健治		
貸借対照表の要旨		
(2024年12月31日現在)	(単位:千円)	
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 411,223	
	固定資産 115,637	
資 産 合計	526,861	
負純 資産 及の び部	流動負債 326,791	
	固定負債 169,222	
	資本剰余金 30,847	
	利益剰余金 7,000	
	その他利益剰余金 23,847	
	(うち当期純利益) 23,847	
	(435)	
負債・純資産合計	526,861	

第6期決算公告		令和7年3月11日
		静岡県静岡市清水区鳥坂531番地
		サーラE & L静岡株式会社
代表取締役社長 立岩 幸弘		
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 741	
	固定資産 1,141	
資 産 合計	1,883	
負純 資産 及の び部	流動負債 320	
	(うち賞与引当金) (29)	
	固定負債 153	
	(うち退職金引当金) (125)	
	株主資本 1,409	
	資本剰余金 80	
	利益剰余金 1,329	
	その他利益剰余金 1,329	
	(81)	
負債・純資産合計	1,883	

第14期決算公告		令和7年3月11日
		神奈川県平塚市明石町26-8
		株式会社ボルタ
代表取締役 檜山 雄一		
貸借対照表の要旨		
(令和6年2月29日現在)	(単位:円)	
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 128,973,927	
	固定資産 206,244,363	
資 産 合計	335,218,290	
負純 資産 及の び部	流動負債 112,019,574	
	固定負債 212,131,743	
	資本剰余金 11,066,973	
	利益剰余金 10,000,000	
	その他利益剰余金 1,066,973	
	その他利益剰余金 1,066,973	
	(うち当期純利益) (22,543,228)	
負債・純資産合計	335,218,290	

第6期決算公告		
		令和7年3月11日
		栃木県さくら市長久保788番地4
新日本建工株式会社		
代表取締役 荒井 直美		
貸借対照表の要旨		
(令和6年11月30日現在)	(単位:千円)	
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 54,704	
	合計 54,704	
負純 資産 及の び部	株主資本 54,704	
	資本剰余金 50,000	
	利益剰余金 4,704	
	その他利益剰余金 (0)	
負債・純資産合計	54,704	

資本金の額の減少公告		
		当社は、資本金の額を四千九百万円減少し
		百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。		
令和七年三月十一日		
栃木県さくら市長久保七八八番地四		
新日本建工株式会社		
代表取締役 荒井 直美		

第35期決算公告		2025年3月11日
		大阪府八尾市中田三丁目11番地
		株式会社MIMA
代表取締役社長 美馬功之介		
貸借対照表の要旨		
(2024年12月31日現在)	(単位:千円)	
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 537,546	
	固定資産 130,019	
資 産 合計	667,566	
負純 資産 及の び部	流動負債 260,007	
	固定負債 163,987	
	資本剰余金 243,570	
	利益剰余金 10,000	
	その他利益剰余金 233,570	
	(うち当期純利益) (38,993)	
負債・純資産合計	667,566	

決算公告		
		令和7年3月11日
		東京都目黒区上目黒二丁目15番14号
IRONSIDE・NAKAMEGURO 6階		
株式会社エナジーリンクス		
代表取締役 田中 直行		
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)		
科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産 78,739,865	
	固定資産 13,106,675	
資 産 合計	91,846,540	
負純 資産 及の び部	流動負債 20,589,346	
	固定負債 7,125,556	
	株主資本 64,131,638	
	資本剰余金 10,000,000	
	利益剰余金 54,131,638	
	その他利益剰余金 54,131,638	
	(うち当期純損失) (28,923,291)	
負債・純資産合計	91,846,540	

新設分割公告		
		当社は、新設分割により新設する株式会社e n e r g y n o v a(住所東京都目黒区上目黒二丁目一五番一四号)とお同一の会社にいたしました。
		この会社分割にいたしました。
令和七年三月十一日		
U号	東京都目黒区上目黒二丁目一五番一四号	
R I	六階	
O N	S I D E	
R O	A K A M E G U R O	
O N	N A K A M E G U R O	
階	六階	
株式会社エナジーリンクス	代表取締役 田中 直行	

第68期決算公告		令和7年2月20日
		大阪市東成区大今里西2丁目11番13号
		株式会社林吾
代表取締役 林 靖範		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 219,953	
	固定資産 28,877	
資 産 合計	248,830	
負純 資産 及の び部	流動負債 35,276	
	固定負債 95,228	
	資本剰余金 118,326	
	利益剰余金 30,328	
	その他利益剰余金 95,228	
	(うち当期純利益) 7,582	
	自己株式 △ 87,646	
	(うち当期純利益) (6,488)	
負債・純資産合計	248,830	

第10期決算公告 2025年2月27日
大阪市西区鞠本町1-13-9中央ビル1階
株式会社フィットクルー
代表取締役 鹿島 純樹
貸借対照表の要旨 (2024年11月30日現在)

科 目		金額(百万円)
資の部	流動資産	1,062
	固定資産	757
資産合計		1,820
負純資産及び部	流動負債	856
	固定負債	613
	資本	350
	資本剰余金	48
	資本利益剰余金	248
	その他の利益剰余金	77
	(うち当期純利益)	77
	自己株式	(44)
		24
	負債・純資産合計	△
		1,820

第25期決算公告 令和7年3月11日
東京都千代田区内神田一丁目1番7号
株式会社井政
代表取締役 遠藤 啓藏
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	13,062,900
流動資産	10,227,534
固定資産	
資 産 合 計	23,290,434
流動負債	6,875,759
負 債 合 計	6,875,759
負純 資 産 及 の び部	
株主資本	16,414,675
資本剰余金	99,000,000
利益剰余金	7,414,675
その他利益剰余金	7,414,675
(うち当期純損失)	(1,414,786)
自己株式	△90,000,000
純資産合計	16,414,675
負債・純資産合計	23,290,434

第21期 決算公告
2025年3月11日
兵庫県姫路市飾磨区上野田二丁目80番地
アソシエイト株式会社
代表取締役社長 谷川 珠美
貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)					(単位:千円)
科 目			金 額		
資の 産部	流動資産	固定資産	資産	78,717	
	合計			85,969	
			合計	164,687	
負純 債資 産及 び部	流動負債	固定負債	負債	54,197	
	株主資本	定資本	債本	86,000	
	益	益	金	24,490	
	その他の利益	資本剰余金	金	3,000	
	うち当期純損失	余金	金	21,490	
	合計	合計	金	21,490	(9,737)
			合計	164,687	

第17期決算公告 令和7年3月11日
 東京都渋谷区恵比寿西二丁目4番8号
 株式会社Lang 8
 代表取締役 喜洋洋
 貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)
 科 目 金 額(千円)

資の 産部	流	動	資	産	102,070
	固	定	資	産	1,910
	合			計	103,980
負純 債資 產及 の び部	流	動	負	債	23,634
	固	定	負	債	215,000
	株	主	資	本	△134,653
	資	資	資	金	93,860
	資	資	本	金	906,311
	資	資	本	金	543,338
	資	資	本	金	362,973
	利	益	利	金	△1,134,825
	利	益	益	金	△1,134,825
	(うち	他	利	金	(108,992)
	合			計	103,980

第48期決算公告
令和7年2月18日
広島県呉市広白石一丁目1番6号
ミドリ安全呉株式会社
代表取締役社長 橋詰 隆
貸借対照表の要旨
(令和6年11月20日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	169,255
	固定資産	883
	合計	170,138
負純資產部	流动負債	134,628
	株主資本	35,510
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	25,510
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	23,010
	(うち当期純利益)	(22,628)
	合計	170,138

第55期決算公告
令和7年3月11日
静岡県田方郡南伊豆町平井1753番地1334
三宅建物株式会社
代表取締役 三宅 重高
貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在)				(単位:千円)
科 目		金 額		
資の 産部	流動資産	資産	23,038	
	固定資産	資産	86,151	
合 計			109,190	
負純 債資産 及の び部	流動資本	負債	112,535	
	株主資本	資本	△3,345	
利益		剰余金	30,000	
その他利益		剰余金	△33,345	
(うち当期純損失)		金	△33,345	
		(うち当期純損失)	(27,050)	
合 計			109,190	

第46期決算公告 2025年3月11日
香川県丸亀市垂水町5番地4
シコク環境ビジネス株式会社
代表取締役社長 吉田 歩
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

資産別照表の要旨(2024年12月31日現在)		金額(百万円)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	479
	固定資産	796
	合計	1,275
負純 資産 及の び部	流動負債	162
	固定負債	55
	資本金	1,018
負純 資産 及の び部	資本剰余金	20
	利益剰余金	998
	その他利益剰余金	5
負純 資産 及の び部	(うち当期純利益)	993
	評価・換算差額等	(32)
	合計	39
		1,275

第66期決算公告 令和7年3月11日
兵庫県相生市那波野7287番地
西播開発株式会社
代表取締役 山本剛史
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産合計	74,961 1,244,288 1,319,249
負純 債資 産及 び部	流動負債合計	35,838 61,050 96,888
	資本金	1,222,361 150,000 1,072,361
	余剰金	3,200
	準備金	1,069,161 (54,774)
	その他利益剰余金	
	(うち当期純損失)	
	純資産合計	1,222,361
	負純資産合計	1,319,249

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九千万円減少し九百万円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りです。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八千四百八十六万一
円、資本準備金の額を五億四千三百三十三万
八千二百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、令和
七年四月十一日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社
三宅（住所東京都千代田区神田三崎町三丁目
七番二三号三大ビル二階）に対して当社の麻
雀店の経営に関する権利義務を承継させること
にいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六千万円減少し九千
円とし、減少額全額を資本準備金とするこ
とにいたしました。
株主総会の決議は、令和七年二月十三日に
終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお

第42期決算公告 令和7年3月11日
東京都文京区本郷三丁目12番7号
協立印刷ビル1階
株式会社MFCメディカル
代表取締役 片平俊治
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	158,804,250
固定資産	5,564,775
延資産	18,973,000
資産合計	183,342,025
負純資産及のび部	
流動負債	12,024,899
固定負債	167,133,188
株主資本	4,183,938
資本利益	35,000,000
利益剰余金	△30,816,062
その他の利益剰余金	550,000
(うち当期純利益)	△31,366,062
負債・純資産合計	183,342,025

第40期決算公告 令和7年3月11日
東京都文京区本郷二丁目15番13号
株式会社アイビジョン
代表取締役 片平俊治
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	135,266,161
固定資産	4,772,642
延資産	123,200
資産合計	140,162,003
負純資産及のび部	
流動負債	14,125,821
固定負債	14,370,000
株主資本	111,666,182
資本利益	10,000,000
利益剰余金	103,916,182
利益準備金	2,500,000
その他の利益剰余金	101,416,182
(うち当期純利益)	(15,428,656)
自己株式	△2,250,000
負債・純資産合計	140,162,003

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日

第7期決算公告 令和7年3月11日
東京都港区浜松町二丁目7番14号
KAMONビル8F
株式会社ユーアイホールディングス
代表取締役 宗成輝
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
固定資産	10,000
延資産	300
資産合計	10,300
負純資産及のび部	
流動負債	198
固定負債	300
株主資本	9,801
資本利益	10,000
利益剰余金	△198
その他の利益剰余金	△198
(うち当期純利益)	(一)
負債・純資産合計	10,300

第20期決算公告 令和7年3月11日
東京都港区浜松町二丁目7番14号
KAMONビル8F
株式会社エーゼット
代表取締役 宗成輝
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	58,710
固定資産	970,573
延資産	
資産合計	1,029,284
負純資産及のび部	
流動負債	52,142
固定負債	887,552
株主資本	89,589
資本利益	10,000
利益剰余金	79,589
その他の利益剰余金	79,589
(うち当期純損失)	(5,617)
負債・純資産合計	1,029,284

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日

第6期決算公告 令和7年3月11日
東京都港区浜松町二丁目7番14号
KAMONビル8F
株式会社ピースホールディングス
代表取締役 宗成輝
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
固定資産	10,000
延資産	300
資産合計	10,300
負純資産及のび部	
流動負債	180
固定負債	300
株主資本	9,819
資本利益	10,000
利益剰余金	△180
その他の利益剰余金	△180
(うち当期純利益)	(一)
負債・純資産合計	10,300

第51期決算公告 令和7年3月11日
東京都港区浜松町二丁目7番14号
KAMONビル8F
株式会社太平
代表取締役 宗成輝
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	19,091
固定資産	1,029,756
延資産	
資産合計	1,048,847
負純資産及のび部	
流動負債	6,074
固定負債	739,714
株主資本	303,057
資本利益	10,000
利益剰余金	293,057
利益準備金	100
その他の利益剰余金	292,957
(うち当期純利益)	(16,335)
負債・純資産合計	1,048,847

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日

第5期決算公告 令和7年3月11日
東京都大田区蒲田三丁目23番8号
蒲田ビル11階
株式会社ATフードサービス
代表取締役 肥後琢磨
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	97,509
固定資産	3,299
延資産	
資産合計	100,809
負純資産及のび部	
流動負債	67,880
固定負債	—
株主資本	32,928
資本利益	1
利益剰余金	32,927
繰越利益剰余金	32,927
(うち当期純利益)	(1,349)
負債・純資産合計	100,809

第26期決算公告 令和7年3月11日
東京都大田区蒲田三丁目23番8号
蒲田ビル11階
株式会社アルス
代表取締役 肥後琢磨
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,035,494
固定資産	221,830
延資産	
資産合計	1,257,324
負純資産及のび部	
流動負債	874,300
固定負債	354,087
株主資本	28,937
資本利益	50,000
利益剰余金	△21,063
繰越利益剰余金	△21,063
(うち当期純利益)	(26,355)
負債・純資産合計	1,257,324

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日

第34期決算公告 令和7年3月11日
愛知県一宮市祐久字南野黒20番地
株式会社坂井工業所

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	644,957
固 定 資 産	1,132,975
合 計	1,777,932
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	182,138
定 主 資 本 金	77,152
資 本 剰 余 金	1,518,641
その 他 資 本 剰 余 金	20,000
利 益 剰 余 金	281,570
利 益 剰 余 金	281,570
利 益 準 備 金	1,217,071
利 益 準 備 金	6,500
別 途 積 立 金	110,000
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	1,100,571 (84,267)
合 計	1,777,932

第2期決算公告 令和7年3月11日
愛知県一宮市祐久字南野黒20番地
坂井ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1
固 定 資 産	1,398,840
合 計	1,398,841
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	405
定 主 資 本 金	1,398,435
資 本 剰 余 金	25,000
その 他 資 本 剰 余 金	1,373,840
利 益 剰 余 金	1,373,840
利 益 準 備 金	△404
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失)	△404 (237)
合 計	1,398,841

吸収分割会社は吸収分割して、甲は乙の不動産管理部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継されることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 左記のとおりです。

令和7年3月11日 愛知県一宮市祐久字南野黒20番地
坂井ホールディングス株式会社
(甲) 坂井ホールディングス株式会社
(乙) 株式会社坂井俊夫
代表取締役 坂井俊夫
俊夫所

第34期決算公告	
令和7年3月11日	
新潟市北区白勢町字上大曲64番地16	
信越商運株式会社	
代表取締役 本多 勝彦	
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	158,952
固 定 資 産	162,588
合 計	321,540
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	181,072
定 主 資 本 金	34,529
資 本 剰 余 金	105,938
利 益 剰 余 金	85,938
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	85,938 (28,571)
合 計	321,540

第46期決算公告 令和7年3月11日
愛知県海部郡飛島村大宝七丁目38番地
朝日ラインシステム株式会社
代表取締役 本多 勝彦

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	545,521
固 定 資 産	757,688
合 計	1,303,209
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	400,562
定 主 資 本 金	369,208
資 本 剰 余 金	533,439
利 益 剰 余 金	10,000
利 益 準 備 金	523,439
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	3,000 520,439 (64,006)
合 計	1,303,209

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日 愛知県海部郡飛島村大宝七丁目38番地
朝日ラインシステム株式会社
(甲) 朝日ラインシステム株式会社
(乙) 信越商運株式会社
代表取締役 本多 勝彦

第12期決算公告	
令和7年3月11日	
大阪府東大阪市友井二丁目9番2号	
株式会社テイクフロー	
代表取締役 田邊 剛	
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	16,993
固 定 資 産	89
合 計	17,083
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	4,936
定 主 資 本 金	12,146
資 本 剰 余 金	5,000
利 益 剰 余 金	7,146
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	7,146 (57)
合 計	17,083

第12期決算公告 令和7年3月11日
大阪市北区豊崎二丁目7番9号
豊崎いづみビル4階
株式会社エックスラボ
代表取締役 藤 勝彦

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	430,588
固 定 資 産	209,512
合 計	640,101
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	256,639
定 主 資 本 金	284,482
資 本 剰 余 金	98,979
利 益 剰 余 金	10,000
利 益 準 備 金	88,979
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	88,979 (3,131)
合 計	640,101

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日 大阪府東大阪市友井二丁目9番2号
株式会社テイクフロー
(甲) 株式会社エックスラボ
(乙) 株式会社テイクフロー
代表取締役 田邊 剛

第34期決算公告	
令和7年3月11日	
兵庫県加古川市別府町石町74番地の3	
株式会社ホームネット	
代表取締役 翼 隆之	
貸借対照表の要旨	
(令和6年3月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	39,833
固 定 資 産	25,350
合 計	65,184
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	2,119
定 主 資 本 金	62,848
資 本 剰 余 金	216
利 益 剰 余 金	3,000
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失)	△2,783 △2,783 (31,163)
合 計	65,184

第15期決算公告 令和7年3月11日
兵庫県加古川市別府町石町74番地の3
株式会社ファイン

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	62,691
固 定 資 産	205,652
合 計	268,344
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 負 資 本 金	52,458
定 主 資 本 金	153,902
資 本 剰 余 金	61,983
利 益 剰 余 金	3,000
利 益 準 備 金	58,983
その 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	58,983 (96)
合 計	268,344

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日 兵庫県加古川市別府町石町74番地の3
株式会社ファイン
(甲) 株式会社ファイン
(乙) 株式会社ホームネット
代表取締役 翼 隆之

第27期決算公告

令和7年3月11日

東京都台東区柳橋二丁目1番10号
第2東商センター1~191株式会社東和
代表取締役 下館 義勝

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	40,161
	固定資産	120
	合計	40,281
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	2,598
	固定負債	14,044
	株主資本	23,639
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	13,639
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(1,224)
	合計	40,281

決算公告

令和7年3月11日

高知市秦南町一丁目5番58号

株式会社プレコ

代表取締役 三谷 恵代

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	95,908
	固定資産	15,287
	合計	111,196
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	7,198
	固定負債	103,997
	株主資本	3,000
	資本剰余金	100,997
	利益剰余金	100,997
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(25,900)
	合計	111,196

準備金の額の減少公告
当社は、効力発生日を令和7年3月10日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年3月11日

2023年12月期決算公告

2025年3月11日

アメリカ合衆国デラウェア州19808、ウィルミントン、
リトル・フォールズ・ドライブ251ロッキード・マーティン・グローバル・インコーポレーテッド
日本における代表者 渡部 達郎

貸借対照表の要旨(2023年12月31日現在) (単位:千米ドル)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	1,781,665	流動負債	1,258,104		
固定資産	104,381	固定負債	10,295		
		負債合計	1,268,399		
株主資本	617,647	資本金	1,700		
株式払込剰余金	15,000	利益剰余金	594,357		
その他の包括利益累計額	6,590	(うち当期純利益)	(123,701)		
		純資産合計	617,647		
資産合計	1,886,046	負債・純資産合計	1,886,046		

第28期決算公告

令和7年3月11日

東京都台東区浅草六丁目16番3号

アドバンテック株式会社
代表取締役 劉 克振

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科	目	科	目
流動資産	8,517	流動負債	3,708
固定資産	1,369	固定負債	225
		退職給付引当金	225
株主資本	5,953	株主資本	60
資本剰余金	1,035	その他資本剰余金	1,035
利益剰余金	4,858	利益剰余金	4,858
利益準備金	10	その他利益剰余金	4,848
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(749)		(749)
合計	9,886	合計	9,886

第77期決算公告

令和7年2月26日

富山県中新川郡上市町神田16番地

株式会社池田模範堂

代表取締役 池田嘉津弘

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	32,728,111	流動負債	4,877,273		
固定資産	9,065,491	固定負債	1,637,749		
		株主資本	35,272,499		
		資本剰余金	95,160		
		利益準備金	35,784,268		
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	35,760,478		
		自己株式	(1,933,138)		
		評価・換算差額等	△606,928		
		その他有価証券評価差額金	6,080		
			6,080		
資産合計	41,793,603	負債・純資産合計	41,793,603		

決算公告

令和7年3月11日

高知市秦南町一丁目5番58号

株式会社プレコ

代表取締役 三谷 恵代

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	95,908
	固定資産	15,287
	合計	111,196
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	7,198
	固定負債	103,997
	株主資本	3,000
	資本剰余金	100,997
	利益剰余金	100,997
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(25,900)
	合計	111,196

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和7年2月11日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

仙台市若林区卸町二丁目11番地3

株式会社シバタインテック

代表取締役 柴田 清孝

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	8,835,169	流動負債	6,663,774		
	1,597,413	賞与引当金	60,000		
固定資産		固定負債	1,320,412		
		退職給付引当金	187,966		
		役員退職給付引当金	132,447		
株主資本		株主資本	2,448,395		
資本剰余金		利益準備金	80,000		
利益準備金		その他利益剰余金	2,368,395		
その他利益剰余金 (うち当期純利益)		利潤	726		
		その他利潤	2,367,669		
		(うち当期純利益)	(484,299)		
資産合計	10,432,582	負債・純資産合計	10,432,582		

第62期決算公告

令和7年3月11日

仙台市若林区卸町二丁目11番地3

株式会社シバタインテック

代表取締役 柴田 清孝

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	8,835,169	流動負債	6,663,774		
	1,597,413	賞与引当金	60,000		
固定資産		固定負債	1,320,412		
		退職給付引当金	187,966		
株主資本		株主資本	2,448,395		
資本剰余金		利益準備金	80,000		
利益準備金		その他利益剰余金	2,368,395		
その他利益剰余金 (うち当期純利益)		利潤	726		
		その他利潤	2,367,669		
		(うち当期純利益)	(484,299)		
資産合計	10,432,582	負債・純資産合計	10,432,582		

第34期決算公告

令和7年3月11日

福島県郡山市八山田六丁目57番地

株式会社ピーエーエム

代表取締役 鈴木 寛一

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	316,872	流動負債	237,390		
	71,008	固定資本	8,479		
固定資産		資本剰余金	142,010		
		利益準備金	10,000		
株主資本		その他利益剰余金	132,010		
資本剰余金		利潤	1,100		
利益準備金		その他利潤	130,910		
その他利益剰余金 (うち当期純損失)		(うち当期純損失)	(3,342)		
資産合計	387,879	負債・純資産合計	387,879		

第8期決算公告

令和7年3月11日 大阪市住之江区粉浜三丁目11番12号

株式会社ANZO

代表取締役 金井 康弘

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	70,169 2,940 73,110
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他利益 余剰金 (うち当期純損失) 合計	4,733 48,514 19,863 11,000 8,863 8,863 (807) 73,110

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。株主総会の決議は令和7年2月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月11日
大阪市住之江区粉浜三丁目11番12号
株式会社ANZO
代表取締役 金井 康弘

第4期決算公告

令和7年3月11日 横浜市旭区二俣川一丁目46番11号
ふじやビル201

株式会社シンノオフードサービス

代表取締役 新野尾一樹

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	119,502 67,626 187,128
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 合計	65,916 105,736 15,475 1,000 14,475 14,475 (3,574) 187,128

愛媛県松山市土居田町三番地一 (丁) 株式会社四国ノバックス 代表取締役 當山 啓吾	石川県野々市市稻荷四丁目九番地 (丙) 株式会社北越ノバックス 代表取締役 當山 啓吾	宮城県仙台市宮城野区小田原山本丁一〇 (乙) 株式会社北日本ノバックス 代表取締役 當山 啓吾
--	---	---

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和7年3月11日
大阪府大東市諸福五丁目一三番一二号
（甲）株式会社光新星
代表取締役 當山 啓吾

第58期決算公告

令和7年3月11日 大阪府大東市諸福5丁目13番12号
株式会社光新星

代表取締役 當山 啓吾

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,109 128 1,237
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	942 235 60 30 35 6 29 (53) 5 1,237

第32期決算公告 令和7年3月11日
宮城県仙台市宮城野区小田原山本丁101番地の6
株式会社北日本ノバックス
代表取締役 當山 啓吾

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,109 128 1,237
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	942 235 60 30 35 6 29 (53) 5 1,237

第35期決算公告 令和7年3月11日
愛媛県松山市土居田町33番地1
株式会社四国ノバックス
代表取締役 當山 啓吾

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,466 329 1,795
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	1,188 166 441 20 424 5 419 (40) 3 1,795

第33期決算公告 令和7年3月11日 石川県野々市市稻荷4丁目93番地
株式会社北越ノバックス
代表取締役 當山 啓吾

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,053 274 1,327
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	964 230 133 20 116 5 111 (33) 3 1,327

第8期決算公告

令和7年3月11日 東京都中央区新富一丁目8番2号

株式会社ロックビル

代表取締役 山本 泰大

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,997,016 1,694,575 3,691,591
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	605,862 2,119 3,083,609 150,000 195,251 2,738,357 (71,501) 3,691,591

(注) 金額は千円未満切り捨て表示

第23期決算公告

令和7年3月11日 福岡県田川市大字弓削田1773-2

株式会社エルアンドエー

代表取締役 田原 大輔

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	505,469 41,945 547,414
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	363,557 146,700 37,157 5,000 32,157 32,157 (3,540) 547,414

第23期決算公告

令和7年3月11日 福岡県田川市大字弓削田1773-2

株式会社エルアンドエー

代表取締役 田原 大輔

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	53,301 75,068 128,369
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 余剰金 その他利益 余剰金 (うち当期純利益) 自己株式 △ 負債・純資産合計	12,058 70,226 46,085 3,000 43,085 (43,085) (9,178) 128,369